

一通を作るべし。第三十條 抽籤終る時は抽籤名簿及徴兵名簿は聯隊區司令官又は警備隊司令官之を領し抽籤名簿徴集延期名簿徴集猶豫名簿徴集免除名簿及兵役免除名簿は島司郡市長之を領し島廳郡市役所東京市、京都市、大阪市及北海に備へ置くべし但し京都市、京都市、大阪市に於ては市長の領すべし抽籤名簿は府の書記官之を領し府廳に備へ置くべし。第三十一條 各徴募區の抽籤終るときは聯隊區司令官又は警備隊司令官は第九條の配賦に基き現役兵徴募及補充兵編入の處分を爲し又徴集名簿を以て現役兵名簿補充兵名簿及要員超過名簿を作るべし。第三十二條 聯隊區司令官又は警備隊司令官は現役兵名簿を各聯隊長聯隊を爲さざる隊に在ては其隊長及海兵團長に交付し且現役兵に徴募すべき者及補充兵に編入すべき者の順序を島司郡市長に通知すべし但東京市、京都市、大阪市に在ては府の書記官に通知すべし、抽籤名簿及補充兵名簿は之を聯隊區司令部又は警備隊司令部に備置き要員超過名簿は島司郡市長に交付し島廳郡市役所に備置くべし。第三十三條 第二十七條の處分を爲したる者には聯隊區徴兵官又は警備隊區徴兵官第三十一條の處分を爲したる者には聯隊區司令官又は警備隊司令官各其の證書を付與す但徴募免除の者並に要員に超過したる者には證書を付與す。第三十四條 徴募事務終る時は聯隊區司令官又は警備隊司令官は徴兵事務報告書及徴兵表を作り師團長に差出し師團長は師管徴兵事務報告書及徴兵表を作り陸軍大臣は全國徴兵表を作り奏上すべし。第三十五條 裁決は分て假決及終決の二種とす。第三十六條 假決は徴集延期及徴集猶豫の事を裁決

し終決は現役兵徴募、補充兵編入、要員超過、徴集免除及兵役免除の事を裁決す。第三十七條 徴集延期、徴集猶豫、徴集免除及兵役免除の裁決は聯隊區徴兵官又は警備隊區徴兵官之を爲し其他の裁決は聯隊區司令官又は警備隊區司令官之を爲す。第三十八條 壯丁若は其家族に於て徴兵令第二十二條及明治二十八年勅令第百廿六號第二條に關する聯隊區徴兵官又は警備隊區徴兵官の裁決に不服在る時は師管徴兵官に師管徴兵官の裁決に不服あるときは總理徴兵官に訴願することを得但訴願の爲に裁決の執行を停止せず、本條の訴願は裁決書を受けたる日より二十日以内に之を爲すべし其期日を過ぐる者は受理せず。第三十九條 徴兵官の裁決に對し訴願を爲さんとする者は其訴願書に同徴募區内其年徴集に應ずべき壯丁の戸主三名の保證書を添へ其裁決を爲したる徴兵官を經由して差出すべし。第四十條 徴兵官第三十九條の訴願書を受領したるときは之に前裁決に關する書類を添へ上級の徴兵官に差出すべし。第四十一條 徴兵官の裁決に對しては行政裁判所に訴願する事を許さず。現役兵及補充兵 第四十二條 現役兵入營期日は毎年十二月一日とす但疾病犯罪其他の事故に由り十二月一日に入營し難き者は同月三十一日迄に入營せしむ、警備隊諸兵の入營は二期に分ち其第一期は徴募年の十二月一日第二期は翌年六月一日とし砲兵輸卒の入營は三期に分ち其第一期は徴募年の十二月一日第二期は翌年四月一日第三期は同年八月一日とし輜重輸卒の入營は四期に分ち其第一期は徴募年の十二月一日第二期は翌年三月一日第三期は同年六月一日第四期は同年九月一日と

す、仙臺、札幌、弘前、金澤の各衛戍地に於ては砲兵輸卒の入營は二期に分ち其第一期は徵募年の翌年四月一日第二期は同年八月一日とし輜重輸卒の入營は三期に分ち其第一期は徵募年の翌年三月一日第二期は同年六月一日第三期は同年九月一日とす戰時若は事變に際しては第二期以下の入營期日を變更する事を得。第四十三條。現役兵入營の時は先づ聯隊區司令部若は便宜の地に召集し入營兵引率員之を入營地に引率し聯隊區司令部所在官より直に當該隊長に交付す但し入營兵五人未滿なるときは直に入營地に單行せしむ、海軍現役兵は其集合地に引率し入營兵受領員に交付するものとす但入營兵引率員出發後到着したる者は直に入營地に單行せしむ。第四十四條。現役兵入營に際し父母の疾病危篤或は死亡の爲め入營の延期を願ふ者若は聯隊區司令官又は警備隊司令官に於て十四日以内の延期を許すべし其延期を願ふ者は願書に市町村長の與證調印を受け其父母疾病危篤の者は醫師の診斷書を添へ差出すべし。第四十五條。現役兵入營前は第四條の區域外に轉籍戶籍上本人の出入し有す以下同しするも所屬の隊籍を變更せず、徵兵令第二十七條に當り翌年回と爲りたる者は身体検査を行ひ更に隊籍を定むるものとす但し第四條の區域外に轉籍したる者は其地に於て身体検査を行ひ隊籍を定む。第四十六條。現役兵入營前死亡し若は疾病犯罪其他の事故に由り十二月三十一日迄に入營し難しと認めたる者又は入營の後翌年一月三十一日前に死亡したる者若は一時服役に堪へざる者又は常備後備の服役及永久服役に堪へ難き者有る時は其徵募區同兵種の第一補充兵若は海軍補充兵を以て抽籤

番號の順序に従ひ補充し若し其徵募區より補充すること能ざるときは聯隊區内他の徵募區より補充す其配賦は各徵募區補充兵の總數を率とし比例を以て之を定む但警備隊諸兵及砲兵輸卒、輜重輸卒にして入營すべき月の二十日迄に本文の事故を生したる者在る時は次期入營すべき者を繰上入營せしむ其最終期に在ては前期に繰上げたる缺員と其期の缺員は第一補充兵を以て補充す。第四十七條。現役兵入營前廢疾又は不具となり永久兵役に堪難き者在る時は聯隊區司令官又は警備隊司令官に於て兵役を免す但徵兵令第二十七條に當り翌年回しと爲したる者其年徵兵事務終結前は此限りにあらず。第四十八條。現役兵入營前徵兵令第二十二條に當るべき事故の生ずるときは本人の願に由り聯隊區司令官又は警備隊司令官に於て徵集を延期す、其願書には同徵募區内其年徵集に應すべき現役兵の戸主二名の保證書を添へ島司郡市長を経て聯隊區司令官又は警備隊司令官に差出すべし但町村に在ては町村長の與書證印を受くべきものとす、島司郡市長は其事實を審覈し狀況書を作り願書と共に聯隊區司令官又は警備隊司令官に送付すべし。第四十九條。現役兵入營前及補充兵補充兵證書付與後其年十一月三十日以前の者以下同し轉籍したるときは十四日以内に島市郡市長を経て聯隊區司令官又は警備隊司令官に届出べし但町村に在ては町村長を経由すべし、其轉籍聯隊區外又は警備隊區外に係るときは舊住地聯隊區司令官又は警備隊司令官より新住地聯隊區司令官又は警備隊司令官に通報すべし、本條の届出を爲さる者は五錢以上壹圓九拾五錢以下の科料に處す。第五十條。現役兵入營前及補充兵寄留若は十四日

以上の旅行を爲さんとするときには召集の命あるときは之を通報すべき者を定め島司郡市長を経て聯隊區司令官又は警備隊司令官に届出べし其復歸したる時亦届出べし但町村に在ては町村長を経由すべし、本條の届出を爲ざる者は五錢以上壹圓九拾五錢以下の料に處す、通報人正當の事由なくして召集の命を通報せず若は其通報を遅緩したる時は五錢以上壹圓九拾五錢以下の料に處す。○雜則 第五十一條 徵兵令第十二條に依り現役に服せんことを志願する者其願書に戸主或は後見人連署し身元證書を添へ市町村長の與書調印を受け九月一日以前自己の服役せんと欲する軍隊又は海兵團に願出許可を受くべし但軍隊又は海兵團遠隔の地に居住の者は徵兵検査の際聯隊區徵兵署又は警備隊徵兵署に申立身体検査を受け合格の者は合格證書を添へ出願する事を得、検査の爲往復の旅費及入營旅費は自辨とす。第五十二條 第五十一條に依り服役の許可を受たる者は入營前本籍地の市町村長に届出べし。第五十三條 他の徵募區に寄留し其地に於て身体検査を受けん事を冀望する者は三月一日迄に本籍地の島司郡市長に願出べし島司郡市長に差出す願書には町村長の與書證印を受くべきものとす、島司郡市長其願を許可したる時は之を本人寄留地の島司郡市長に通知すべし、本條の願出已むを得ざる事故の爲め三月一日を過ぐるものは島司郡市長より本人寄留地の島司郡市長に協議し徵募上故障なき者に限り許可すべし。第五十四條 徵兵令第二十二條に當る者は同徵募區内其年の徵集に應ずべき壯丁の戸主二名の保證書を添へ三月一日迄に三月一日後抽籤迄に事故の生ずる者其都度以下同し 聯隊區徵兵

官又は警備隊區徵兵官に願出へし但其事故二年以上繼續する者は毎年願出て其三ヶ年を過るも尙止まざる者は本文の保證書を添へ願出へし、前項の願書及届書には町村長の與書證印を受くべき者とす。第五十五條 徵兵令第二十三條第一項に當る者は學校長の證明書同條第二項に當る者は公使領事又は貿易事務官の證明書を添へ三月一日迄に聯隊區徵兵官又は警備隊區徵兵官に願出へし、公使領事及貿易事務官を置かざる國に在る者は其徵集猶豫願書に海外旅券を受取りたる官廳の證明書を添へ差出すべし、公使領事及貿易事務官を置たる國に在る者と雖も徵集猶豫願書を差出す時未だ公使領事又は貿易事務官の證明を得ざる時は之に換ふる海外旅券を受取る官廳の承認書を添へ差出し追て證明書を差出すとを得、本條の願書には町村長の與書證印を受るべきものとす。第五十六條 明治二十八年勅令第百廿六號第二條に當る者は其移住の年月日及生業の狀況を詳記し毎年三月一日迄に聯隊區徵兵官に願出すべし、前項の願書には町村長の與書證印を受くべきものとす。第五十七條 徵兵令第二十三條第一項の事故止みたる者の届書及同條第二項の歸朝したる者の届書は町村長より其年の壯丁名簿進達前に在ては其名簿と共に進達後に在ては受領の日より三日以内に聯隊區徵兵官又は警備隊徵兵官に差出すべし、市長は前項の届書を聯隊區徵兵署若は聯隊聯合徵兵署開設の時同署に提出すべし。第五十八條 疾病傷痍或は犯罪等にて身体検査を受け難き者及一年志願兵_{年齢十九歳以下}の者を除く出願中の者は書面を以て検査當日迄に島司郡市長に届出へし其疾病傷痍の者は醫師の診斷書を添

丁をして裸体ならしむるときは勉めて別室若くは隔障内に於てすべし。第八條 身体検査終るの後聯隊區徵兵官又は警備隊區徵兵官は籤丁をして抽籤總代人を撰ばしむべし。

第九條 徵兵令第二十條第二十一條第二十二條に依り徵集延期に屬する者徵兵令第二十三條及び明治二十八年勅令第百廿六號第二條に依り徵集猶豫に屬する者並に徵兵令第二十九條に依り免役免除に屬する者には聯隊區徵兵署又は警備隊區徵兵署に於て附録第二第三様式に依り徵集延期證書徵集猶豫證書免役免除證書を作り市は市長より本人に付與し郡又は島嶼に在ては町村長をして本人に付與せしむべし。第十條 徵兵令第二十二條の願を許可せざる者及同條の事故繼續して三箇年を過ぐるも仍ほ止まざる旨届出たる者にして徵集免除に屬せざる者には其裁決書を市は市長より本人に付與し郡又は島嶼に在ては町村長をして本人に付與せしむべし。明治二十八年勅令第百廿六號第二條の願を許可せざる者亦同じ。第十一條 陸軍兵に編入すべき者は左の項目に依り之を撰ぶべし。一 歩兵は身体強健にして能く勞力及遠足に堪ゆる者 二 騎兵は成べく馬匹の使用に慣れ体格は輕捷にして筋肉肥滿に過ざる者 三 砲兵は体力強大にして資力清明なる者 四 工兵は成べく工兵の作業に適當し勞力あるもの 五 輜重兵砲兵輜卒及輜重輪卒は成べく馬匹の使用に慣れ但勞力有る者 六 砲兵助卒は身体強健にして勞力有る者 七 職工は成べく其職に従事せし者。第十二條 海軍兵に編入すべき者は左の項目に依り之を撰ぶべし。一 水兵は成べく帆錨舵櫓等の使用に慣れたる者 二 機關兵は成べく汽

機汽罐の取扱又は火焚の業に慣れたる者 三 軍樂生は齒列齊正にして且指節の強剛ならざる者 四 木工及鍛冶は成べく其職業に慣れたる者 五 看護は成べく患者の取扱に慣れたる者 六 主厨は成べく割烹の職に慣れたる者。第十三條 條例第二十七條の諸名簿には種類を分て之を編綴し冊尾に聯隊區徵兵官又は警備隊區徵兵署名押印すべし。公權停止中若は逃亡失踪等の爲め其年徵集する事能はざる壯丁は徵集延期名簿に一年志願兵出願中及認可を受たる者六週間現役に服すべき者は徵集猶豫名簿に編入し各假決の區畫に其事由を記する者とする。第十四條 聯隊區に於て歩兵の要員を充す事能はざる時は聯隊區司令官より之を師團長に具狀し師團長は師管内各聯隊區配賦すべし其配賦は壯丁の總數を率とし比例を以て之を定むる者とする。師管内に於て要員を充し能はざるときは師團長は陸軍大臣に具狀すべし。第十五條 徵兵令第廿三條に依り徵集猶豫に屬する者は身体検査を行はず明治廿八年勅令第百廿六號第二條に依り徵集猶豫に屬する者は初年及徵集に應すべき年の外身体検査を行はず。第十六條 疾病傷痍の爲め身体検査に出頭せざる者は時宜に依り其家に就き検査すべし。第十七條 抽籤施行に先だち聯隊區徵兵署又は警備隊區徵兵署若は聯隊區聯合徵兵署に於て合格者の人員を調査し兵種及甲乙兩種に分ち籤札を作るべし。籤の番號は甲乙兩種各合格者の數に應し第一番より起すを例とす然れ共抽籤の列に加へざる者有る時は現役に編入するの順序を定むる爲め之に首位の番號を附着し其次番號より籤番號を起すべし。第十八條 籤札は附録第四様式

に依り之を作り籤箱に納れ之を封鎖し徵兵官徵兵參事員列席の前に置き其封を披き徵兵署事務員籤丁名簿の順序に氏名を呼び抽籤總代に之を抽かしむ。第十九條 條例第二十九條の抽籤名簿は附録第五様式に依り之を作り冊尾に徵兵官署名押印すべし。第二十條 抽籤總代人は抽く所の書號を高聲に呼ひ其籤札を徵兵署事務員に渡し徵兵署事務員は之を籤丁名簿氏名の順に貼付し徵兵署印章を以て割印を爲し一人毎に之を截ち切り總代人に交付すべし。第二十一條 身体検査に合格した。壯丁中讀書算術を能くし且身元確實なる者にして抽籤の法に依らず現役に服せん事。志願する者存する時は聯隊區徵兵官又は警備隊區徵兵官之を許可する事を得。第二十二條 現役兵及補充兵の編入順序は左の如し。一 甲種合格者にして徵兵令第二十八條に當る者。二 以上なるときは年齢の順同年齢の者は生月日の順序に從ふ。三 第二項第三項第四項第六項第七項第八項亦同。二 甲種合格者にして徵兵令第十三條第五項及第二十三條に當り抽籤の法に依らずして徵集する者。三 甲種合格者にして徵兵令第二十七條に當り徵集する者。四 第二十一條に依り現役志願を許可したる者。五 甲種合格者にして抽籤の者番號の順序に從ふ。六 乙種合格者にして徵兵令第二十八條に當る者。七 乙種合格者にして徵兵令第十三條第五項及第二十三條に當り抽籤の法に依らずして徵集する者。八 乙種合格者にして抽籤の者。九 乙種合格者にして抽籤の者。第二十三條 聯隊區司令官又は警備隊司令官條例第三十一條の處分を爲したる時は附第六様式に依り現役兵證書及補充兵證書を作り市は市長を経て本人に付與し郡又は島嶼に在ては島司郡

長及町村長を経て本人に付與すべし但東京市京都市大阪市に在ては府の書記官及區を経て付與すべし。要員超過の爲め國民兵役に服する者には前項の例に依り其の由を本人に達すべし。第二十四條 條例第三十一條の諸名簿は種類を分て編綴し冊尾に聯隊區司令官又は警備隊司令官署名押印すべし。第二十五條 條例第三十四條の徵兵表は附録第七様式に準し之を作るべし。第二十六條 壯丁名簿進達前市に在る他の市町村に轉籍するときは市町村長より本人徵兵適齡届書を添へ轉籍地の市町村長に通知すべし。第二十七條 壯丁名簿進達後條例第三十一條の處分前名簿に關する異動を生したる者若しくは他の市町村より入籍したる者有る時は町村長之を島司郡長に報告し抽籤前は島司郡長其名簿を訂正加除し抽籤後に在ては之を聯隊區司令官又は警備隊司令官に通知すべし。市に在ては壯丁名簿調製後抽籤前本條に當る者存るときは市長其名簿を訂正加除し抽籤後條例第三十一條の處分前に在ては之を聯隊區司令官又は警備隊司令官に通知すべし。第二十八條 現役兵人營前及補充兵補充兵證書付與後其年の名簿に關する異動を生したるときは町村長之を島司郡長に報告し島司郡長は聯隊區司令官又は警備隊司令官に通知すべし。市に在ては前項の異動は市長之を聯隊區司令官に通知すべし但東京市京都市大阪市に在ては區長より府の書記官にも通知すべし。第二十九條 壯丁名簿受領後市に在て抽籤前募區外に轉籍する者ある時は島司郡市長より壯丁名簿若しくは條例第二十七條の名簿を添へ轉籍地の島司又は郡市町に通知し抽籤後條例第三十一條の處分前に在ては聯

區司令官又は警備隊司令官より轉籍地の聯隊區司令官又は警備隊司令官に通知すべし。其異動轉籍地の抽籤後に係る時は次年に於て假決若くは終決の處分を爲すべし。但身體検査前の者に在ては成るべく其年便宜の徵兵署に呼出し検査を爲し置くべし。第三十條 身體検査後は他の徵募區に轉籍する者總て舊徵募區に於て之を處分し其合格者は新舊徵募區の最高番號を率とし比例を以て轉籍地徵募區同等番號の上位に列せしむ。但轉籍地徵募區現役兵補充兵の裁決後に係り要員に超過するときは順次之を繰下ぐべし。第三十一條 抽籤後徵集延期徵集猶豫若くは入營延期翌年回と爲りたる者の名簿に關する異動を生ずる者存るときは町村長之を區司令官に報告し島司郡長は其名簿を訂正加除すべし。但市に在ては市長之を訂正加除すべし。其徵募區外又は検査區外に轉籍する者は島司郡市長より前項の名簿を添へ轉籍地の島司又は郡市長に通知すべし。第三十二條 聯隊區司令官又は警備隊司令官條例第四十九條現役兵入營前及補充兵轉籍の通報を受けたるときは之を島司郡市長に通知し島市長は郡市町村長に達すべし。第三十三條 徵兵令第十三條第五項及條例第六十四條に當る者存る時は町村長は戶籍に基き壯丁名簿を作り島司又は郡長に差出し市に在ては長市其名簿を作るべし。第三十四條 現役兵入營の期に先立ち聯隊區司令官又は警備隊司令官は入營地若くは海軍入營兵集合地に到る日を量り召集の場所及時日を定め島司郡市町村長を経て之を各自に達すべし。聯隊區外又は警備隊區外に轉籍したる者に在ては住地舊聯隊區司令官又は警備隊司令官より其召集

の場所及時日を新住地聯隊區司令官又は警備隊司令官に通知し新住地聯隊區司令官又は警備隊司令官は前項の例に依り之を各自に達すべし。第三十五條 條例第四十三條の入營兵引率員及海軍入營兵受領員は左の如し。但戰時若くは事變に際し各師團の充員召集員を補充する爲めの充員召集員を除く。中は島縣郡市吏員を以て入營兵引率員と爲す其人員は入營兵の員數に應じ島司郡市長適宜之を定むべし。陸軍入營兵引率員 入營兵三十人迄 聯隊區書記一名、入營兵卅一人以上百人迄 聯隊書記一名上等兵一名若くは二名、入營兵百一人以上二百人迄 聯隊區副室一名下士一名上等兵一名乃至三名 但二百一人以上三百人迄は下士二名上等兵二名乃至四名三百一人以上は下士三名上等兵三名乃至四名三百一人以上は下士三名上等兵三名乃至五名とす。海軍入營兵引率員 聯隊區書記一名、海軍入營兵受領員 入營兵卅一人迄下士一名、入營兵卅一人以上百人迄下士一名一等卒一名若くは二名入營兵百一人以上 百八迄尉官一名下士一名一等卒一名乃至三名、但二百一人以上三百人迄は下士二名一等卒二名乃至四名二百一人以上は下士三名一等卒三名乃至五名とす。第三十六條 條例第四十三條第二項の海軍入營兵集合地は左の如し。本郷佐倉水戸麻布聯隊區は 東京、横濱聯隊區は 横須賀、仙臺福島山形聯隊區は 白川、新發田柏崎聯隊區は 直江津、名古屋津津聯隊區は 四日市、豊橋静岡聯隊區は 沼津、大坂和歌山福知山神戸姫路岡山聯隊區は 神戸又は舞鶴、廣島尾道 山口濱田聯隊區は 吳又は廣島、熊本大村鹿兒島宮崎佐賀聯隊區は 佐世保又は長崎、札幌函館弘前盛岡秋田聯隊區は 青森又は仙臺、金澤富山鯖江聯隊區は 敦賀又は直江津、丸龜徳

島松山高知聯隊區は 九龜、小倉大分福岡聯隊區は 門司。第三十七條 海軍現役兵入營の期に先たち海兵團長に於て入營兵集合地より入營地に至る日数を量り集合地到着の日割を定め豫め之を各聯隊區司令官に通知すべし。第三十八條 條例第四十四條の入營延期願濟の者其他事故不參の者在るときは入營兵引率員聯隊區司令官所在の入營地に在ては聯隊區司令官より各隊長又は海軍入營兵受領員に其由を通知すべし。第三十九條 條例四十六條に依り第一補充若は海軍補充兵を以て現役兵の缺員を補ふには聯隊區司令官又は警備隊司令官に於て其取扱を爲すべし但他の聯隊區又は警備隊區に轉籍したる者にして入營せざる者の補缺は轉籍地聯隊區司令官又は警備隊司令官の通知を得て其取扱を爲すべし。現役兵入營後の補缺は各隊長又は海軍團長より當該聯隊區司令官に通知する者とす。第四十條 入營兵引率員召集地若くは交付の際に於て永久兵役に堪へ難き者と認めたる者在る時は一時入營を差止め其診斷證書を添へ聯隊區司令官又は警備隊司令官に具申すべし。第四十一條 現役兵第一補充兵及現役兵に操上たる海軍補充兵は島司郡市長より各自の戶籍寫を聯隊區司令官又は警備隊司令官に送附し聯隊區司令官は第一補充兵にして現役兵に操上げざる者を除くの外之を各隊長又は海兵團長に送附すべし。第四十二條 條例第四十九條及本則第二十八條に當る現役兵入營前の異動は聯隊區司令官又は警備隊司令官條例第四十條に轉籍地の聯隊區司令官又は警備隊司令官より各隊長又は海兵團長に通知すべし。第四十三條 現役兵入營前徵集延期若は入營延期翌年回と爲りたる者又は兵役免除と爲りたる者の名簿は聯隊區司令官又は警備隊司令官より島司郡市長に送附すべし。但東京市京都市大阪市に在ては尙府の書記官に通知すべし、前項の名簿中入營延期翌年回と爲りたる者の名簿は島司郡市長之を徵集延期名簿に編入すべし。第四十四條 補充兵にして他の徵集區に轉籍抽籤後其の十日迄に係るものを包含すしたる者は新舊住地徵集區同種補充兵最高の抽籤番號を率とし比例を以て相當番號の上位に列せしむべし。第四十五條 前條の異動を生ずる者在る時は聯隊區司令官又は警備隊區司令官より島司郡市長東京市京都市大阪市に在ては府の書記官に通知すべし但其轉籍聯隊區又は警備隊區外に係るときは聯隊區司令官又は警備隊司令官其名簿を添舊住地徵集區の同種補充兵最高の抽籤番號を轉籍地の聯隊區司令官又は警備隊司令官に通知すべし。第四十六條 現役兵入營前及補充兵にして轉籍したる者の現役兵證書、補充兵證書は總て轉籍地の聯隊區司令官又は警備隊司令官に於て訂正すべし。第四十七條 現役兵證書、補充兵證書、徵集延期證書徵集猶豫證書及兵役免除證書を失ひ又は損傷したる者は更に下渡を島司郡市長に請求すべし。第四十八條 條例第五十條の召集の命ある時之を通報す可き者は成年以上の男子に限る。第四十九條 條例第五十三條に依り寄留地徵集區に於て身体検査を受くる事を許可したる旨島司郡市長より寄留地の島司郡市長に通知するに之に壯丁若くは前年の假決名簿を添ふべし寄留地に於て身体検査終る時は前項の名簿に検査の決果を記入し直に聯隊區徵兵官又は警備隊區徵兵官より本籍地の聯隊區徵兵官又は警備隊區徵兵官に送附すべし。第五十條 條例第五十三條に依り寄留地徵集區に於

兵事に関する部

て検査を受けたる者本籍徴募區の抽籤前日迄に前條第二項の名簿到達せざる時は其年の検査成績に依り翌年假決の處分を爲すべし。第五十一條 條例第五十一條の願書は附録第八様式に依り身元證書は附録第九様式に依り合格證書は附録第十様式に依り之を作るべし。附則 第五十二條 第二條中明治二十八年勅令第百廿六號第三條に當る者の人名書は明治二十九年に於ては明治二十八年陸軍省令第三十號第三項に依り作りたる名簿を以て之に換ふべし。第五十三條 北海道に於ては條例第六十三條の徴兵令未行地寄留地最寄徴募區を函館區小樽郡室蘭郡の三箇所とす。

●陸軍召集條例之事(明治二十九年十一月 敕令第三百六十四號)

第一章 綱領 第一條 本條例は戰時若は事變に際し陸軍を動員する爲め及平時に於て演習、教育、補缺、簡閱點呼を行ふ爲め在郷の陸軍々人及兵役義務有る者の召集に關する事を規定す。第二條 各師團及警備隊の召集區は當該師團管及警備隊區とす。召集は召集區に於てするを例とす但場合に依り召集區外に召集する事有るべし。第三條 在郷軍人及兵役義務者の召集は召集區所管の師團長之を行ふ、將官同相當官の召集は本條例の規定に依らず陸軍大臣の命令に基き師團長直に之を行ふ。第四條 戒嚴を宣告し得る權有る司令官時機切迫して命を請ふ途なき時は獨斷して充員召集令及國民兵召集令を下す事を得此の場合に於て該司令官は召集に關し師團長と同一の職權を有す。第五條 在郷軍人補充兵を召集するには召集令狀を用ゐる其編入す可き部隊並に到着地點及其期日を

指定すべし。後備役屯田兵下士以下を召集するには召集令狀を用ゐずして召集令を本人に達すべし、國民兵を召集するには召集令傳達書を用ゐる其集合地點及其の期日を指定すべし、簡閱點呼を爲すには點呼令狀を用ゐる點呼場及其到着時日を指定すべし。第六條 召集事務に關し師團長の爲したる規定は地方官、警視總監、憲兵司令官及憲兵隊長之を遵行すべし。第七條 師團長は期定に若くは臨時に聯隊區司令部並に地方官廳及公署に於ける召集事務の整否を検査し又は部下將校をして之を検査せしむべし、地方長官、警視總監、憲兵司令官、憲兵隊長は其所部召集事務の整否を検査し又は部下官吏をして之を検査せしむべし。第八條 充員召集及國民兵旅費支出の方法は陸軍大臣之を定む。第九條 此條例中聯隊區司令部副官の職務は警備隊區に在ては警備隊司令部副官、郡長の職務は島廳を置く島嶼に在ては島司郡長及町村長の職務は市に在ては市長、東京市京都市大阪府及市制町村制を施行せざる地方の區に在ては區長町村長の職務は町村制を施行せざる地方に在ては戸長及之に準すべき者之を行ふ、後備役屯田兵下士以下の召集事務に關し郡長及町村長の職務は屯田兵村監視之を行ふ。第十條 此條例中聯隊區司令部と在るは警備隊司令部に郡と在るは島廳を置たる島嶼市、東京市京都市大阪府及市制町村制を施行せざる地方に在ては區に當該す。第十一條 島嶼に於て此の條例中の規定を、實施する事能はざる時は師團長適宜の方法を設くることを得。第二章 充員召集總則 第十二條 充員召集とは動員に際し陸軍の全部若しくは一部を充員する爲め及動員寛結後缺員を補充する爲め其要員を召集するを謂ふ。第十三條 充員召集事務に關し職責ある

者は平時豫め之れに關する行務を計畫準備し有事の際決して異算なきを要す。第十四條
 充員召集發令後は召集事務に關し訓事を請ふ事を許さず。第十五條
 充員召集に關する諸準備は動員年度の初日に於ける現在員を豫定して之を爲し此期日
 以前に結了すべし。第十六條 師團長は諸部團隊を同時に或は各別に充員し得べく準備
 すべし。第十七條 師團長は毎年諸部團隊の充足要員を定め將校佐官同相當官尉官同相當官
及准士官を謂ふ以下同しは人各下士以下は人員を以て各聯隊區に配當し之を聯隊區司令官に達すべし、師團長は
 他の師管より召集に應ずべきものある時は前項に依り該師管の聯隊區に配當し之を本籍
 所管の師團長に通知す本籍所管の師團長は之を聯隊區司令官に達すべし。第十八條 聯
 隊區司令官前條の配當を受くる時は之に基き聯隊區の充員名簿を作り更に各部の充員名
 簿及び召集令狀屯田後備役兵村に在るを各兵村の充員名簿を作り之を郡長に送付すべし、警備隊司令官は自ら警
 備隊の充足要員を定め前項の取扱を爲すべし。第十九條 郡長充員名簿並に召集令狀を
 受領したるときは召集令狀に所要の記入を爲し各町村の充員名簿を作り召集令狀と共に
 町村長に送付すべし。第二十條 町村長充員名簿並に召集令狀を受領したるときは之を
 保管し召集に當り速かに召集令狀を本人に交付するの準備を爲すべし、町村長は充員名
 簿に記載のある應召員將校以下召集に應ずべき者を謂ふ以下同しに其編入せらるべき部隊並に到着地を豫め通知
 すべし。第二十一條 召集に際し應召員の宿泊に供する爲め軍用旅舎を定め之に看板及
 標記若くは標燈を掲げしめ又通行に支障無らしむる等召集を容易ならしむる爲め地方長

官豫め憲兵隊長京府に在るは警視總監憲兵司令官以下同と協議し相當の措置を爲すべし。第二十二條 師團長は動員令に従ひ其師團の全部或は一部を充員する爲め充員召集令を部
 下諸部團隊長に達し地方長官並に憲兵隊長に通知すべし、他の師管より召集に應ず可き
 者在る時は其本籍所管の師團長に通知し該師團長は之を聯隊區司令官に達し地方長官並
 に憲兵隊長に通知すべし。第二十三條 充員召集令を受けたる官衛並に公署は直に軍事
 警報を揭示する者とす、但師團長は陸軍大臣の命に依り之を揭示せしめざる事を得。第
 二十四條 召集令は確實迅速なる方法を以て通達すべし。第二十五條 聯隊區司令官充
 員召集令を受くるときは直に之を郡長に達すべし、聯隊區司令官は召集期日前に其司令
 部若干に充員名簿戰時名簿補充兵にして戰時名簿なき者は在るは補充兵名簿を携帶せしめ充員交付官として豫定の場
 所に至り召集事務所を開設せしむべし。第二十六條 地方長官充員召集令を受くる時は
 之を郡長其他關係有る官衛に達すべし、憲兵隊長充員召集令を受くるときは之を其部下
 に達すべし。第二十七條 郡長地方長官若くは聯隊區司令官より充員召集令を受くる時
 は其何れより受くるを問はず速かに之を町村長に達し召集事務に服行すべし、屯田兵村監
 視充員召集令を受くる時は之を應召員に達すべし。第二十八條 町村長充員召集令を受
 くる時は召集令狀に所要の記入を爲し直に豫定の方法を以て之を應召員又は通報人に交
 付し受領證を受取るべし。召集通報人を設けざる不在に在るは其戸主本人戸主又は戸主不在
なれば其家族中家事を
擔當する者以下同交付すべし、町村長は第一項第二項に依り召集令狀を交付したる者の人名並に事故

有りて之を交付し得ざる者の人名其事由を記しを憲兵及警察官吏に通知すべし。第二十九條
 應召員に代り召集令状を受領したる者は直に其旨を本人に通報し召集令状を速かに本人
 に交付するの處置を爲すべし。第三十條 將校召集令状を受領する時は旅費を受領して
 速かに所命の地に到着し其召集事務所に届出べし。第三十一條 下士以下の應召員召集
 令状を受領する時は旅費を受領し其令状に定められたる期日に所命の地に到着し召集事
 務所に届出へし、第二補充兵第一補充兵にして教養を受ざる者亦同しは郡毎に郡の吏員之を引率し召集事務所に
 到り充員交付官に交付すべし。第三十二條 憲兵及警察官吏は町村長より第二十八條第
 三項の通知を受くるときは其應召員をして所命の期日に應召せしむるの處置を爲すべ
 し。第三十三條 召集令状を受領するも傷痍疾病の爲め應召すること能はざる者は醫師
 の診断證書を添へ本人より聯隊區司令官に宛てたる届書を召集令状受領後二十四時以内
 に町村長に差出すべし、旅行犯罪失踪等の爲め應召すると能はざる者あるときは召集令
 状を受領したる者より召集令状受領後廿四時間に聯隊區司令官に宛てたる届書を町村長
 に差出すべし但犯罪失踪等に係る時は憲兵若しくは警察官吏の證明書を添ふべし、町村長
 第一項第二項の届書を受領する時は調査の上十日之を取纏めて郡長に差出すべし郡長は
 毎日之を取纏めて聯隊區司令官に差出すべし。第三十四條 前條第一項第二項の場合に
 於て應召する事能はざる者其事故止みたる時は直に町村長に届出其指揮を受くべし、前
 項の場合に於て町村長は其充員完結前に在ては召集令状の裏面に其事由及出發日時を記

し本人をして旅費を受領し出發せしめ其充員完結後に在ては其出發を差止置くべし、町
 村長は前項の者在る時は毎日之を取纏めて郡長に報告し郡長は毎日之を取纏めて聯隊區
 司令官に報告すべし。第三十五條 應召員途中に於て止むを得ざる事故の爲め到着を遅
 延する場合に在て其事故傷痍疾病なるときは醫師の診断證書を其他は郡長町村長憲兵警
 察官吏船長若しくは驛長に就き證明書を受領し到着の上召集事務所に差出すべし。第三十
 六條 應召員非常の情況に際し交通斷絶し所命の地に到着する事能はざる場合に在ては
 其旨を諸部團隊諸部團隊なき地に在ては郡長町村長憲兵警察官吏に届出べし、前項の届出を受けたる者は適宜の處
 置を爲し事情之を許すに至れば其事由を證明し本人を所命の地に到着せしむべし。第三
 十七條 應召員中過員若しくは事故に依り歸郷を命せられたる者は陸軍服役條例第八條第
 二十九條第八十條第百十八條第百三十七條の例に依り届出べし補充兵に在ては同條例第
 百卅七條の例に依り届出べし。第三十八條 正當の事由無くして第二十九條の規定に背
 く者は一日以上十日以下の拘留に處す、正當の事由無くして第三十三條第一項第二項第
 三十四條第一項第三十六條第一項の規定に背く者は五拾錢以上壹圓九拾五錢以下の料
 に處し又は五日以上十日以下の拘留に處す、第卅七條の届出を怠る者は五錢以上一圓九
 十五錢以下の料に處す。第三十九條 充員完結する時は諸部團隊長は之を師團長に報
 告し師團長は之を地方長官並に憲兵隊長に通知し地方長官は之を郡長其他關係ある官衙
 に憲兵隊長は之を其部下に達すべし、他の師管より召集に應じたる者在る時は師團長は

尙ほ其本籍所管の師團長に通知し該師團長、地方長官並に憲兵隊長は前項の通達を爲すべし、郡長第一項第二項の達を受くる時は之を町村長に達すべし。第四十條 動員完結後缺員を補充する爲め充員召集は必要に應じ師團長直に之を行ふ此場合に於ては第二十二條乃至第三十九條の例に依る。充員召集準備の復舊 第四十一條 復舊令下る時は師團長は諸部團隊長に達し地方長官並に憲兵隊長に通知し地方長官は之を郡長其他關係在る官衙に憲兵隊長は之を其部下に達すべし他の師管より召集に應じたる者在る時は師團長は尙ほ其本籍所管の師團長に通知し該師團長、地方長官並に憲兵隊長は前項の通達を爲すべし郡長第一項第二項の達を受くる時は之を町村長に達すべし。第四十二條 師團長は復員後勉めて速かに充員召集準備を復舊するものとす。第四十三條 復員に當り歸郷を命ぜられたる者には第三十七條を適用す其規定に背く者には第三十八條第二項を適用す。第三章 國民兵召集 總則 第四十四條 國民兵召集に關しては本章規定するものを除くの外第十三條第十四條第十五條第十六條第二十一條第二十二條第二十三條第二十四條第二十六條第二十七條第二十八條第二十九條第四十條第四十一條第四十二條の規定に準據すべし。第四十五條 國民兵召集を分て第一國民兵召集第二國民兵召集の二種とす。第四十六條 第一第二國民兵は所要に應じ年齢若き者より之を召集するを例とす但幹部に充つべき者は年齢に關せず之を召集することを得。第四十七條 第二國民兵中十七歳以上二十一歳未満の者は特別の命令あるに非ざれば之を召集する事なし。國民兵

召集準備 第四十八條 町村長は毎年一回其管内に在籍する第一第二國民兵の人員表各二通を製し各一通を郡長に差出し他は之を保管すべし。第四十九條 郡長前條の人員表を受領したる時は其管内の第一第二國民兵人員表を各別に調製して之を聯隊區司令官に送付すべし。第五十條 聯隊區司令官前條の人員表を受領したるときは其管内の第一第二國民兵人員表を各別に調製して之を師團長に差出すべし。第五十一條 師團長は聯隊區司令官に召集すべき人員、編成地、編成到着期日及集合場を達すべし但召集人員を定むるには召集總員を率とし聯隊區に於て召集すべき年齢に相當する者の人員に比例し之を各聯隊區に配當するものとす。第五十二條 聯隊區司令官前條の達しを受くるときは召集すべき人員及集合上到着期日を定め集合場と共に之を郡長に達すべし但し聯隊區司令官其人員を定むるには召集總員を率とし各郡に於て召集すべき年齢に相當する者の人員に比例し之を各郡に配當する者とす。第五十三條 郡長前條の達を受くる時は之を町村に達すべし、但し召集すべき人員は召集總員を率とし各町村に於て召集すべき年齢に相當する者の人員に比例し之を各町村に配當する者とす。第五十四條 町村長前條の達を受くる時は國民兵豫定應召人名簿並に國民兵召集令傳達書を調製し召集準備を爲すべし。國民兵召集實施 第五十五條 師團長は國民軍召集の命下る時は其趣旨に従ひ國民兵召集令を發すべし、時機に依り師團長は一部の地方を限り國民軍召集を施行する事を得。第五十六條 聯隊區司令官國民軍召集令を受くる時は直に之を郡長に達すべし。

聯隊區司令官若くは副官應召員集合期日前に司令部員若干を率ゐ其集合場に出張すべし。第五十七條 郡長地方長官若くは聯隊區司令官より國民兵召集令を受くる時は直に之を町村長に達すべし、郡長は應召員受領の爲め集合期日前に吏員若干を集合場に派遣すべし。第五十八條 町村長前條の達を受くる時は豫定應召人名簿に記載し在る者に國民兵召集令傳達書を交付し受領書を受取るべし、旅行、犯罪、失踪等の爲め不在の者に於ては其戸主に交付すべし、町村長は第一項第二項に依り召集令傳達書を交付したる者の人名並に事故に依り交付し得ざる者の人名^{其事由を記し}を憲兵及警察官吏に通知すべし、憲兵及警察官吏前項の通知を受くる時は其應召員をして所命の期日に應召せしむるの處置を爲すべし。第五十九條 應召員國民兵召集令傳達書を受領したる時は集合場迄の旅費を受領し該傳達書を携へ町村長の引率を受け集合場に到達すべし、町村長は集合期日に應召員を引率して集合場に至り豫定應召人名簿と共に之を郡の吏員に交付すべし。第六十條 應召員に代り召集令傳達書を受領したる者は直に其旨を本人に通報し召集令傳達書を速かに本人に交付するの處置を爲すべし、正當の理由無くして前項の規程に背く者は一日以上十日以内の拘留に處す。第六十一條 聯隊區司令官若くは副官は集合場に於て郡の吏員より應召員並に豫定應召人名簿を受領する時は應召員の身体検査を行ひ其不合格若くは過員の者には旅費を給して歸郷せしめ其他は之を引率して編成地に至り豫定應召人名簿と共に師團長の指定する部隊長に交付すべし。第六十二條 國民兵召集令

傳達書を受領するも傷疾疾病の爲め應召すること能はざる者は醫師の診斷證書を添へ召集令傳達書受領後二十四時間以内に町村長に届出べし、旅行、犯罪、失踪等の爲め應召する事能はざる者在る時は召集令傳達書を受領したる者より召集令傳達書受領後二十四時間内に町村長に届出べし、旅行、犯罪、失踪等の爲め應召すること能はざる者あるときは召集令傳達書を受領したる者より召集令傳達書受領後廿四時間以内に町村長に届出べし第一項第二項の届出を怠る者は五拾錢以上壹圓九拾五錢以下の科料に處し又は五日以上十日以下の拘留に處す。第四章 演習召集規則 第六十三條 演習召集とは豫備役後備役將校下士兵卒及第一補充兵の勤務演習召集並に歸休兵の演習召集を謂ふ。第六十四條 師團長は在郷軍人及第一補充兵を演習の爲め各部隊に召集す但寄留地に於て演習應召を許可したる者は其寄留地の師團長之を召集す。第六十五條 第六十三條演習召集の外特別の命令を以て充員召集の演習を目的とする演習召集を行ふ事あり。第六十六條 本籍所在の師管に於て勤務演習を爲すべき部隊無きものは他の師管の部隊に於て勤務演習を爲さしむ。第六十七條 一年志願兵終末試験及第證書を所持する者の勤務演習召集に關しては陸軍補充條例に依るの外尚ほ本章の規定に依る士官適任證書を所持する者の勤務演習亦同し。第六十八條 後備役屯田兵下士以下の演習召集に關する規程は第七師團長之を定む。演習召集準備 第六十九條 演習に召集すべき者は將校は人名下士兵卒及第一補充兵は豫定人員を以て師團長より關係の諸部隊隊長に達すべし。第七十條

聯隊區司令官前條の達を受くる時は下士兵卒及第一補充兵の人名を定め寄留地應召者を加へ各郡毎に召集すべき將校、下士兵卒及第一補充兵の演習召集名簿並に演習召集令狀を作り其令狀は自ら之を保管し名簿は之を郡長に送付すべし。第七十一條 郡長前條の名簿を受領する時は旅費金額を計算して之に記入し更に各町村の演習召集名簿を作り之を町村長に送付すべし。第七十二條 町村長前條の名簿を受領する時は其年勤務演習に召集せらるべき者に其旨を通知すべし。第七十三條 演習召集を行ふには師團長召集すべき在郷軍人及第一補充兵の種類、召集期日及召集日數を諸部團隊長に達し地方長官並憲兵隊長に通知すべし。第七十四條 地方長官前條の通知を受くる時は之を部長其他關係ある官衙に達すべし、憲兵隊長前條の通知を受くる時は之を其部下に達すべし。第七十五條 聯隊區司令官第七十三條の達を受くる時は演習召集令狀に所要の記入を爲し之を郡長に送附し召集す可き將校、下士兵卒及第一補充兵連名簿を其召集部隊長に送付すべし。第七十六條 郡長第七十四條第一項の達を受る時は之に所要の記入を爲し町村長に達すべし、郡長前條の演習召集令狀を受領する時は之に所要の記入を爲し町村に送付すべし。第七十七條 町村長前條の演習召集令狀を受領する時は之を本人又は召集通報人に交付すべし。第七十八條 應召員演習召集令狀を受領したる時は旅費を受領して令狀に示す期日に其召集部隊に到着すべし。第七十九條 傷痍疾病其他の事故に依り演習召集に應ずる能はざる者は町村長の奥書證印を受けたる届書を入隊期日

送し郡長を経て聯隊區司令官に差出すべし但し傷痍疾病の者は醫師の診断證書を添ふべし、前項の届出を怠る者は五十錢以上壹圓九拾五錢以下の科料に處し又は五日以上十日以内の拘留に處す。第八十條 演習召集に際し父母の疾病危篤又は死亡の爲め召集の延期を願ふ者在る時は將校に在ては師團長、下士兵卒及補充兵に在ては聯隊區司令官に於て十四日以内の延期を許すべし、將校に在ては其願書を聯隊區司令官を経て師團長に差出すべし、下士兵卒及補充兵に在ては其願書を聯隊區司令官を経て師團長に差出すべし、醫師の診断證書を添へ郡長を経て聯隊區司令官に差出すべし。第八十一條 第七十九條第一項第八十條第一項に依り應召する事能はざる者其事故止み召集期日の翌日より計算し十日以内に到着し得る者は其召集部隊に到着すべし但し演習の種類に依り師團長必要と認むる時は此日限を變更する事を得前項の場合に於て將校に在ては聯隊區司令官を経て師團長に下士兵卒及補充兵に在ては町村長及び郡長を経て聯隊區司令官に届出つべし第一項の規程に背く者は五拾錢以上壹圓九十五錢以下の科料に處し五日以上十日以下の拘留に處す。第八十二條 第二十八條第二項第三項第三十二條第三十五條は本款に之を適用す、第二十九條は本款に之を適用す其規程に背く者には第三十八條第一項を適用す。第八十三條 演習を終り又は召集中事故により歸郷を命せられたる者には第三十條を適用す其規程に背く者には第三十八條第三項を適用す。第五章 教育召集總則 第八十四條 教育召集とは教育の爲め第一補充兵を召集するを謂ふ。第八十五條 教育

召集は第一補充兵服役の初年に於て行ふを例とす。教育召集準備 第八十六條 聯隊區司令官は毎年二月一日に於ける第一補充兵の現在員を調査し之を各兵種に分ち師團長に報告し師團長は其年教育すべき人員を諸部團隊長に達すべし。聯隊區司令官は各郡の教育召集名簿を作り之を郡長に送付すべし。第八十七條 郡長前條の名簿を受領する時は旅費金額を計算して之に記入し更に各町村の教育名簿を作り之を町村長に送附すべし。教育召集實施 第八十八條 教育召集を行ふには應召員を先づ聯隊區司令部所在地若しくは便宜の地に集合し聯隊區司令部員若しくは其他の下士兵卒をして召集地に引率せしむるものとす。但應召員五人未滿なるときは單行せしむ。第八十九條 教育召集を行ふときは師團長其兵種召集期日及召集口數を聯隊區司令官に達し地方長官並に憲兵隊長に通知すべし。第九十條 地方長官前條の通知を受くる時は之を郡長其他關係ある官衙に達し管内に告示すべし、憲兵隊長前條の通知を受くるときは之を其部下に達すべし。郡長第一項の達を受くるときは之を町村長に達すべし。第九十一條 聯隊區司令官第八十九條の達を受くるときは教育召集令状を作り郡長に送付し郡長は之を町村長に送付し町村長は之を本人又は召集通報人に交付すべし。第九十二條 應召員教育召集令状を受領したるときは旅費を受領し令状に示す期日に其集合地又は部隊に到着し第八十八條の引率員又は部隊に届出べし。第九十三條 第八十八條第二項第三項第卅二條第卅五條第七十九條第八十條第八十一條は本款に之を適用す。第九十四條 第八十九條は本款に之を適用す其規定に背く者は

は第卅八條第一項を適用す。第九十四條 教育を終り歸郷を命せられたる者は陸軍服役條例第百卅七條の例に依り届出べし、前項の届出を怠る者は五錢以上一圓九十五錢以下の科に處す。補欠召集 第九十五條 補欠召集とは平時に於て臨時兵員の補欠を要するるとき歸隊兵を召集するを謂ふ。第九十六條 補欠召集は陸軍大臣の命に依り師團長之を行ふ。手續は第四章を準用す。第七章 簡閱點呼 總則 第九十七條 簡閱點呼とは在郷下士兵卒及第一補充兵を集合して之を簡閱し平常に於ける異動取扱の確實を保し且必要なる訓示を下すを謂ふ。簡閱點呼準備 第九十八條 簡閱點呼の準備は聯隊區司令官之を爲すべし。簡閱點呼實施 第九十九條 簡閱點呼の時期は師團長之を定め聯隊區司令官に達し地方長官並に憲兵隊長に通知すべし。第一百條 師團長は部下の尉官數名に簡閱點呼執行官を命し之に必要な訓示を授くべし、在郷下士兵卒及第一補充兵の人員僅少なる僻陬の地に在ては師團長は其地の憲兵將校又は同下士をして簡閱點呼を爲さしめ若しくは之を省略する事を得。第一百一條 聯隊區司令官は其管内に若干の點呼場及之に屬する點呼區域並に點呼日割を定め之を師團長に差出し同時に地方長官、憲兵隊區並に簡閱點呼執行官に通知し郡長に達すべし、地方長官及郡長前條の通知を受くる時は地方長官は之を警察署長に郡長は之を町村長に達すべし、憲兵隊長第一項の通知を受くる時は之を其部下に達すべし。第一百二條 聯隊區司令官は各點呼場に參會す可き下士兵卒及第一補充兵の點呼名簿及點呼令状を作り其の令状は之を郡長に送付すべし。第一百三條

郡長點呼令狀を受領する時は直に之を町村長に送付し町村長は之を本人又は召集通人に交付すべし、召集通報人を設けざる不在者に在ては戸主に交付すべし、町村長は事故に依り點呼令狀を交付し得ざる者の人名其の事由を記しを憲兵及警察官吏に通知すべし。第百四條。簡閱點呼參會者に代り點呼令狀を受領したる者は直に其旨を本人に通報し點呼令狀を速かに本人に交付するの處置を爲すべし。第百五條。點呼令狀を受領したる下士兵卒及第一補充兵は點呼令狀を携へ指定の日時に點呼場に至り簡閱點呼執行官に届出つべし。第百六條。簡閱點呼參會者には旅費日當を官給せず。第百七條。憲兵及警察官吏町村長より第百三條第二項の通知を受くる時は簡閱點呼參會者をして所命の日時に參會せしむるの處置を爲すべし。第百八條。郡長並に町村長は簡閱點呼に參列すべし。第百九條。傷疾疾病其他の事故に依り簡閱點呼に參會する事能はざる者は町村長の奥書證印を受けたる届書を郡長を経て點呼執行日時に簡閱點呼執行官に差出すべし但し傷疾疾病の者は醫師の診斷證書を添ふべし。第百十條。簡閱點呼參會者集合する時は簡閱點呼執行官は點呼名簿の順序に従つて點呼し所要の調査を爲し之に必要な訓示を與へ解散を命ずべし。第百十一條。正當の理由無くして簡閱點呼に參會せざる者及第百九條の規定に背く者は五十錢以上一圓九十五錢以下の科料に處し又は五日以上十日以下の拘留に處す。正當の理由無くして第百四條の規定に背く者及簡閱點呼參會者點呼場に於て簡閱點呼執行官の命に服せず又は其職務の執行を妨害する者は一日以上十日以下の拘留に處す。

第百十二條。簡閱點呼執行官簡閱點呼を終る時は簡閱點呼結果表及報告書各二通を作り一通は師團長に差出し他の一通は聯隊區司令官に送付すべし。附則 第百十三條。豫備役屯田兵下士以下及其兵村に關する事項は隊伍に編入せざる豫備役屯田兵下士以下及其の兵村に適用す。第百十四條。本條例の施行細則は陸軍大臣之を定む。第百十五條。本條例は明治三十年四月一日より實施す。

●陸軍召集條例施行細則之事(明治二十九年十二月陸軍省令第二十四號)

●充員召集 總則 第一條。條例第二條第二項の召集區外に召集するときは應召員本籍所在の召集區を管轄せざる師團長の動員計畫主管に係る部隊に召集するを謂ふ。第二條。條例中到着地と在るは應召員を編入すべき部隊の所在地及集合場を設くる地を謂ふ。但集合場は島嶼其他に於て師團長必要と認むる時應召員の編入部隊に到る途中便宜の地に特設あるものとす。第三條。條例第二十五條第二項の召集事務所は應召員の到着地に設くる者とす。第四條。條例第二十五條第二項の充員交付官は歩兵聯隊の爲には當該聯隊區の副官一名、書記二名、應召員を出すべき他の聯隊區の書記一名宛其他の部隊の爲めには應召員を出すべき聯隊區の副官若しくは書記一名宛を出し之に充つるを例とす此の交付官は其聯隊區より出る應召員の爲めに一部隊若しくは數部隊の交付事務を兼る事を得、應召員僅少なる時は他の聯隊區司令部より出る充員交付官をして交付事務を兼しむる事を得。第五條。諸部隊の要員を充足したる在郷軍人及第一補充兵の過剩員は之を待

員と爲し別に召集準備を爲すべし、待命員の到着地は師團長の指定する補充隊とす。

第六條 將校佐官同相當官尉官同相當官准士官を稱ふ以上同じ第一補充兵にして教育を受ざる者及第二補充兵は第二條の集合場を設くる場合に於ても直に編入部隊所在地に到着せしむるものとす。第七條 充員召集實施に關し充員召集令及召集旅費に係る通達は至急官報の電信使丁等確實迅速の方法に依るものとす其使丁を用ゐる時は一時間に一里半の速度を以て基準とす。

第八條 前條の電信を受領したる者は其電信の全文を掲げ之を確受したる旨を附記し至急官報を以て返信すべし。第九條 充員召集實施事務に係る文書の發送には召集用封筒(第一様式)を用ゐる文書の番號簡數、發簡時刻を記入し之を受領したる者は其受領時刻を記入し受領證區畫に捺印の上返付すべし其本人に代て受領したる者は尙ほ自己の氏名を附記するものとす。第十條 召集事務に關する諸部團隊、官衙及公署の往復書類は動の字を冠し之に番號を付するものとす。第十一條 軍事警報の揭示及軍用旅舎の標旗、標燈は充員完結の通達ある時は之を撤去すべし。第十二條 地方長官、警視總監、憲兵司令官憲兵隊長條例第七條の検査を爲したる時は其狀況を師團長に通知し陸軍大臣に報告すべし。第十三條 第七師團の充員召集事務に關しては該師團長 警備隊の充員召集事務に關しては該司令官本編に準據し適宜其方法を規定すべし但警備隊司令官は師團長の認可を請ふべし。第十四條 充員召集準備 師團司令部の公務 第十五條 師團長は該諸部團隊より特設部隊等他部隊の要員に充つべき現役者を定め十一月三十日迄に諸

部團隊長に達すべし。第十五條 師團長は諸部團隊長より充足要員表及聯隊區司令官より在郷將校名簿、在郷下士兵卒雜卒職工を包補充兵現員表を受領する時は之に基き諸部團隊の召集要員を各聯隊區に配當し將校に在ては將校配當名簿(第二様式)下士兵卒補充に在ては充員召集員配當表(第三様式)を作り待命員の到着部隊を定め動員計畫上諸部隊の要員に充つべからざる者と共に一月十五日迄に之を聯隊區司令官に達すべし但第二補充兵の配當は其兵種毎に召集すべき地方區域に於ける總員を率とし比例を以て之を定むるものとす、師團長は召集區外に召集すべき者に係る在郷將校名簿、在郷下士兵卒補充兵現員表は十二月二十日迄に其編入部隊所管の師團長に送付し該師團長は前項の措置を爲し一月十日迄に應召員本籍所管師團長に通知す該師團長は一月十五日迄に之を聯隊區司令官に達すべし。第十六條 師團長は聯隊區司令官より充員召集令下達時間調査表、召集旅費到達時間調査表を受領する時は之に基き充員召集令下達時間表(第四様式)及召集旅費到達時間表(第五様式)を作り之に依て下士以下應召員の居住地方毎に其到着地に到着すべき期日を定め應召員到着日數表(第六様式)を作り召集旅費到達時間表と共に一月十五日迄に聯隊區司令官に達し其應召員到着日數表は地方長官、憲兵隊長東京府に在るは警視總監に送付すべし、師團長は召集區外に召集すべきものに係る充員召集令下達時間表、召集旅費到達時間表は十二月二十日迄に其編入部隊所管の師團長に送付し該師團長は之に依て應召員到着日數表を作り一月十

五日迄に應召員本籍所管師團長に通知す該師團長は一月十五日迄に之を聯隊區司令官に達し地方長官、憲兵隊長に送付すべし。第十七條 師團長は充員交付官區分表（第七樣式）を作り一月三十一日迄に諸部團隊長聯隊區司令官に達すべし召集區外に係る者在ては二月十五日迄に其編入部隊所管師團長に通知す該師團長は二月二十日迄に之を諸部團隊長に達すべし、師團長第四條第二項の場合に他師管の聯隊區司令部より出ず者に交付事務を兼ねしめんとする時は豫め其所管師團長と協議すべし。第十八條 師團長集合場を設くる時は應召員の數に應じて引率委員の人員及之を出す可き部隊を定め必要の規定と共に一月三十一日迄に當該部隊長、聯隊區司令官に達すべし召集區外に係る者在ては一月二十日迄に應召員本籍所管師團長に通知す該師團長は二月廿八日迄に之を聯隊區司令官に達すべし。第十九條 師團長聯隊區司令官より召集區外に召集す可き下士以下應召員到着日次區分表を受領する時は其二週を二月十五日迄に其編入部隊所管の師團長に送付し該師團長は其一通を二月二十日迄に當該諸部團隊長に送付すべし。第二十條 師團長は將校配當名簿及動員計畫上諸部團隊の要員に充つべからざる者に増減異動有る時は其都度聯隊區司令官に達すべし但聯隊區司令官、郡市長、町村長に於て直に充員名簿、召集令別其他の訂正を爲し得る者は此限りならず、師團長は召集區外に召集すべき將校の召集に關する身上異動は其都度編入部隊所管の師團長に通知すべし。第二十一條 師團長は交通方法の變更に依り充員召集令下達時

間表、召出旅費到着時間表及應召員到着日數表に差異を生ずるも特別の場合に非ざれば動員年度間に於て訂正せざるものとす。第二十二條 師團司令部に於て充員召集に關し備へ置く可きもの左の如し 一 將校配當名簿（第二樣式） 二 充員召集配當表（第三樣式） 三 充員召集令下達時間表（第四樣式） 四 召集旅費到達時間表（第五樣式） 五 應召員到着日數表（第六樣式） 六 充員交付官區分表（第七樣式） 七 充員召集令（第八樣式の一） 八 充員召集令通知書（第九樣式） 九 召集諸費請求書 十 召集用封筒（第一樣式） 諸部團隊の行務 第二十三條 諸分團隊長は翌動員年度初日に於ける現在員を^{第十四條の達を受け}たる者^{は尚之に依り}豫定して下士兵卒充足要員表（第十樣式）を作り十二月十日迄に師團長に差出すべし。第二十四條 諸部團隊長は十二月一日より翌年三月卅一日迄に豫備役、後備役に轉入すべき將校下士兵卒の豫定人名簿（第十一樣式）を作り九月三十日迄に當該聯隊區司令官に送付すべし。聯隊區司令部の行務 第二十五條 聯隊區司令官は翌動員年度初日に於ける在郷軍人及補充兵の現在員を豫定し在郷將校名簿（第十一樣式）在郷下士兵卒補充現員表（第十二樣式）を作り十二月廿日迄に師團長に差出すべし召集區外に召集す可き者の名簿及諸表は十二月十五日迄に師團長に差出すべし召集區外に召集す可き者の名簿及諸表は十二月十五日迄に師團長に差出すべし伊動員計畫諸部團隊の要員に充つ可からざる者は名簿及諸表に記入せずして別に連名簿を作り差出すべし。第二十六條 聯隊區司令官第十五條の達しを受くる時は充員召集員配當表に依て各都市に召集員を配當し召集人名を定め充員名簿（第十樣式）及待令員名

簿を作るべし但第二補充兵の配當は其兵種毎に召集すべき地方區域に於ける總員を率とし比例を以て之を定むるものとす、充員名簿は諸部團隊毎に之を作り郡市毎に見出を付し其表紙に部團隊號及聯隊區號を記載すべし但集合場を設くる時は別に之に要する集合場到着人名簿(第十四様式に準す)一通を作るべし、待命員名簿は充員名簿に準して之を作り將校、下士兵卒、補充兵を各別冊と爲し兵役及び各兵科各部に區分し階級の順序に列記すべし、動員計畫上諸部團隊の要員に充つ可からざる者は待命員名簿の末尾に記入し適用の區畫に其趣きを記載すべし。第二十七條 聯隊區司令官は前條の名簿に基き郡市の充員名簿及待命員名簿を作り一月三十一日迄に郡市町に送付すべし。第二十八條 聯隊區司令官は充員名簿に依り充員召集員の召集令狀(第十五様式)を作り二月廿八日迄に郡市長に送付すべし但現役輸卒の令狀は歸休に入る毎に之を作るものとす、聯隊區司令官は待命員名簿に依り待命員の召集令狀を作り編入部隊其他召集實施に關する事項を記入せしめて保管すべし。第二十九條 聯隊區司令官は充員名簿、待命員名簿に記載し在る在郷將校以下の戰時名簿充員兵にして戰時名簿無き者及下士考科表は諸部團隊に區分し集合場に集合すべき者に係る者は更に之を一括して保管すべし。第三十條 聯隊區司令官は第二十六條第一項の配當に依り應召員到着日次區分表(第十六様式)二通を作り二月二十八日迄に其一通を師團長に差出し他の一通を當該部隊長に送付すべし但し召集區外に召集すべき者に係る區分表は三通を作り二月十日迄に師團長に差出すべし。第三十一條

聯隊區司令官は第二十六條第一項の配當に依り充員召集員區分表(第十七様式)を作り二月廿八日迄に地方長官、憲兵隊長に送付すべし。第三十二條 聯隊區司令官師團長より召集旅費到達時間表、應召集到着日數表を受領するときは之に依り郡市毎に召集旅費到達時間表(第五様式)應召集到着日數表(第六様式)を作り三月十日迄に郡市長に送付すべし。第三十三條 聯隊區司令官郡市長より充員召集令下達時間調査表、召集旅費到達時間調査表を受領する時は之に依り聯隊區の充員召集令下達時間調査表(第十八様式)召集旅費到達時間調査表(第十九様式)を作り十一月二十日迄に師團長に差出すべし爾後交通方法の變更に依り該表に一日以上の差異を生ずる時は其都度師團長に報告すべし、聯隊區司令官は少數の郡市町村のみ前年の調査表と差異在る場合に在ては其郡市町村のみの調査表を作り差出す事を得但前項期限迄に前年と差異を生ぜざる時は其由を報告すべし。第三十條 聯隊區司令官は管内に第二條の集合場を設けらる可き場合に在ては三月二十日迄に其郡市町に之れが設備に要する諸件を通知すべし他の聯隊區の集合場に到着せしむ可き者在る時は三月十日迄に其人員を當該聯隊區司令官に通知すべし。第三十五條 聯隊區司令官は第二十條第一項の達を受くる時、第四十八條第四十九條異動届書及召集令狀を受領する時、兵役轉換したる者在る時、歸休を命せられたる者在る時、其他充員名簿、待命員各簿に増減變更在る時は該名簿を加除訂正し郡市長に通知すべし但郡市長町村長に於て充員名簿其他の訂正を爲し得る者は此通知を要せず、聯隊區司令官付

兵隊に關する部

前項の異動に依り召集令状を要するものは之を作り郡市長に送付すべし但待命員に係るものは第二十八條第二項に依り之を保管すべし。第三十六條 聯隊區司令官は前條の外在郷學校より差出す願届にして召集事務に關係ある事項は其都度郡市長に通達すべし。

第三十七條 聯隊區司令部に於て充員召集に關し備へ置くべきもの左の如し 一 充員名簿(第十四様式) 二 待命員名簿 三 集合場到着人名簿(第十四様式に準ず) 四 召集旅費到達時間表(第五様式) 五 應召員到着日表數(第六様式) 六 充員召集令(第八様式) 七 軍事警報(第二十様式) 九 召集用封筒(第一様式) 〇 府聯隊の行務

第三十八條 地方長官第十六條の應召員到着日數及第三十一條の充員召集員區分表を受領する時は三月十日迄に之を警察署長に達すべし。第三十九條 府縣廳に於て充員召集に關し備へ置くべき者左の如し 一 充召集令(第八様式) 二 軍事警報(第二十様式) 三 召集用封筒(第一様式) 〇 郡市役所の行務 第四十條 郡長聯隊區司令官より充員名簿、待命員名簿を受領する時は之に依り各町村の充員名簿(第十四様式)及待命員名簿を作り三月廿日迄に町村長に送付すべし。第四十一條 郡長聯隊區司令官より召集令状を受領する時は之を充員名簿に照較し三月廿日迄に町村長に送付すべし但自ら旅費を支給へすべき者の召集令状裏面には旅費金額、旅費支給場旅費支給所要時間數を記入式裏面して送付すべし。第四十二條 市長聯隊區司令官より充員名簿、待命員名簿及召集令状を受領する時は召集令状を充員名簿に照較し自ら旅費を支給すべき者の召集令裏面

には旅費金額、旅費支給場旅費支給所要時間數を記入第十五様式の部隊毎に袋に入れ之に部隊號を表記して保管すべし。第四十二條 郡長聯隊區司令官より召集旅費到達時間表、應召員到着日數表を受領する時は之に依り各町村の應召員到着日數表(第六様式)を作り三月廿日迄に町村長に送付すべし旅費支給を爲すべし。町村長には尙ほ其町村の召集旅費到達時間表(第五様式)を作り送付すべし。第四十四條 郡市長は充員名簿に記載し在る第二補充兵第一補充兵にして教育を受けざる者を包含す以下同じの召集に際し一旦郡市内に於ける集合場及其到着期日並に引率吏員を定むべし其引率吏員は應召員卅人未滿は一人、卅人以上百人迄は一人乃至三人、百人以上は二人乃至五人とす。第四十五條 郡長町村長より充員召集令下達時間調査表、召集旅費到達時間調査表を受くる時は之に依り郡の充員召集令下達時間調査表(第十八様式)召集旅費到達時間調査表(第十九様式)を作り十月三十一日迄に聯隊區司令官に送付すべし爾後交通方法の變更に依り該表に一日以上の差異を生ずる時は其都度聯隊區司令官に通知すべし、郡長は少數の町村のみ前年の調査表と差異ある場合に於ては其町村のみの調査表を作り送付する事を得但前項期限迄に於て前年と差異を生ぜざる時には其由を通知すべし。第四十六條 市長充員召集令下達時間調査表(第十八様式)召集旅費到達時間調査表(第十九様式)を作り十月卅一日迄に聯隊區司令官に送付すべし爾後交通方法の變更に依り該表に一日以上の差異を生ずる時は其都度聯隊區司令官に通知すべし、市長は前年の調査表送付後に於て一日以上の差異を生ぜざる時は翌年の送付期

限迄に其由を通知し更に調査表を送付するを要せず。第四十七條 郡市長第三十五條、第三十六條の通知及召集令状を受くる時は充員名簿、待命員名簿を加除訂正し第四十一條、第四十二條の例に依り召集令状に所要の記入を爲し郡長に在ては之を町村長に達し且つ召集令状を送付すべし市長に在ては第四十二條の例に依り召集令状を保管すべし。第四十八條 郡長第五十七條の異動届書及召集令状を受領する時は之を調査し充員名簿、待命員名簿を訂正して聯隊區司令官に送付すべし但其異動所管内の轉籍に止まる者は召集令状、充員名簿、待命員名簿を加除訂正し新住地の町村長に送付し聯隊區司令官に通知すべし。第四十九條 市長は在郷軍人及補充兵死亡、轉籍等の異動を生したる時は其届書に召集令状を添へ聯隊區司令官に送付し充員名簿、待命員名簿を訂正すべし但市内に於て轉籍したる者、氏名を變更したる者、服役年級を轉換したる者に在ては召集令状、充員名簿、待命員名簿を訂正して聯隊區司令官に通知すべし。第五十條 郡市長は三月三十一日迄に充員召集令を受くる時町村役場其他に差遣する吏員使丁等を豫定すべし且第三十四條の通知を受けたる者は之が準備を爲すべし。第五十一條 郡長町村長より前年の充員名簿、待命員名簿、召集令状を受領する時は其召集令状は前年聯隊區司令官より受領したる充員名簿、待命員名簿と共に聯隊區司令官に送付すべし。第五十二條 市長は動員年度初日に於て前年の充員名簿待命員名簿召集令状を取纏め聯隊區司令官に返付すべし。第五十三條 郡市役所に於て充員召集に關し備へ置くべきもの左の如し 充員

名簿(様式^{第十四}) 二 待命員名簿 三 第二補充兵召集名簿 本名簿は充員名簿より抜萃して作る者とする 四 召集旅費到達時間表(第五様式) 五 召集員到着日數表(第六様式) 六 充員召集令(第八様式)の二 市役所に之を要せず 七 軍事警報(第二十様式) 八 召集用封筒(第一様式) 町村役場の行務 第五十四條 町村長郡長より充員名簿、待命員名簿及召集令状を受領する時は召集令状を充員名簿に照較し部隊毎に袋に入れ之に部隊號を表記して保管すべし但自ら旅費を支給すべき者の召集令状裏面には旅費金額、旅費支給場、旅費支給所要時間數を記入すべし。第五十五條 町村長は充員召集令下達時間調査表(第十八様式)召集旅費到達時間調査表(第十九様式)を作り九月三十日迄に郡長に差出すべし爾後交通方法の變更に依り該表に一日以上の差異を生ずる時は其都度郡長に報告すべし、町村長は前年の調査表差出後に於て一日以上の差異を生ぜざる時は翌年の差出期限迄に其由を報告し更に調査表を差出すを要せず。第五十六條 町村長第四十七條の達及召集令状を受領する時は充員名簿、待命員名簿を訂正し尙要する時は保管する處の召集令状を訂正すべし。第五十七條 町村長は在郷軍人及補充兵死亡、轉籍等の異動を生したる時は其届書に召集令状を添へ郡長に差出し充員名簿、待命員名簿を訂正すべし但町村内に於て轉籍したる者、氏名を變更したる者、服役年級を轉換したる者に在ては召集令状、充員名簿、待命員名簿を訂正して郡長に報告すべし。第五十八條 町村長は三月三十一日迄に充員召集令を受くる時召集令状の差遣其他に要する使丁を豫定すべし。

第五十九條 町村長は異動年度初日に於て前年の充員名簿、待命員名簿、召集令狀を取
 纏め郡長に返付すべし。第六十條 町村役場に於て充員召集に關し備へ置くべきもの左
 の如し、一 充員名簿(第十四様式) 二 待命名簿 三 第二補充兵召集名簿 本名簿
 は充員名簿より抜萃して作るものとす 四 召集旅費到達時間表(第五様式) 町村長旅費支
 町村役場には
 之を要せず 五 應召員到着日數表(第六様式) 六 軍事警報(第廿様式) 給を爲さざる 七 召集用
 封筒(第一様式) 八 憲兵及警察官吏の行務 第六十一條 憲兵隊長第十六條の通知を受く
 る時は三月十日迄に警察署長第三十八條の達を受くる時は三月二十日迄に之を部下に達
 すべし。第六十二條 憲兵分隊長は警部長と協議し召集旅費支給場、應召員通行の沿道
 市町村、停車場、渡船場、波止場其他人馬輻輳の地點に憲兵及警察官吏を派遣するの準
 備を爲すべし。第六十三條 憲兵隊本部 憲兵分隊首部、憲兵分隊支部、警察署、警察
 分署に於て充員召集に關して備へ置く可きもの左の如し、一 充員召集令(第八様式の
 一) 二 軍事警報(第二十様式) 憲兵屯所 巡査駐在所、巡査派出所にも之を備ふべし
 三 召集用封筒(第一様式) 四 充員召集實施 師團司令部の行務 第六十四條 師團長
 充員召集を實施するには充員召集令及充員召集令通知書に所要の記入を爲し條例第二十
 二條の通達を爲すべし。第六十五條 師團長待命員を召集するには將校に在ては官等氏
 名、下士以下に在ては兵種、兵役、等級人員を以て編入部隊、到着地點及其期日 附日に
 依る を指定し諸部團隊長聯隊區司令官に達し將校以下の人員、到着地及其期日は地方長官、

憲兵隊長に通知すべし。第六十六條 師團長は充員完結後四十日以内に召集結果表(第
 二十一様式)を作り將來に關する意見を付し陸軍大臣に差出すべし。第六十七條 動員
 完結後の充員召集實施は第六十四條乃至第六十六條の例に準ず。諸部團隊の行務 第六
 十八條 引率委員を派遣すべき諸部團隊長充員召集令を受くる時は之を應召員到着期日
 前日迄に集合場に派遣すべし。第六十九條 諸部團隊長充員交付官若くは引率委員長よ
 り應召員及其召集令狀、戰時名簿、下士考科表を受領する時は各自の召集令狀を調査し
 召集令狀、戰時名簿考科表と共に其編入部隊に分付すべし。第七十條 諸部團隊長充員
 交付官より應召員を受領する時は直に身体検査を行ひ傷痍疾病に依り戰役に堪へずと認
 むる時は軍隊手牒に其旨を記し 第二補充兵に在ては
 適宜の證書を與へ 旅費を給して歸郷を命じ其召集令狀、戰
 時名簿 下士に在ては
 考科表をも 診斷書 一時戰役に堪へず
 考科表をも 診斷書 一時戰役に堪へず 者に之を要せずは充員交付官に交付すべし、引率委員長充員交付
 官より應召員及其召集令狀、戰時名簿下士考科表を受領する時は前項の措置を爲し應召
 員を引率して召集令狀、戰時名簿下士考科表と共に當該部團隊長に交付すべし但引率委員
 中に軍醫を編入せざる時は集合場に於て身体検査を行はず引率委員部團隊長に交付したる
 後部隊に於て之を行ふものとす此の場合に在て歸郷を命じたる者の召集令狀、戰時名簿
下士に在ては
 考科表をも 診斷證書は部團隊長より當該聯隊區司令官に交付すべし。第七十一條 諸部團
 隊長應召員を受領し終る時は充足要員に對する過不足表を作り師團長に差出すべし。第
 七十二條 諸部團隊長は充員完結する時は之を聯隊區司令官に通知し又各自の召集令狀

を調査して部隊毎に應召員名簿(第廿二様式)を作り關係ある補充隊若しくは留守官衙に付すべし此交付を受けたる部隊は復員に至る迄該名簿に異動ある毎に訂正するものとす。第七十三條 諸部團隊長は充員完結毎到着する者にして歸郷を命ずべき者あるときは旅費を支給し軍隊手牒に其趣を記して直に歸郷せしめ其召集令狀及戰時名簿(下士に在るは考科表を)を當該聯隊區司令官に送付すべし。第七十四條 諸部團隊長師團長の命に依り要員超過人員を歸郷せしむる場合及充員完結後傷痍疾病に依り戰役に堪へざる者を歸郷せしむる場合に在ては其手續第七十條第七十三條の例に依るべし。聯隊區司令部の行務 第七十五條 聯隊區司令官師團長より充員召集令を受くるときは直に充員召集令に所要の記入を爲し郡市長に達すべし。第七十六條 充員交付官は應召員到着期日前日に充員名簿若しくは集合場到着人名簿及戰時名簿、下士考科表を携へ編入部隊所在地若しくは集合場に到着し各聯隊區充員交付官中高級古參の者を首坐とし豫め計畫する所の方法に依り應召員交付に係る一切の手續を爲すべし、第四條第二項の場合に在ては聯隊區司令官より充員名簿若しくは集合場到着人名簿及戰時名簿、下士考科表を當該充員交付官に送付すべし。第七十七條 充員交付官到着地に到着するときは師團長に報告し當該部隊隊長若しくは引率委員に通知すべし。第七十八條 充員交付官は下士兵卒及第一補充員の應召兵到着するときは又は郡市吏員より第二補充兵及第二補充兵召集名簿を受領するときは各自の召集令狀を引揚げ軍隊手牒を點檢し充員名簿若しくは集合場到着人名簿に應召不應召を記入

し其召集令狀、戰時名簿、下士考科表は應召員と共に當該部隊隊長若しくは引率委員長に交付し將校は直に其部隊長の許に到らしむべし。第七十九條 充員交付官は召集事務所閉鎖後充員名簿、集合場到着人名簿、第二補充兵召集名簿を聯隊區司令官に差出すべし但し召集事務所開設中第七十條第七十四條に該歸郷する者在る時は其旨を充員名簿若しくは集合場到着人名簿に記入し其召集令狀戰時名簿(下士に在ては考科表を)と共に出すべし。第八十條 聯隊區司令官條例第三十三條第三項の届出を受領する時は不應人名簿を作り毎日充員交付官に送付すべし。第八十一條 聯隊區司令官條例第三十四條第二項の報告を受くる時は充員完結前に在ては直に之を充員交付官に通知し充員完結後に在ては待命員に組入れ郡市長に通知すべし。第八十二條 聯隊區司令官は第七十條第七十二條第七十四條に該り歸郷する者在る時は待命員(第二補充兵を除く)に組入れ郡市長に通知すべし但兵役上處分を爲す可きものは其手續を爲し待命員に組入れざるものとす。第八十三條 聯隊區司令官第六十五條の達を受くる時は召集令狀に所要の(下士以下の召集令狀に)記入を爲し其人名書と共に郡市長に送付すべし動員完結後の充員召集に在ても之に準ず。第八十四條 充員交付官は充員完結後召集應否人員表(第二十二様式)を作り將來に關する意見書を付し十日以内に聯隊區司令官に差出すべし。第八十五條 聯隊區司令官は充員完結後三十日以内に召集結果表(第二十一様式)を作り將來に關する意見書を付し師團長に差出すべし。府縣廳の行務 第八十六條 地方長官師團長より第六十四條の通知を受くる

時は直に充員召集令に所要の記入を爲し豫定の方法を以て郡市長及警察署長に達すべし。第八十條 地方長官師團長より第六十五條の通知を受くる時及動員完結後に於ける充員召集の通知を受くる時は直に郡市長及警察署長に達すべし。第八十八條 郡長聯隊區司令官若しくは地方長官より充員召集令を受くる時は直に充員召集令に所要の記入を爲し豫定の方法を以て町村長に達し且召集旅費到達時間表中「支給開始迄の時間」の區畫中に記入し在る時間數を充員召集發令の日時より起り何月何日午前(後)何時と實際の曆日時刻に換算し其月日時刻を郡長より旅費を支給す可き區域内の町村に達すべし。郡長は第二補充兵の郡内に於ける集合場到着日時を定めて其集合場と共に町村長に達すべし。第八十九條 市長聯隊區司令官若しくは地方長官より充員召集令を受くる時は召集令狀を充員名簿に照映し左の手續きを爲すべし、一 充員召集發令の年月日を召集令狀聯隊區司令部署名の上方に記入す 二 充員名簿に記載し在る到着日數を充員召集發令の日より起り「何月何日」と實際の曆日に換算し之を召集令狀表而到着期日を記すべき空位に記入す 三 召集旅費到達時間表中「支給開始迄の時間」の區畫中に記入し在る時間數を充員召集發令の時日より起り何月何日午前(後)何時と實際の曆日時刻に換算し自ら旅費を支給すべき者の召集令狀裏面召集旅費を支給する月日時刻を記すべき空位に記入す。第九十條 市長前條の手續を終る時は召集令狀を召集用封筒に入れ各自に交付すべし此封筒を以て召集令狀受領證書に換ゆるものとす、市長は第二補充

兵の爲には尙ほ其市内に於ける集合場到着日時を定めて其集合場と共に各自に達すべし。第九十一條 郡市の第二補充兵引率吏員は第二補充兵召集名簿を携へ應召員に先ちて其集合場に到り應召員到着する時は之を編入部隊所在地に引率し名簿と共に充員交付官に交付すべし。第九十二條 第三十四條の通知を受けたる郡市長は豫定の方法を以て充員交付官の集合場に到着する迄に集合場の設備を終るべし。第九十三條 郡市長第八十三條の召集令狀及人名書を受領するときは自ら旅費を支給すべき者の召集令狀表而には旅費金額、旅費支給場、旅費支給日時を記し且つ其の人名を充員名簿に追記し且第二補充兵に在ては第二補充兵召集名簿に追記すべし但待命員は待命員名簿より除名すべし郡市長前項の手續を終る時は其召集令狀は郡長に在ては町村長に市長に在ては各自に交付すべし但第二補充兵の爲めには第八十八條第二項第九十條第二項の手續きを爲すべし。第九十四條 郡長第九十三條の召集令狀及人名書を受領する時は之を聯隊區司令官に送付すべし。第九十五條 市長は條例第三十三條第一項第二項に該る事故者の召集令狀中條例第三十四條第一項に依り本人に交付せざる者及遂に充付し能はざりし召集令狀に人名書を添へ聯隊區司令官に送付すべし。第九十六條 郡市第八十一條第八十二條の通知を受くる時は充員名簿、待命員名簿を加除訂正すべし郡長に在ては尙ほ之を町村長に達すべし。第九十七條 郡長第九十五條の報告を受くる時は速に其月日時刻及人員を一表に作り聯隊區司令官に送付すべし。第九十八條 市長召集令狀を交付し終る時は直に

其月日時刻を聯區司令官に通知すべし但失踪其他の爲め交付し能はざる者有る時は其人員をも通知すべし。第九十九條 市長は條例第三十七條の届出を爲さざる者有る時は其人名を最寄憲兵若しくは警察官吏に通知すべし。○町村役場の行務 第一百條 町村長郡長より充員召集令状を受へる時は召集令を充員名簿に照較し左の手續を爲すべし。一 充員召集發令の年月日を召集令状聯隊區司令部署名の上方に記入す 二 充員名簿に記載し在る到着日數を充員召集發令の日より起り「何月何日」と實際の曆日に換算し之を召集令状表面到着期日を記すへき空位に記入す 三 召集旅費到達時間表中「支給開始迄の時間」の區畫中に記入し在る時間數を充員召集發令の日時より起り何月何日午前(後)何時と實際の曆日時刻に換算し自ら旅費支給す可き者の召集令状裏面召集旅費を支給する月日時刻を記すへき空位に記入す 四 郡長より達せられたる召集旅費支給月日時刻を郡長より旅費を支給す可き者の召集令状裏面召集旅費を支給する日月の時刻を空位に記入す。第一百一條 町村長前條の手續を終る時は召集令状を召集用封筒に入れ各自に交付すべし但此の封筒を以て召集令状受領證書に換ゆる者とす。町村長は第二補充兵の爲めには尙ほ郡長より達せられたる郡内に於ける召集場及其の到着日時を各自に達すべし。第一百二條 町村長第九十三條第二項の召集令状を受領する時は其人名を充員名簿に追記し且第二補充兵に在ては第二補充兵召集名簿に追記し待命員に在ては待命員名簿より除名し前條の例に依り召集令状を交付し第二補充兵の爲めには前條第二項の手續を爲すべし。

し但自ら旅費を支給す可き者の召集令状裏面には旅費金額、旅費支給場、旅費支給日時を記入すべし。第一百三條 町村長は前條第三十三條第一項第二項に該る事故者の召集令状中條例第三十四條第二項に依り本人に交付せざる者及遂に交付し能はざりし召集令状に人名書を添へ郡長に差出すべし。第一百四條 町村長第九十六條の達を受くる時は充員名簿、待命員名簿を加除訂正すべし。第一百五條 町村長召集令状を交付し終る時は直に其月日時刻を郡長に報告すべし但失踪其他の爲め交付し能はざる者有る時は其人名をも報告すべし。第一百六條 町村長は條例第三十七條の届出を爲さざる者有る時は其人名を最寄憲兵若しくは警察官吏に通知すべし。○憲兵及警察官吏の行務 第一百七條 憲兵隊長警察署長充員召集令を受くる時は直に充員召集令に所要の記入を爲し豫定の方法を以て部下に達すべし。第一百八條 憲兵及警察官吏は豫定せる軍用旅舎に充員召集發令の旨を告知し舎主をして看板及標記若しくは標燈(第二十四様式)を掲げしむべし。第一百九條 憲兵及警察官吏は充員召集施行中交通斷絶し應召員の到着期を遅延する恐れ在る時は直に其趣を師團司令部及本人所管の聯隊區司令官に通知し且成べく速に交通恢復の處置を爲すべし。第二十條 憲兵及警察官吏は條例第三十三條第二項に依り證明を請ふ者有る時は條例第二十八條第三項の通知に依るの外尙其事實を調査して證明書を與ふべし。第二十條 憲兵及警察官吏は條例第三十五條に記載の事故に遭遇する者有る時は郡市町村長と協議して相當の保護を與へ且其趣を本人所管の聯隊區司令官に通知すべし。第一百十二

條 憲兵及警察官吏は豫定の召集旅費支給場、停車場、渡船場、波止場其の他人馬輻輳の地點に出張し務めて應召員に便宜を與ふべし但憲兵及警察官吏は停車場司令官の設け在る停車場に在ては該司令官の指揮を受くる者とする。第百十三條 憲兵及警察官吏第九十九條第百六條の通知を受くる時は其事故を取調へ其趣を本人所管の聯隊區司令官に通知すべし。充員召集準備の復舊、師團司令官の行務 第百十四條 師團長は復舊後の現在員を以て動員當時の計畫に基き爲し得る限り各官衙公署の充員召集準備を動員當時に於ける準備に復舊せしむべし。諸部團隊の行務 第百十五條 諸部團隊長復員令を受くる時は歸郷す可き者に旅費を支給し軍隊手牒に諸用の記入を爲し在るや否を點檢して歸郷せしめ本籍市町村長に其人名を通知すべし但尙ほ殘留せしむる者は復員名簿(第廿五様式)に其趣を記入すべし。第百十六條 諸部團隊長復員令を受くる時は復員名簿及事故者(入院、戦死、病死、分遣、轉出、犯罪、逃亡等)名簿(第廿六様式)を作り之を十日以内に又戦時名簿、下士考科表に所要の記入を爲し之を二十日以内に當該聯隊區司令官に送付すべし。聯隊區司令官の行務 第百十七條 聯隊區司令官諸部團隊長より復員名簿事故者名簿を受領する時は師團長の命令に基き下士以下の召集員配當を定め新に諸名簿及召集令状を作り復員令達後二十日以内に郡市長に送付し動員當時の諸名簿を交換すべし。第百二十五條の名簿及現員表は復員令達後三十日以内に師團長に報告すべし。第百十八條 聯隊區司令官前條の手續を終る時は配當要員に對する過不足表(第廿七様式)を

作り復員令達後三十日以内に師團長に報告すべし。郡市役所の行務 第百十九條 郡市長第百十七條の諸名簿及召集令状を受領する時は復員令達後三十日以内に第四十條、第四十一條、第四十二條、第四十四條の手續を爲し舊名簿は之を聯隊區司令官に返付すべし。第百二十條 市長は條例第四十三條の届出を爲さざる者在る時は其人名を最寄憲兵若くは警察官吏に通知すべし。町村役場の行務 第百二十一條 町村長第百十九條の名簿及召集令状を受領する時は速に第五十四條の手續を爲し舊名簿は之を郡長に返付すべし。第百二十二條 町村長は條例第四十三條の届出を爲さざる者在る時は其人名を最寄憲兵若くは警察官吏に通知すべし。憲兵及警察官吏の行務 第百二十三條 憲兵及警察官吏復員令を受くる時は速に之を各軍用旅舎に告知し看板及標旗若は標燈を掲げしめ歸郷者歸着の期を計り其標旗標燈は之を撤去せしむべし。第百二十四條 憲兵及警察官吏第百廿條、第百廿二條の通知を受くる時は其事故を取調へ其趣を本人所管の聯隊區司令官に通知すべし。國民兵召集の總則 第百二十五條 國民兵召集に關しては本章規定する者を除くの外第七條乃至第十二條の規定に準據すべし。第百二十六條 國民兵の年齢を算するは四月一日を以てし同年齡の者は生月に依り同生月の者は抽籤に依り召集の順序を定むる者とする。第百二十七條 國民兵身体檢査の方法は概ね徵兵檢査の規則に依る。第百二十八條 第七師團の國民兵召集事務に關しては第七師團長、警備隊の國民兵召集事務に關しては該司令官本編に準據し適宜其方法を規定すべし但警備隊司令官は師團長

の認可を請くべし。國民兵召集準備 師團司令部の行務 第百二十九條 師團長は十月三十一日迄に國民兵隊編成地、編成地到着期日及集合場を諸部團隊長、聯隊司令官に達すべし、師團長は集合場を一月十五日迄に地方長官、憲兵隊長に通知すべし。第百三十條 師團長は各聯隊區の國民兵召集人員表に依り國民兵隊編成要員配當表（第二十八様式）を作り又國民兵役に在る將校及國民兵隊編入志願許可將校の配當を定め一月二十日迄に聯隊區司令官迄に達すべし。第百三十一條 師團司令部に於て國民兵召集に關し備へ置く可きもの左の如し、一 國民兵人員表（第二十九様式） 二 國民兵召集令（第二十様式の一） 三 國民兵召集令通知書（第三十一様式） 四 召集諸費請求書 五 召集用封筒（第一様式） 六 聯隊區司令部の行務 第百三十二條 聯隊區司令官郡市長より第一第二國民兵人員表を受領する時は之に依て聯隊區の國民兵人員表（第二十九様式）を作り十二月二十日迄に師團長に達出すべし。第百三十三條 聯隊區司令官第百二十九條第一項の達を受くる時は之に依て集合場到着日數表（第六様式に準ず）を作り第百三十條の達を受くる時は之に依て召集員を各郡市長に配當し聯隊區國民兵召集員配當表（第二十八様式に準ず）を作り國民兵役將校の配當名簿、國民兵隊編入志願許可者の名簿と共に一月三十一日迄に郡市長に送付すべし。第百三十四條 聯隊區司令官は前條の配當表及日數表を二月二十八日迄に地方長官、憲兵隊長に送付すべし。第百三十五條 聯隊區司令官は翌動員年度初日調を以て第一國民兵役に編入可き者の人名簿を作り十月三十

一日迄に郡市長に送付すべし。第百三十六條 聯隊區司令官は第一國民兵役に轉入せし將校以下の戰時名簿を轉入後二十日以内に郡市長に送付すべし。第百三十七條 聯隊區司令官は國民兵身体検査軍醫助手として各集合場に若干名宛臨時雇入るべき地方醫師を選定し置くべし。第百三十八條 聯隊區司令官は三月二十日迄に聯隊區の國民兵集合場設置の郡市長に其設備に要する諸件を通知すべし。第百三十九條 聯隊區司令部に於て國民兵召集に關し備へ置くべき者左の如し、一 國民兵人員表（第二十九様式） 二 國民兵召集令（第三十様式の一） 三 集合場到着日數表（第六様式に準ず） 四 國民兵役將校及國民兵隊編入志願許可者名簿 五 軍事警報（第廿様式に準ず） 六 删除 七 召集用封筒（第一様式） 八 府縣廳の行務 第百四十條 地方長官第百二十九條第二項の通知及第百三十四條の配當表及日數表を受領する時は三月十日迄之を警察署長に達すべし。第百四十一條 府縣廳に於て國民兵召集に關し備へ置く可きもの左の如し、一 國民兵召集令（第三十様式の一） 二 軍務警報 三 召集用封筒（第一様式） 四 郡市役所の行務 第百四十二條 郡市長は十一月三十日迄に條例第四十九條の人員表（第二十九様式）を聯隊區司令官に送付すべし。第百四十三條 郡市長聯隊區司令官より國民兵召集員配當表、集合場到着日數表、國民兵役將校配當名簿、國民兵隊編入志願許可者の名簿を受領する時は郡長に在ては國民兵召集員配當表に依て召集員を各町村に配當し郡の國民兵召集員配當表（第二十八様式に準ず）を作り集合場到着日數表、國民兵役將校配當名簿、國民

兵隊編入志願許可者の名簿に依り當該町村の集令場到着日數表(第六様式に準ず)國民兵役將校遠配當名簿、國民兵隊編入志願者名簿を作り共に之を二月二十八日迄に町村長に達すべし市長に在ては年齢の順序に従て召集人名を定め國民兵役將校、國民兵隊編入志願許可者を合して國民兵豫定應召人名簿(第三十二様式)を作るべし、郡長は町村長に當該町村應召員の旅費額一人を達し旅費支給を爲さざる町村には當該町村の召集旅費到達時間表(第五様式)を作り送付すべし。第百四十四條 市長は前條の國民兵豫定應召人名簿に依り國民兵召集令傳達書(第三十三様式)を作り部隊毎に袋に入れ之に部隊號を表記して保管すべし、市長は市内に於て一旦應召員を集合せしむ可き場所を定め之を召集令傳達書但書に記入すべし。第百四十五條 市長は國民兵豫定應召人名簿に記載し在る者の戰時名簿は該人名簿と一括して保管し死亡轉籍其他の異動在る毎に該人名簿を訂正すべし。第百四十六條 郡長第百三十五條の人名書を受領する時は十一月十日迄に第百三十六條の戰時名簿を受領する時は十日以内に町村長に送付すべし。第百四十七條 市長は第一國民兵役に轉入せし者の戰時名簿に依り第一國民兵名簿(第三十四様式)を作り死亡轉籍其他の異動在る毎に訂正すべし。第百四十八條 市長は第一國民兵中他に轉籍する者是在る時は其戰時名簿を轉籍地市町村長に送付すべし。第百四十九條 郡市長は三月三十一日迄に條例第五十七條第二項の吏員及び國民兵召集令を受くるとき各町村役場其他に差遣する吏員使丁等を豫定し且第百三十八條の通知を受

けたる者は之が準備を爲すべし。第百五十條 郡市役所に於て國民兵召集に關し備へ置くべきもの左の如し 一 國民兵人員表(第二十九様式) 二 國民兵召集令(第三十様式) 市役所に之を要せず。 三 國民兵豫定應召人名簿 郡役所に之を要せず。 四 國民兵召集令傳達書(第三十三様式) 郡役所に之を要せず。 五 集合所到着日數(第六様式に準ず) 六 國民兵役將校國民兵隊編入志願許可者名簿 七 召集旅費到達時間表(第九様式) 八 第一國民兵名簿(第三十四様式) 郡役所に之を要せず。 九 第一國民兵戰時名簿 郡役所に之を要せず。 十 軍事警報(第二十様式に準ず) 十一 召集用封筒(第一様式) 十二 町村役場の行務 第百五十一條 町村長は十一月二十日迄に條例第四十八條の人員表(第二十九様式)を郡長に差出すべし。第百五十二條 町村長郡長より第百四十三條の達を受くる時は年齢の順序に従て召集人名を定め國民兵役將校、國民兵隊編入志願許可者を合して國民兵豫定應召人名簿(第三十二様式)を作るべし。第百五十三條 町村長は前條の國民兵豫定應召人名簿に依り國民兵召集令傳達書(第三十三様式)を作り部隊毎に袋に入れ之に部隊號を表記して保管すべし。町村長は町村内に於て一旦應召員を集合せしむ可き場所を定め之を召集令傳達書但書に記入すべし。第百五十四條 町村長は國民兵豫定應召人名簿に記載し在る者の戰時名簿は該人名簿と一括して保管し死亡轉籍其他の異動在る毎に該人名簿を訂正すべし。第百五十五條 町村長は第一國民兵役に轉入せし者の戰時名簿に依り第一國民兵名簿(第三十四様式)を給り死亡轉籍其他の異動在る毎に訂正すべし。第百五十六條 町村長は第

國民兵中他に轉籍する者在る時は其戰時名簿を轉籍地市町村長に送付すべし。第百五十七條。町村長は三月三十一日迄に國民兵召集令を受くる時召集令傳達書の配達其他に要する使丁を豫定すべし。第百五十八條。町村役場に於て國民兵召集に關し備へ置くべき者左の如し、一 國民兵人員表(第二十九様式) 二 國民兵豫定應召人名簿(第三十二様式) 三 國民兵召集傳達書 四 集合場到着日數表(第六様式に準ず) 五 國民兵役將校國民兵隊編入志願許可者名簿 六 名簿旅費到達時間表(第五様式) 七 第一國民兵名簿(第卅四様式) 八 第一國民兵戰時名簿 九 軍事警報(第二十様式に準ず) 十 名簿用封筒(第一様式) 〇 憲兵及警察官吏の行務 第百五十九條。憲兵隊長第百二十九條第二項の通知及第百三十四條の配當表及日數表を受領する時は三月十日迄に之を部下に達すべし、警察署長第百四十條の達を受くる時は三月二十日迄に之を部下に達すべし。第百六十條。憲兵分隊長は警部長と協議し召集旅費支給場、應召員通行の沿道市町村、停車場、渡船場、波止場其他人馬輻輳の地點に憲兵及警察官吏に派遣するの準備を爲すべし。第百六十一條。憲兵隊本部、憲兵分隊支部、警察署警察分署に於て國民兵召集に關し備へ置くべき者左の如し、一 國民兵召集令(第三十様式) 二 軍事警報(第二十様式に準ず) 憲兵屯所、巡查駐在所、巡查派出所に之を備ふべし 三 召集用封筒(第一様式) 〇 國民兵召集實施、師團司令部の行務 第百六十二條。師團長國民兵召集を實施するには國民兵召集令及同通知書に所要の記入を爲し諸部

團隊長、聯隊區司令官、地方長官、憲兵隊長に通達すべし、師團長は條例第五十五條第二項若しくは國民兵編成後更に國民軍召集の命ある場合に在ては國民兵召集に國民兵の種類、人員編成地到着期日及集合場を、國民兵召集令通知書に國民兵の種類人員、集合場を記して通達すべし。第百六十三條。師團長は國民兵召集完結後四十日以内に召集結果表(第二十一様式に準ず)を作を將來に關する意見書を付し陸軍大臣に差出すべし。聯隊區司令部の行務 第百六十四條。聯隊區司令官師團長より國民兵召集令を受くる時は直に國民兵召集令に所要の記入を爲し郡市長に達し且條例第五十六條第二項に依り出張すべし將校の氏名を師團長に報告すべし。第百六十五條。聯隊區司令官師團長より第百六十二條第二項の達を受くる時は召集員を各郡市に配當し集合場及其到着期日と共に郡市長に通知すべし。第百六十六條。聯隊區司令官若しくは副官集合場に於て應召員の身体検査を行ひたる時は豫定應召人名簿に合格不合格若しくは過員歸郷の旨を記入し一通は歸郷せしむべき者の召集令傳達書と共に郡市吏員に返付すべし。第百六十七條。聯隊區司令官若しくは副官は編成地に引率したる應召員の國民兵召集令傳達書並に第一國民兵戰時召集は豫定應召人名簿と共に部隊長に交付し應召員交付の旨を師團長に報告すべし。第百六十八條。聯隊區司令官若しくは副官は應召員を部隊長に交付したる後三十日以内に國民兵召集結果表(第二十一様式に準ず)を作り將來に關する意見書を附し師團長に差出すべし。地方官廳及公署の行務 第百六十九條。地方長官師團長より國民兵召集の通知を

受くる時は直に國民兵召集令に所要の記入を爲し郡市長及警察署長に達すへし但第六十二條第二項の通知を受たる場合於ては國民兵の種類、人員、集合場を召集令中に記入すへし。第七十條 郡長聯隊區司令官若くは地方長官より國民兵召集令を受くる時は直に國民兵召集令に所要の記入を爲し町村長に達し且豫定の期日前に條例第五十七條第二項の吏員を派遣すへし。第七十一條 師團長聯隊區司令官より第六十五條の通知を受くる時は速に第四百四十三條の手續を爲すへし市長に在ては尙ほ召集令傳達書を作り各自に交付すべし。前項の場合に在ては郡長は配當表其他と同時に國民兵召集令を町村長に達するものとす。第七十二條 市町村長國民兵召集令を受くる時は國民兵召集令傳達書と豫定應召人名簿と照較し左の手續を爲すべし。一 應召員到着日數表に記載し、在る當該市町村の到着日數を國民兵召集令發の日より起り「何月何日」と實際の曆日に換算し之を召集令傳達書表面到着期日を記すべき空位に記入す。二 前項の期日に連隊區國民兵集合場に到着し得べく一旦市町村内に集合せしむ可き日時を定め召集令傳達書表面但書の月日時時刻を記す可き空位に記入す。三 召集旅費時間表中「支給開始迄の時間」の區畫中に記入し在る時間數を國民兵召集令發の日時より起り「何月何日午前(後)何時」と實際の曆日時刻に換算し召集令傳達書裏面召集旅費を支給する月日時時刻を記す可き空位に記入す。四 召集令傳達書發送の年月日を傳達書表面市町村長署名の上方に記入す。第七十三條 市町村長前條の手續を終る時は召集令傳達書を召集用封筒に

入れ各自に交付すべし此の封筒を以て召集令傳達書受領證書に換ゆるものとす。第七十四條 (削除) 第七十五條 市町村長は豫定應召人名簿中の者正當の事故に依り召集に應ずる能はざるもの存する時は召集す可き年齢に相當する現在者より之を補填し其事由を豫定應召人名簿中摘要の區畫に記すべし。第七十六條 市吏員及町村長は應召員市町村の集合場に到着する時は豫定應召人名簿に照較し該名簿二通並に應召員の第一國民兵戰時名簿を携へ應召員を引率して聯隊區國民兵集合場に到り豫定應召人名簿並に戰時名簿を添へ市吏員は之を聯隊區司令官若くは副官に町村長は之を郡吏員に交付し郡吏員は豫定應召人名簿と對照したる後應召員を豫定應召員名簿戰時名簿と共に聯隊區司令官若くは副官に交付すへし。第七十七條 郡市吏員は第六十六條の豫定應召人名簿及召集令傳達書を受領する時は市の吏員に在ては之を市長に送付し市長之を保管すべし。第七十八條 憲兵及警察官吏は國民兵召集令を受くる時は第七條第八條第十條第七十二條及第七十三條の規定に準據すべし。演習召集準備 師團司令及官衙公署の行務 第七十九條 師團長は演習に召集すべき者の兵種、官等級、兵役年を聯隊區司令官(警備隊司令官を含む)に達す聯隊區司令官は此の達しに該當する者の人員(將校は師團長に報告す師團長は之に依て條例第六十九條の達しを爲すへし。第八十條 條例第六十六條に該する者は時時聯隊區司令官は其兵種、官等級、兵役年級、人員(將校は師團長に報

告示師團長は演習を爲さしめんとする部隊所管の師團長に協議して演習召集時期及人名、人員を定め聯隊區司令官に達すべし。部隊所管の師團長は之を部隊長に達すべし。第百八十一條。寄留地に於て演習應召を許可したる者は將校に在ては其本籍地所管の師團長より寄留地所管の師團長に通知し該師團長は之を聯隊區司令官に達すべし。下士以下に在ては其本籍地所管の聯隊區司令官より寄留地所管の聯隊區司令官に通知すべし。第百八十二條。聯隊區司令官は條例第七十條に依り演習召集名簿(第二十五様式)送付後該名簿に異動在る毎に郡市長に通知すべし。郡市長は其名簿を訂正し郡長に在ては之を町村長に達して其名簿を訂正せしむべし。演習召集實施。師團司令部、聯隊區司令部、警備隊司令部及各部隊の行務。第百八十三條。師團長は少くも召集期日前二十日に條例第七十三條の通達を爲し且同時に應召員の到着時刻及旅費支給日時を定めて聯隊區司令官に達すべし。師團長條例第六十六條、第六十七條に依り他の師管在籍の者を召集するには其人員將校は召集期日召集日數を定め少くも召集期日前二十五日に本人所管の師團長に通知す該師團長は之を聯隊區司令官、憲兵隊長に通達し且應召員の到着時刻及旅費支給日時を定めて聯隊區司令官に達すべし。第百八十四條。師團長は各部隊の演習召集を終る時は四十日以内に演習召集結果表(第二十一様式に準ず)を作り將來に關する意見書を附し陸軍大臣に差出すべし。第百八十五條。聯隊區司令官第百八十三條の達を受くる時は速に演習召集令狀(第二十六様式)を郡市長に送付し且旅費支給日時を通知すべし。聯隊區司令官

は將校以下の連名簿及下士考料表を召集期日十日前に召集部隊長に送付すべし。第百八十六條。召集部隊長は應召員到着する時は直に身体検査を行ひ前條の名簿に應召不應召其他の事を記入し召集濟十日以内に聯隊區司令官に送付すべし。傷痍疾病に依り演習に堪ざる者は軍隊手牒に其趣を記し旅費を給して歸郷せしめ其演習召集令狀(下士に在ては及診斷證書一時服役に堪へざるを要せず)を聯隊區司令官に送付すべし。第百八十七條。召集部隊長は演習を終る時は軍隊手牒に所要の記入を爲し在るや否を點檢し旅費を給して歸郷せしめ本籍市町村長に其人名を通知すべし。召集部隊長は演習濟二十日以内に下士考料表に所要の記入を爲し聯隊區司令官に送付すべし。第百八十八條。聯隊區司令官第百八十六條の診斷證書を受領する時は之を調査し兵役上處分を爲す可き者は其手續を爲すべし。第百八十九條。聯隊區司令官は各部隊の召集を終る毎に演習召集結果表(第二十一様式に準ず)を作り將來に關する意見書を附し召集濟卅日以内に師團長に差出すべし。郡市役所及町村役場の行務。第百九十條。郡市長聯隊區司令官は演習召集令狀及旅費支給日時の通知を受くる時は演習召集名簿に照較し自ら旅費を支給すべし。者の召集令狀裏面には旅費金額、旅費支給場、旅費支給日時を記入し郡長に在ては速に町村長に送付し市長に在ては各自に交付すべし。郡長は旅費支給を爲へし町村長に旅費支給日時を達すべし。第百九十一條。町村長前條の召集令狀を受領する時は演習召集名簿に照較し直に之を各自に交付すべし。但自ら旅費を支給す可き者の召集令狀裏面には旅費金額、旅費支給場、旅費支給日時

を記入すべし。第九十二條 郡市長及町村長は演習召集に關し第九十七條第九十八條
 第五條の規定に準ずべし。第九十三條 教育召集準備。師團司令部及官衙公署の行務第
 百九十三條 師團長、教育召集人員を定むるに方り服役初年の教育召集に應せざる者在
 る時は、之を加へ其豫定人員を超過する場合に於ては服役初年の者を召集員を除くべし。
 第九十四條 聯隊區司令官は一月二十五日迄に條例第八十六條第一項の報告を爲し爾
 後異動在る毎に報告すべし。第九十五條 聯隊區司令官は條例第八十六條第二項に依
 り教育召集名簿(第三十條様式に準ず)送付後該名簿に異動ある毎に郡市長に通知すべ
 し。郡市長は其名簿を訂正し郡長に在ては之を町長に達して其名簿を訂正せしむべし。
 第九十六條 聯隊區司令官は條例第八十八條の引率員を豫定し部隊より之を出すべ
 きものは師團長に之を請求す可し師團長は之を部隊長に命し諸部隊より出す可き引率
 員の官等人員を聯隊區司令官に達すべし但引率員の數は應召集員三十人迄は聯隊區書記一
 名、三十一人以上百人迄は聯隊區書記一名上等兵一名若く二名、百人以上二百人迄は
 聯隊區副官一名下士一名上等兵一名乃至三名、二百人以上は百人を増す毎に下士一名
 上等兵二名乃至四名を増すべし。第九十七條 教育召集實施。師團司令部、聯隊區司令部、
 警備隊司令部及各部隊の行務 第九十八條 師團長は少くも召集期日前二十日に條例
 第八十條の通達を爲し且同時に應召集員の到着時刻、旅費支給日時を定めて聯隊區司令
 官に達すべし。第九十八條 師團長は諸部隊の教育召集を終る時は五十日以内に教育

召集結果表(第二十一條様式に準ず)を作り將來に關する意見書を附し陸軍大臣に差出すべ
 し。第九十九條 聯隊區司令官は第九十七條の達を受くる時は速に教育召集令狀(第
 三十六條様式に準ず)郡市長に送付し且旅費支給日時を通知すべし。第一百條 聯隊區司
 令官は部隊より出す可き引率の集合場到着日時を當該部隊長に通知すべし。第一百一條
 聯隊區司令部より出づる引率員は教育召集名簿を携へ指定の日時に集合場に到り應召集
 員に到る時は之に應召不應召(條例第八十八條但書に依り)を記入し部隊より出づる引率員と共に
 之を引率して教育召集名簿を添へ召集部隊長に交付すべし。第一百二條 召集部隊長は
 應召集員を受領する時は直に身体検査を行ひ前條の名簿に合格不合格其他の事故を記し召
 集済十日以内に聯隊區司令官に送付すべし傷疾疾病に依り教育を爲す能はざる者は旅費
 を給して歸郷せしめ其教育召集令狀及診斷證書(一時服役に堪へざる者を聯隊區司令官に送付すべ
 し。第一百三條 召集部隊長は教育を終る時は軍隊手牒に所要の記入を爲し在るや否を
 點檢し旅費を給して歸郷せしめ本籍市町村長に其人員を通知すべし。第一百四條 聯隊
 區司令官は第一百二條の診斷證書を受領するときは之を調査し兵役上の處分を爲す可き
 者には其手續を爲すべし。第一百五條 聯隊區司令官は各部隊の召集を終る毎に三十日
 以内に教育召集結果表(第二十一條様式に準ず)を作り將來に關する意見書を附し師團長に
 差出すべし。第一百六條 郡市長聯隊區司令官が教育召集
 令狀及旅費支給日時の通知を受くる時は教育召集名簿に照校し自旅費を支給すべし者の

兵事に關する部

召集令狀裏面には旅費金額、旅費支給場、旅費支給日時を記入し郡長に在ては速に町村に送付し市長に在ては各自に交付すべし、郡長は旅費支給を爲べき町村長に旅費支給日時を達すべし。第二百七條。町村長前條の召集令狀を受領する時は教育召集名簿に照較し直に之を各自に交付すべし但自ら旅費を支給す可き者の召集令狀裏面には旅費金額、旅費支給場、旅費支給日時を記入すべし。第二百八條。郡市長及町村長は教育召集に關し第九十七條第九十八條第五條の規定に準據すべし。師團長歸休兵を召集せんとする時は其入隊すべし。師團長及官衙公署の行務。第二百九條。師團長歸休兵を召集せんとする時は其入隊すべし。師團長、人員、日時を定め當該部隊長及聯隊區司令官に達すべし。第二百十條。聯隊區司令官前條の達しを受くる時は歸休兵召集令狀(第三十六様式に準ず)を作り之を郡市長に送付し充員名簿、待命員名簿を訂正し其召集を命せられたる者の充員召集に要する召集令狀は之を返納せしむべし、聯隊區司令官は同時に旅費支給日時を通知すべし。第二百十一條。郡市長及町村長歸休兵召集令狀を受領する時は前條規定の外第九十條乃至第九十二條の規程に準據すべし。簡閱點呼。總則。第二百十二條。師團長は簡閱點呼執行官に當該聯隊區書記一名を附屬せしめ點呼に關する庶務を處理せしむべし、警備隊區に在る警備隊附屬官を簡閱點呼執行官とし警備隊司令部書記一名を附屬せしむるものとす。第二百十三條。憲兵分隊長は所管内の點呼場には必ず憲兵を出張せしめて執行官の命令を受けしむべし。第二百十四條。屯田後備役下士卒の簡閱點呼に關しては第七師團

長本編に準據し適宜其方法を規定すべし。簡閱點呼實施。師團司令部、聯隊區司令部警備隊司令部及簡閱點呼執行官の行務。第二百十五條。師團長は簡閱點呼の時期を通過すると同時に簡閱點呼執行官の官氏名を聯隊區司令官、地方長官、憲兵隊長に通告すべし、條例第九條第二項の場合に於て簡閱點呼を行はんとする時は點呼區域を定めて聯隊區司令官に達し且必要の訓令を憲兵分隊長に授くべし。第二百十六條。聯隊區司令官前條第一項の達を受くる時は卅日以内に條例第九條の手續を爲すべし但點呼場間の里程及點呼人員に應じ成るべく半日間に點呼を結了し他の半日は旅行に充つるを要す。第二百十七條。聯隊區司令官は簡閱點呼の時期より少くも一ヶ月前に點呼名簿二通を作り其一通は簡閱點呼執行官に他の一通は點呼令狀(第卅七様式)と共に郡市長に送付すべし、聯隊區司令官は第二百十五條第二項の場合に在ては點呼名簿を當該憲兵分隊長に送付すべし。第二百十八條。簡閱點呼執行官簡閱點呼を終るときは廿日以内に簡閱點呼結果表(第卅八様式)及報告書を差出すべし。第二百十九條。師團長は師管の簡閱點呼終了後卅日以内に簡閱點呼結果表(第卅八様式)を作り將來に關する意見書を附し陸軍大臣に差出すべし。雜則。第二百廿條。條例第十一條第六十八條本則第十三條第百廿八條第百十四條に依り定めたる規定は師團長より陸軍大臣に報告すべし。第二百廿一條。本則中何月何日迄に達。通知。通達。報告。送付。返付。差出すべしとあるは到達の期日を謂ふ。第二百廿二條。本則中郡長及郡吏員の職務は島嶼を置く島嶼に在ては島司及島廳

市員市長及市吏員の職務は東京々都大坂市及市制町村制を施行せざる地方の區に在ては區長及區員町村長の職務は町村制を施行せざる地方に在ては戸長及之に準すべき者之を行ふ。第二百廿三條。本則中郡役所とあるは島廳町村役場とあるは戸長役場之に準すべきものを包含し市役所とあるは東京京都大坂市及市制町村制を施行せざる地方の區に在ては區役所を謂ふ。第二百廿四條。本則中郡とあるは島廳を置く島嶼、町村とあるは町村に準すべきものを包含し市とあるは東京京都大坂市及市制町村制を施行せざる地方の區に在ては區を謂ふ。第二百廿五條。將校編入部隊所在地に到着したる時召集事務所開設前なるときは直に編入部隊若しくは編成担任部隊に到り其由を申告し召集事務所開設後に於て條例第卅條の届出を爲すべし。第二百廿六條。聯隊區司令官將校の旅費を支給する場合に在ては召集令狀裏面の記入を要せず。(要式略之)

◎在郷軍人及補充兵にして寄留地より直に召集に應せんとする者

の規程(明治卅年九月
縣令四十五號)

第一條。休職停職の上長官士官准士官にして寄留地より直に召集に應せんとする者は本籍市町村長に於て召集の命あるとき之を通報すべき者成年以上の男子に限るを定め町村長郡長又は市長及聯隊區司令官又は警備隊司令官を經て師團長に届出べし。第二條。充員召集に方り集合場に集合すべき下士兵卒補充兵及島廳郡市吏員の引率を受くべき補充兵並に教育召集に應ずる補充兵にして便宜上寄留地より直に編入部隊教育召集に在ては召集部隊以下同じに到らんとする者

は町村長郡長又は市長を經て聯隊區司令官又は警備隊區司令官に願出許可を受くべし。第三條。前條の許可を請けたる者は本籍市町村に於て召集旅費受領人を定め豫め之に委任狀を渡し置き其住所氏名を町村長又は市長に届出べし前條の許可を請はざるものにして寄留地より直に編入部隊講習召集に在ては召集部隊以下同じ若しくは集合場に到らんとするとき亦同じ但尙其趣を聯隊區司令官又は警備隊司令官に届出べし。第四條。前條の届出を受けたる市長町村長にして自ら召集旅費支給を爲さざる者は其地方の召集旅費出納官吏又は分任出納官吏に召集旅費受領人の住所氏名を通知すべし。第五條。市長町村長は第二條の許可を受けたる者の召集令狀を召集通報人に送付すると同時に應召員の編入部隊に到着すべき期日を達すべし。第六條。召集通報人召集令狀を受領するときは召集旅費受領人に旅費支給の日時及場所を通報すべし。第七條。召集通報人召集令狀を本人に交付するに方りては場合に依り本人に宛て編入部隊若しくは集合所召集事務所に送付すべし。第八條。召集旅費受領人旅費支給の通報を受けたるときは指定の日時に旅費を受領すべし集合地に集合すべき者にして直に編入部隊に到る者の集合場より編入部隊迄の旅費は編入部隊に於て追給すべし。第九條。應召員召集の通報を受けたるときは指定の期日に編入部隊所在地若しくは集合場に到着し召集事務所又は召集部隊に届出べし遠隔の爲め指定の期日に到着すること能はずと認めたる者は出發の際に寄留地町村長又は市長若しくは警察官吏に就き出發日時の證明を受け編入部隊に差出すべし。第十條。第一條の通報人正當の

事由なくして召集の命を通報せず若くは其通報を遅延したる者は一日以上十日以下の拘留に處す。第十一條 第三條の届出を爲さざる者召集通報人正當の事由なくして第六條の通報を遅延したる者及召集旅費受領人正當の事由なくして旅費の受領を遅延したる者は五錢以上一圓九十五錢以下の科料に處す。第十二條 本規定中郡長とあるは戸長及之に準ずべきもの町村とあるは町村に準ずべきものを包含し市長とあるは東京々都大阪市及市制町村制を施行せざる地方の區に在ては區長に該當し市とあるは東京々都大阪市及市制町村制を施行せざる地方に在ては區に該當す。第十三條 寄留地師管の兵籍に編入されたる者及寄留地に於て勤務演習を爲す場合の者には本規定を適用せず。

●雜之部

◎法例の事(明治廿三年十月 法律第九十七號)

法律は特定の規定あるものを除くの外其發布の日より滿廿日の後は之を遵守すべき義務あるものとす但法律は既往に遡るの效力を有せず

◎布告布達施行期限の事(明治十六年五月 第十七號布告)

布達布告は各府縣應到達日數の後七日を以て施行の期限となす但到達日數は布達を以て之を定む 一天災時變に因り到達日數内に到達せざる時は其到達の翌日より起算す 一函館沖繩札幌根室に到達の日數を定めず現に縣應に到達したる翌日より起算す 一凡る島地は所轄郡役所に到達の翌日より起算す

◎布告布達到達日數の事(明治十六年 月 第十四號布達)

京郡府四日 大坂府四日 神奈川縣即日 兵庫縣四日 長崎縣十一日 新潟縣五日 埼玉縣即日 群馬縣即日 千葉縣即日 茨城縣二日 栃木縣二日 三重縣四日 愛知縣三日 静岡縣二日 山梨縣二日 滋賀縣四日 岐阜縣四日 長野縣四日 宮城縣五日 福島縣四日 岩手縣七日 青森縣十日 山形縣五日 秋田縣八日 福井縣八日 石川縣七日 富山縣六日 奈良縣四日 鳥取縣七日 島根縣八日 岡山縣六日 廣島縣七日 山口縣九日 和歌山縣六日 德島縣六日 愛媛縣九日 香川縣九日 高知縣八日 福岡縣九日 大分縣十一日 佐賀縣十一日 熊本縣十一日 宮崎縣十一日 鹿兒島縣十二日

◎代人規則の事(明治六年六月 第二百十五號布告)

代人は心術正實にして滿二十歳以上の者を選ぶべし 代人は總理代人部理代人の別あり總理代人は其本人身上諸般の事務を代理する者にして部理代人は特に其委任する部内の事務を代理するを得る者とす 本人より代人を任じ他人と契約取引等を爲んと欲する時は必ず實印を押したる委任狀を與ふべし 但其家業を取扱ふ場所に於て通常の事務を取扱はしむるの類は別段委任狀を與ふるに及ばず 委任狀は總理代人又は部理代人たる事及び其委任したる權限を明白に記載すべし 代人を任ずるの權限は豫め規定し難きものと雖も其本人幼弱疾病事故等にて長く委任せんとするときは其地方に新聞紙あらば之を

廣告して世上に公布すべし

恤救規則の事(明治七年十二月 第六十二號)

極貧の者獨身にて廢疾に罹り産業を營む能はざる者には一ケ年米一石八斗の積を以て給與す但獨身に非ずと雖も餘の家人七十年以上十五年以下にて其身廢疾に罹り究迫の者は本文に準し給與を受くるを得。同獨身にて七十年以上の者重病或は老衰して産業を營む能はざる者には一ケ年一石八斗の積を以て給す但獨身に非ずと雖も餘の家人七十年以上十五年以下にて其身重病或は老衰して究迫の者は本文に準し給與を受くるを得。同獨身にして疾病に罹り産業を營む能はざる者には一日米男ハ三合 女ハ二合の割にて給す但獨身に非ずと雖も餘の家人七十年以上十五年以下にて其身病に罹り究迫の者は本文に準し給與を受くるを得。同獨身に非ずと雖も餘の家人七十年以上十五年以下にて其身究迫の者は本文に準し給與を受くるを得。三子出産の者其家困窮にして孝養行届兼候向は養育料として一時金五圓の給與を受くるを得。棄兒養育米は満十三歳に至るまで年々米七斗宛下渡さる。棄兒を養育する寄留人へは寄留中は其寄留地に於て下渡さる。一般人民にして巡査同様の働を爲し死傷せし者へは吊祭扶助療治料として重傷死に至る者へは金三十圓(吊祭料)父母妻子若くは死者に依り従來生計を爲せしものへは金五十圓より少なからず百圓より多からざる額(遺族扶助料)一終身不具となり自用を辨する能はざる者へ金六十圓より少なからず百圓より多からざる額終身不具となり自用を辨する能はざる者二等傷終身不具となり自用を辨する能はざる者

る者へ金十圓より少なからず五十圓より多からざる額(傷痍扶助料)傷痍の輕重に依り其滴度を量り(療治料)を給せらる。

在監人に接見する事及差入物の事(明治廿二年七月勅令 第九十三號監獄則)

在監人に接見せんと請ふ者あるときは監獄は其身分氏名住處職業及緣由を詳悉したる上之を許さる接見の時間は卅分時を過ぐるを得ず但死刑の執行以前及集治監又は假留監に押遣以前に係る囚人には特に一時間の接見を許さることを得。接見を許されたる者若し接見を請ひし旨趣に違ひたる談話を爲したるか又は姿貌其他形狀等を以て相通するの形跡あるときは之を停止せらるべし。接見の際は在監人男子に係るときは看守長看守立會女子に係るときは看守長女監取締立會。在監人の接見時限は午前八時より午後四時迄の間とす。刑事被告人に差入るべき飲食物は酒及烟草を除き監獄内に於て炊を要せざるものにて一日三回一人一食の量に限る。(後に書式あり)

群馬縣文官普通試験の事

本縣文官普通試験は左の科目中三科目以上六科目以下に就き之を行ふものとす、一讀書 國語及漢文 一作文 假名交文往復文 一筆寫 楷行草 一數字 算術代數幾何三角 法 一地理 地文及政治物理 一歴史 日本及外國歴史 一博物 動物植物礦物 一物理 化學生理衛生大意 一圖畫 自在書法 用器畫法 一現行法令 簿記 外國語等は本縣の須要に従ひ特に前項科目に加へて試験することあるべし。試験の期日場所及科目

は廿日以前に試験委員長之を公告すべし。試験を受けんと欲する者は願書に履歴書を添ひ試験期日五日前に試験委員長に差出すべし但其期限は豫め官報及地方の新聞紙一種以上公告す。試験委員長は受験人名簿を調製し各受験人の番號を定めて記入し其番號及試験の時日と受験人に通告するものとす。試験は筆記及口述の二項とす口述試験は筆記試験に合格したる者に就き豫め期日場所を通知して之を行ふ。筆記試験は第一條の各科目に就き受験人總員を一室又は數室内に入れ時間を限り試験委員監視して之を行ふ。受験人多くして同日に試験を行ふ能はざる時は別に問題を選び期日を異にして施行することあるべし。口述試験は或科目には試験委員三人以上列席して受験人一人毎に試問し即時答辨せしむ。試験室は定刻十分前に開き受験人を入れ定刻に於て閉鎖し試験中明に出入を許さず。受験人は試験室内に於て互に話話し又は喧嘩することを得ず。受験人は問題に就き試験委員に質問し又は書籍の借覽を求むるとを得ず。受験人は書類其他受験の材料となるべきものを携帯して試験室に入ることを得ず但試験に要する筆墨は受験人之を携帯すべし。受験人試験日時に出席せず又は試験半途に退室したるときは其期の試験を受くることを得ず。受験人は試験委員長の揭示其他試験委員の命令を遵守すべし犯す者あるときは試験委員に於て退室を命じたる後之を試験委員長に報告し其受檢を拒むことを得。答案は楷書又は行書を以て明瞭に記すべし。受験人は答案に豫定番號を記し其氏名を掲ぐることを得ず若し番號を脱誤し又は氏名を掲ぐる者あるときは其答案

を無効とすることあるべし。試験各科目の點數は一百を以て滿點とし各科目の得點總數を平均し六十點以上を以て合格とす但一科目の得點數四十に達せざるものは合格者と爲さず。各科目の採點は試験委員之を審査議定す。試験委員長は審議評決の數に入らず但可否同數なるときは試験委員長之を決す。試験委員長は試験合格者に合格證書を交付し且其氏名を公告す。試験手数料は登記印紙を試験願書に貼付すべし但試験を受けざるこゝあるも之を還付せず。試験願書履歴書は出願の取消を求むるも之を還付せず。

◎技術官任用の事(明治廿年十二月 閣令第二十八號)

奏任官は三年以上分科大學の教授たりし者法學博士文學博士の學位を受け又は法科大學文科大學及舊來東京大學法學部文學部の卒業生たるべき者に準し各種の學術技藝に就き一定の資格ある者又は丁年以上の男子 外國に於て大學校又は之と同等なる學校の卒業證書を有し又は三年以上其學科を修學したる旨を證明する證書を有する者 文部大臣の認可を経たる學則に依り法律學政治學又は理財學を教授する私立學校の卒業證書を有する者 高等中學校及東京商業學校の卒業證書を有する者 五ヶ年以上奏任官を勤めたる者等に準し其經歷に依り相當の資格ありと認むべき者を撰び本人の履歴學術技藝に關する證書の寫身分年齢等豫め文官試験局長官の詮衡を経て後各省大臣より奏聞の手續に及ぶ判任官は官立中學校又は之と同等なる官立府縣立學校及帝國大學の監督を受くる私立法學校及司法省舊法學校の卒業證書を有する者等に準し各種の學術技藝を修め一定の資格

ある者を命し其他の者は經歷に依り相當の資格ありと認むべき者を選び本人の履歷學術技藝に關する證書の寫身分年齢等豫め普通試験委員長の調査を経て之を命す

◎判事檢事登用試験の事(明治廿四年五月 司法省令第三號)

判事檢事登用試験を受くるを得る者は 一 第一及第三高等中學に於て法科を卒業したる者 二 文部大臣の認可を経たる學則に依り法律學を教授する私立學校の卒業證書を有する者 三 外國の大學校又は之と同等なる學校に於て法律學を修め卒業證書を有する者 以上の各項の一に該る者にして成年以上の男子に限る 試験は筆記口述の二様とし筆記は民法商法民事訴訟法刑法刑事訴訟法の各法に就き之を施行し口述は民法商法刑法民事訴訟法の中少くとも三科目に就き之を施行し志願者口述試験に欠席したる時は試験は成立ざる者とす尤試験は第一第二の兩回之を行ひ第一回は司法省に於て之を行ひ之に及第し試験となりて實地修習し其上にて第二回の試験を行ふ者とす其第一回は受験者の學識を試験するに在て第二回は其實務に習熟したるや否やを試験するにあり

◎裁判所書記登用試験の事(明治廿四年五月 司法省令第四號)

裁判所書記登用試験は文官試験に關する敕令の外別に規則ありて其試験は各控訴院に於て之を行ひ試験委員は控訴院判事檢事書記官又は其管内地方裁判所の判事檢事の中より司法大臣之を命じ試験は作文筆寫書記算術簿記の外民法商法刑法民事訴訟法の中に就き之を施行し受験者の申立あるときは地方裁判所に於て筆記試験を受けしむることを

得。其筆記答案にして口述試験を爲すに足るべきものと認めたるるとき更に受験者を呼出し若しその口述試験に欠席したるときは試験は成立たざるものとす。その及第したる者には證書を與へられ裁判所書記見習を命せらるゝとを得。區裁判所及地方裁判所并其檢事局に於て實地修習を爲し其間職務上の義務を怠り又は職務上若くは其職務外に於て其身分に適せざる行狀あるときは指揮監督者之を諭告し又職務上若くは職務外に行狀其職務を取るに不適當なるか、又は其修習の進歩不十分なりと認むるときは指揮監督者は控訴院長檢事長に之を報告し、又其修習を終りたるときは修習に關する證明書を作り修習の成績并職務上及職務外に行狀を記載して指揮監督者より之を控訴院長檢事長に差出し控訴院長檢事長は證明書に意見を附し之を司法大臣に差出すなり

◎執達吏登用試験の事(明治二十三年八月一日 司法省令第二號)

執達吏に任せらるゝには左の諸件を具備するを要す、第一年齡滿二十五歳以上なること 第二陸海軍の現役を終へ又は之を免せられたること 第三身体健全なること 第四家計の整理したること 第五品行方正なる事 第六試験に及第したること 又左に掲ぐる者は執達吏たるを得ず 第一重罪を犯したる者但國事犯にして復權したる者は此限にわらず 第二定役に服すべき輕罪を犯したる者 第三身代限の處分を受け負債の義務を免かれざる者 第四懲戒の處分に由り免職せられたる者 試験は筆記口答の二様とす 口答試験は筆記試験に及第したる者に之を行ふ 試験は左の科目に就き之を行ふ 第一

民事訴訟法及治罪法の中書類送達及執行に關る規程 第二執達吏に關る諸規則 第三算術(加減乘除分數比例)第四讀書筆寫左に掲ぐる者は試験を要せずして執達吏に任せらるゝことを得 第一官立府縣立中學校又は之と同等なる官立府縣立學校、司法省舊法學校又は帝國大學の監督を受けたる舊私立法學校及文部大臣の認可を経たる學則に依り法律學を教授する私立學校の卒業證書を有する者 第二裁判所書記の登用試験に及第したる者 第三判任官以上の職を現に奉し又は嘗て奉したる者 第四陸軍下士にして文官を奉職請願するを得る者 區裁判所書記は職務修習を要せず執達吏に任せらるゝことを得 執達吏に任せられたる者は任補の日より三十日以内に保證金を管轄裁判所に納むべし 保證金は五百圓以下に在て土地の情況に従ひ控訴院長之を定む

○ 巡查採用規則の事(明治廿八年一月 縣令第一號)

巡查ハ技藝及体格試験ニ合格スル者ヲ採用ス但左ニ記載シタル者ハ技藝試験ヲ行ハスシテ採用スルコトアルベシ 一 警部警部補ノ職ヲ奉シタル者 二 巡查精勤證書ヲ有スル者 三 陸海軍現役滿期下士以上ノ者 四 陸軍兵卒ニシテ現役滿期トナリ又ハ戰時召集ヲ解除セラレ下士適任證書ヲ有スル者 巡查志願者ハ附録書式ニ從ヒ願書ニ履歷書ヲ添ヘ管轄警察署ヲ經テ本廳ニ差出ス可シ但他府縣在住ノ者ハ直ニ本廳ニ差出ス可シ 巡查志願者ハ品行方正年齡廿一年以上四十年未滿ニシテ徵兵ニ相當セス且其ノ諸項ニ抵觸セザル者タルベシ 一 重罪ノ刑又ハ重禁錮ノ刑ニ處セラレ若クハ同上ノ刑ニ處セラルベキ罪ヲ犯

シ單ニ監視ニ附セラレタル者及輕禁錮ノ刑ニ處セラレ滿期後五年ヲ經過セザル者但舊法ニ依リ施体ノ刑ニ處セラレタル者ハ總テ本文ノ權衡ニ違ス 二 賭博犯處分規則ニ依リ懲罰ニ處セラレタル者 三 巡查懲罰例又ハ官吏懲戒例ニ依リ免職セラレ若クハ故ナク巡查ヲ辭職シ未タ二年ヲ經過セザル者 四 身分不相應ノ負債ナル者又家資分散ノ宣告ヲ受ケ未タ復權ヲ得ザル者又ハ從前身分限ノ處分ヲ受ケ未ダ辨償ノ義務ヲ終ヘザル者 五 酒癖又ハ暴行ノ癖アル者 体格検査ハ左ノ諸項ニ適合スル者ヲ以テ合格トス 一 體質善良即チ左ニ記載スル缺所ナキ者 四肢完具セサル者但執筆把握ニ差支ザル指ノ萎小彎屈強直等ノ類ハ此限ニアラズ 胸腔機關及腹内臟器若クハ皮膚較著ノ疾病アル者但較著ノ疾病ニ非ザルモ全身諸機關ノ機能減衰ノモノ亦同シ 服裝又ハ運動ニ不便ナル者 贅生物畸形等容貌醜惡ナル者 二 身幹五尺一寸以上ノ者 三 胸圍約身長ノ半ニ等シク呼吸縮長ノ差一寸以上ノ者 四 兩眼共視力三分ノ二以上ノ者 五 辨色力完全ノ者 六 聽力六尺ノ距離ニ於テ低語ヲ聽識シ得ル者 七 言語應答明瞭ニシテ充分ノ發聲ニ堪ユル者 八 精神完全即チ精神病及神經病(鬱憂、癲狂、癡狀及舞蹈病、癲癇等ノ病)ナキ者 技藝試験ハ左ノ諸項ニ適合スル者ヲ以テ合格トス 一 刑法刑事訴訟法及警察法規等ノ大要ニ通ズル者 二 本邦歴史及地理ノ大略ニ通ズル者 三 假名交リノ論文及普通往復文ヲ作り得ル者 四 算術加減乘除ヲ爲シ得ル者 五 普通ニ楷書及行書ヲ書キ得ル者 技藝試験ニ不合格ノ者ハ六ヶ年ヲ經ルニアラザレハ再ビ試験ヲ行ハザルモノトス

群馬縣法令編年索引

明治六年

- 群 第二十號 七月 棟上ノ投錢葬式ノ花籠等舊來ノ習俗一洗
- 同 第卅八號 九月 戶籍法確守スベク
- 同 第四十六號 九月 西洋菓樹栽培法
- 同 第四十八號 十月 西洋蔬菜栽培法

明治七年

- 同 第四號 一月 男女風俗ノ義諭達
- 同 第四十四號 二月 寺院ノ願届ハ住職名ヲ用ユ
- 同 第廿五號 四月 神祇ノ託宣佛陀ノ告諭ト詐稱シ庶民ヲ惑ス所業不相成
- 同 第卅九號 五月 寺院ノ地所賣買願ノ件
- 同 第卅七號 五月 各車檢印ノ件(明治八年十二月第百七十號ニテ訂正削除アリ)
- 同 第八十三號 十月 官林其他拂下ノ儀ニ付心得方
- 同 第百十七號 十一月 主上行幸兩后宮行啓ノ節禮義
- 同 番外 一月 大工左官共賃錢ヲ一定シ或ハ雇主ノ限界ヲ立テ並婚嫁ノ弊習一洗及葬式法事等ノ節惡弊ヲ去リ人情ヲ盡シ可申

同 番外

明治八年

- 同 第十號 一月 温泉場旅店共病客取扱心得
- 同 第卅五號 二月 社寺境内枯損木伐採ハ繪圖ニ伐木ノケ所記載ノ事
- 同 第百十七號 八月 作場渡錢ニ於テ猥ニ過當ノ賃錢貪ル事不相成
- 同 第百七十六號 十二月 人民實印取扱方
- 同 第百五十一號 十月 祭禮ノ節興行物及祭典取締
- 同 第百五十五號 十一月 農商等戶主死亡再ビ夫ヲ迎ヒ且長男ヲ他家へ養子ニ呈シ家督相續方
- 同 第百九十四號 十二月 擅ニ葬儀執行ノ者無之様神官僧侶ニ必ズ依頼スベキ筈
- 同 第二百三號 十二月 寺院境内ニ接續スル墓地區分
- 同 第五號 一月 僧業相廢シ候節出願及届方
- 同 第十三號 二月 巡查制服着用巡回ノ節渡場無賃
- 同 第十七號 二月 轉宗改式ハ從前葬送受持ノ向ヨリ承認書中申受且轉宗改式ノ節届出
- 同 乙第十七號 二月 行幸ノ節儀仗内へ衝入シ訴狀建言書ノ類差出等ノ違犯者無之様告諭

- 同 第五十一號 四月 尺度舊器私ニ賣買スヘカラズ
- 同 第八十八號 五月 民有ノ山林原野段別丈量順序
- 同 第八十八號 十二月 新年門松及庭飾ノ爲メ真幹ノ松樹伐採致スヘカラズ
- 同 第一百十一號 七月 境内伐木ハ其事故關係者連署仕様書ハ其職方ノモノ起載
ノ
- 同 第一百二十一號 七月 社寺境内ハ風致上尤モ注意スベキニ付樹木植付
- 同 第一百二十二號 七月 寺堂ヲ蠶室ニ用ル等体裁ヲ損セザル様注意
- 同 第 號 十二月 山野路傍ノ神祠佛堂一般社寺ニ比シ難キモノ處分
- 同 第一百十一號 十二月 人民私邸内ノ神祠佛堂へ衆庶ノ參拜スルヲ差停
- ◎明治十年
- 同 乙第六號 一月 賣藥改正願書式
- 同 乙第六號 五月 官廳ニ對スル書面又ハ人民間互ニ交付ノ書面認方告諭
- 同 乙第六十六號 八月 士民男女戸主家名ヲ廢シ他家へ入夫或ハ養子女又ハ實家
へ復籍等致度親族協議相整出願方
- 同 乙第六十八號 五月 社寺境内伐木無願ノ義告諭
- ◎明治十一年
- 同 乙第六號 一月 遞送人自今獨歩難致事故アル者ノ外附添人ヲ出ニ不及

- 同 乙第六十五號 一月 桑樹培養方諭達
- 同 乙第四十二號 四月 諸願届等指令書ノ義郵送或ハ幸便ニ托下附候節受寄差
出方
- 同 乙第四十三號 四月 種畜貸與規則
- ◎明治十二年
- 同 甲第五十六號 四月 外國人内地旅行願手續
- 同 丙第八十七號 十一月 地方徵兵委員職務規則
- 同 甲第三百三號 七月 官林ニ接スル民林伐木手續
- 同 甲第四百十七號 一月 鼠取蠅取藥等製造販賣出願手續
- ◎明治十三年
- 同 甲第一號 一月 山林原野地位等級調理心得書
- 同 甲第五十九號 五月 富ニ類似ノ無盡不相成
- 同 甲第六十一號 五月 懲役人雇主心得
- 同 甲第七十三號 七月 畜犬取締規則
- 同 甲第一百號 十一月 定席取締規則(十四年九月甲第百廿五號十五年四月甲第廿
六號十七年六月甲第百五十四號ニテ改正删除)
- 同 乙第卅二號 五月 神社祭典日章御國旗掲擧自今不及出願
- 同 乙第卅三號 五月 社寺境内立木伐採出願ノ次第ニ依リ可及檢査

- 同 乙第廿四號 四月 講社教會設置願ハ郡衙經由
 - 同 乙第六十八號 十月 戶長事務請渡規則(廿一年九月訓令甲第百七十七號ヲ以テ九條目錄改正)
 - 同 丙第四十三號 五月 社寺境内官有樹木伐採手續
 - 同 丙第百十二號 十二月 官林及並木枯損木伐採心得
 - 同 乙第六十二號 十月 社寺へ古器物古文書等寄付ノ節届出
 - 同 第六十三號 十月 社寺境内建物新築改修等出願ノ節繪圖添付
- ◎明治十四年
- 同 丙第四十八號 五月 神社神靈ハ佛像ノ如ク出開帳箱似差止
 - 同 乙第二十八號 八月 社寺總代人選舉並收入財產區分(改正)
 - 同 丙第百廿八號 十二月 郡役所事務章程(十七年丙第百十六號ニテ改正追加)
- ◎明治十五年
- 同 甲第四七號 六月 飲食店彩色料取締規則(十七年六月甲第五四號及十五年十月甲第七十一號ニテ改正削除)
 - 同 乙第四四號 八月 社寺境内伐木取扱概則
 - 同 乙第六十八號 十二月 官有地拜借及返還手續
 - 同 乙第五十一號 八月 諸神社分社遙拜所建設出願手續
 - 同 乙第五十八號 十一月 社寺及堂塔ノ類四百年前ノ建造物現存ノ向調査
 - 同 乙第五十六號 十二月 社寺創立再興復舊許可ノ者建設及再建期限

- 同 乙第六十號 十二月 府縣社以下神社附屬ノ講社結集
- ◎明治十六年
- 同 甲第十五號 四月 官有地ニ發生スル雜草ヲ刈取ル出願手續
 - 同 甲第十九號 四月 賣藥印紙貼用方營業並請賣者ハ居宅行商ハ旅店ニ就キ檢査ス(十七年十二月甲第九十九號十九年七月甲第六十一號廿二年七月令五十五號ニテ改正刪除廿六年九月令卅七號ニテ追加)
 - 同 乙第四號 一月 賣藥行商鑑札願並鑑札書替願書式
 - 同 乙第五號 一月 賣藥營業並請賣行商及藥湯營業滿期ノ後尙引續キ營業セントスルモノ出願手續
 - 同 甲第四二號 七月 他府縣ノ醫師產婆及針灸治療骨師入齒師本縣へ轉籍開業手續
 - 同 乙第四四號 七月 醫師產婆針灸治療骨師入齒師轉籍寄留故姓名及廢業死亡ノ節届方
 - 同 丙第三七號 八月 群馬縣警察職務章程
 - 同 丙第五四號 十月 郡長事務受渡規則
- ◎明治十七年
- 同 甲第一號 一月 本縣布達施行期限ヲ定ム
 - 同 甲第四號 一月 學資取扱規程並學資寄付取扱手續

同 甲第五號	一月	廢戶主廢嫡絶家再興等出願ノ節親族連署ノ項ヲ定ム
同 甲第五一號	六月	本縣警察區畫表
同 甲第五五號	六月	警察署及分署ニ於テ違警罪犯ヲ裁判ス
同 甲第六二號	七月	道路橋梁修繕中往來留及神佛開扉法官建札廣告允許
同 甲第六三號	七月	他管ニ出テ藝妓渡世ヲ爲サントスルモノ警察署又ハ分署 へ願出添翰ノ事
同 乙第十號	一月	送籍證及之ガ領收證押印方ノ制
同 乙第七七號	七月	町村費取扱手續 <small>(十七年七月乙第八五號、十八年一月乙第六號、十八年 一月乙第十二號、十八年四月乙第四六號、十八年十二 月乙第一四七號、十八年九月乙第一一二號、十九年十二 月乙第六二號、十八年一月乙第廿號改正追加删除アリ)</small>
同 乙第九二號	八月	戶長役場印自今雛形ヲ定ム <small>(十八年十一月乙第百卅八 號ヲ以テ雛形中删除アリ)</small>
同 乙第九三號	八月	戶長公用印章雛形ヲ定メ該印調製費ハ役場費ヲ以テ支 辨
同 乙第一三一號	十月	陸軍醫官徵兵檢査規則
同 丙第九十六號	十二月	地租ニ關スル諸張簿様式 <small>(十八年七月丙第四十八 號ヲ以テ改正删除アリ)</small>
同 丙第六號	一月	公益ノ爲金穀財産等ヲ寄付シタル者納濟ノ上賞與開申書 式 <small>(三月丙第十七號 ニテ改正アリ)</small>
同 丁第一七號	四月	公立學校職員勤惰表調製心得

同 丁第二四號	六月	縣立學校在籍卒業入退學生徒名簿開申書式
同 乙第三七號	三月	佛像他管持出開帳管轄廳へ出願方
同 甲第六二號	七月	神佛祭祀開帳等建札出願手續
同 甲第二三號	三月	官林取締規則
同 甲第六十號	二月	醫師及產婆欠乏ノ地檢案書又ハ死産ノ證得難キ時ノ件 <small>(十八年九月甲第七二號及同年十 一月甲第八二號ニテ更正アリ)</small>
同 甲第四八號	七月	醫師取締規則
同 甲第四九號	七月	賣藥規則製劑販賣規則 <small>(十八年十二月甲第九十八號及廿五年十 一月全第六十九號ニテ改正删除アリ)</small>
同 甲第廿三號	七月	官林取締規則
同 乙第百七號	七月	財産公賣ノ場合ニ於テ郵便切手郵便局へ買戻
同 乙第四九號	四月	證印濟納稅切手紛失或ハ燒失ノ節新調ニ關スル件
同 第五號	二月	明治十八年告示 人民ヨリ縣廳ニ差出ス諸願伺届書ハ總テ戶長役場及郡役 所經由ノ件
同 第十八號	四月	在監人ニ對シ信書ヲ通セントスルモノハ監獄本支署ニ宛 テ差出ノ件

同 第卅八號	六月	在監人ニ贈ル信書封皮監獄本支署ニ宛タル願書ヲ封入差出ノ件
同 第五六號	九月	未已決在監人へ物品贈與願出心得ノ件
同 第二號	一月	農商工ニ關スル諸會衛生會開設届出方 <small>(廿五年一月縣令第廿三號ヲ以テ訂正)</small>
同 第四二號	七月	屠獸及賣肉取締規則 <small>(廿五年十二月告示第二六五號ニ基キ與書ヲ要スル儀消滅明治三十年八月縣令四二號ニテ訂正)</small>
同 第四五號	七月	本縣限リ免許鑑札ヲ下付スヘキ諸營業願ハ指令ヲ付下セス鑑札ヲ下付ス <small>(明治廿四年七月縣令第三三號ヲ以テ第十項第十九項及第十一様式改正追加削除アリ)</small>
同 第四七號	八月	醬油製造營業人心得 <small>(廿四年七月第三三號ニテ改正追加アリ廿七年一月縣令第四號ヲ以テ改正追加アリ)</small>
同 第二六號	二月	警察處務細則權限ヲ廢シ警部長專行條件ヲ定ム
同 第四七號	三月	國縣道其他地方稅ヲ以テ支辨スル道路小破修繕規定ヲ設ク
同 第六〇號	三月	町村費ヲ以テ支辨スヘキ事業ニ關シ金穀物件ヲ寄付シタル者賞與申請方
同 第七五號	四月	品觸發布手續

同 第九七號	五月	土地所有者心得書取扱手續
同 第一〇一號	五月	學校生徒禮式一層行届方ヲ達ス
同 第一三四號	六月	口述受付簿様式ヲ定ム
同 第一六二號	八月	地方稅財產管理規則ヲ定ム
同 第一七六號	九月	警察署分署處務細則改定 <small>(廿年三月訓令甲第三三號及廿三年十月二月訓令甲第一八二號ヲ以テ訂正)</small>
同 第一七七號	九月	警察署長分署長專行條例ヲ定ム
同 第一八四號	十月	郡役所會計規程ヲ定ム <small>(明治廿四年四月訓令甲第四四號ヲ以テ追加訂正)</small>
同 第三號	一月	官有地内土石堀取願出書式
同 第一五號	二月	雜草刈取聽許ヲ得官有山林枯草ヲ燒カントスルトキノ遵守手續
同 第一七號	二月	官有地盤ニシテ其上木拂下ケヲ許シタルモノ伐木規程ヲ定ム
同 第二二號	二月	町村分合及町村制施行ニ付町村共同事業取扱方
同 第三四號	二月	雇人請宿規則手續
同 第三六號	四月	湯屋取締規則ヲ改ム
同 第四九號	六月	諸車所有者心得 <small>(廿六年十二月縣令第五十號ニテ訂正)</small>

同 第五八號	八月	道路橫斷スル暗梁下水所設又ハ修繕
同 第六八號	九月	銃砲ヲ所持シ他管ヨリ轉住シタル者届出方
同 第七一號	十一月	ヨロールサンカラム エンサンカリー エンサンカラム 等ニ關スル届出方(廿二年十一月縣令第七一號及廿 三年三月縣令第十號ヲ以テ追加)
同 第九十條	七月	河海堤塘敷地ニ係ル民有地變換ヲ要スル裁判所ノ證明書 添ヘ
同 第三百二十四號	十二月	觀物興行人ニ於テ禽獸類ヲ扱者制禁
同 第四百十八號	十二月	訓授規則
同 甲第五八號	五月	町村事務報告規程(廿五年六月九十六號及廿六年五月訓令廿二 號廿六年十二月訓令七十三號ニテ訂正アリ)
同 第五二號	九月	市街地中街路取締規則施行區域市町村名(三十年九月百四 十二號ニテ追加)
同 第三號	一月	本廳及所屬官衙限リ處分スベキ願同上申届書ニシテ指介 ヲ要スルモノ自今副本ヲ差出スベシ
同 第四號	一月	障碍木伐採ニハ管長添書ヲ要セズ
同 第四四號	六月	在監人ハ面接及物品贈與ハ願書ヲ要セズ
◎明治廿三年縣令		

同 第三號	一月	町村立私立學校幼稚園書籍館設置變更廢止規則 (廿四年四月縣令 第廿號ニテ追加)
同 第十三號	二月	藥種商製藥者取締細則(廿三年四月令第 廿二號ニテ刪除)
同 第十七號	八月	小學校ノ學科及其程度實施方法(廿三年五月令三十九號廿四 年七月令三十四號ニテ改正)
同 第卅三號	四月	墓地及埋葬取締細則(廿三年六月令四十號廿九年七 月令六十六號ニテ追加及刪除)
同 第六一號	十二月	印紙額元賣捌人及賣捌人心得書(廿四年十一月令 四三號ニテ追加)
◎明治廿三年訓令		
同 甲第三一號	二月	巡查看守精勤證書授與規則執行心得
同 甲第四四號	二月	教誨師勤務心得
同 甲第九號	一月	何村經濟ニ屬スル學校等ノ費途ニ關シ寄附出願許可ノ件
同 甲第一二六號	七月	尋常師範學校職員服制(二十一年訓令乙第五三三號)中改正追加
同 第九十號	十二月	教育ニ關スル教語謄本下附
同 第五十三號	三月	小學校學科教授心得
同 甲第八一號	四月	監獄金錢出納規程
同 甲第八二號	四月	監獄金錢收入支出證書整理順序
同 甲第九九號	五月	墓地火葬場取締細則執行手續(二十九年七月訓令七六 號ニテ追加及改正)
同 第四百號	五月	小學校生徒試験細則

同	第百六十二號	十月	警察公文及番號例
同	第百六十五號	十一月	郡馬縣處務細則 <small>(廿四年二月訓甲第廿一號ニテ追加)</small>
同	第百八十六號	十二月	違警罪即決處分手續 <small>(廿六年九月訓甲第五十八號及廿八年一月訓甲第一號ニテ改正)</small>
同	甲訓百八十七號	十二月	監獄支署處務規程 <small>(廿五年十二月訓甲百四十三號及同年同月達第六十三號ヲ以テ改正アリ)</small>
同	甲訓百八十八號	十二月	監獄支署處務順序
◎明治廿三年告示			
同	第十二號	三月	御料地貸下其他手續 <small>(廿九年四月告示第七十號ニテ改正アリ)</small>
同	第廿一號	十一月	尋常中學校學科及其程度其他諸規則 <small>(廿五年一月訓甲第廿四號ニテ訂正アリ)</small>
同	第卅四號	五月	尋常師範學校授業期限及生徒試験規則
同	第八五號	十一月	官有土地建物船舶等拂下若クハ下渡ヲ受ケタル并手續
同	第八九號	十二月	刑事被告人へ書翰ヲ送ラントスル手續
◎明治廿四年縣令			
同	第四四號	十二月	社寺境内使用及竹木伐採處分
同	第二九號	六月	社寺總代人ニ關スル規程
同	第三六號	七月	縣社以下神官奉務規則
同	第廿二號	九月	傳染病豫防心得書
同	第十六號	二月	地方學事通則及小學校令中部分實施ノ件

同	第二二號	二月	古社寺保存金下賜出願手續
同	第五六號	二月	社寺上地官林委託規則發布ニ付社寺關係人ニ於テ注意
同	乙第一〇八三號	十二月	社寺總代人撰舉届
同	第四號	一月	生徒品性修養ノ訓示
同	第二九號	三月	救語謄本新規交付並還納ノ件
同	第二三號	二月	監獄醫及教誨師旅費支給
同	甲第六號	三月	町村基本財産調査表 <small>(廿八年五月訓令第四十六號ニテ訂正アリ)</small>
同	訓廿五號	三月	官國幣臨時營繕費金額取扱手續
同	訓第三二號	三月	內國稅徵收費所屬物品出納順序 <small>(廿五年四月訓甲三三號同年四月八號ニテ訂正)</small>
同	訓第卅三號	三月	尋常中學校會計規程 <small>(廿四年七月訓甲八八號ヲ以テ同規程中更正)</small>
同	訓第卅四號	三月	尋常中學校經費出納ハ訓令甲第卅三號ニ依リ其校限リ取扱フベシ
同	訓四十九號	四月	國庫ニ係ル旅費ノ内瀛車賃支給額
同	訓五十號	四月	國庫地方稅ニ係ル賄料給與規則
同	訓五二號	四月	虎列刺病豫防上注意

◎明治廿四年訓令

同	訓五三號	四月	違警罪科料遺失金ハ毎日取纏回金
同	訓五四號	四月	社寺上地官林委託規則發布ニ付注意
同	訓五六號	四月	用悪水路築瀾張ノ漁業出願ノ時調査許否ノ件
同	訓六九號	六月	規則外賣藥行商者有毒賣捌ノ時鑑札携帶有無注意
同	訓七一號	六月	地盤官有修理保存費堤塘道路並木敷使用ハ認可ヲ受クベシ <small>(廿四年十二月訓令 甲第百廿七號追加)</small>
同	訓七三號	六月	官有土地立木拂下又ハ無代價下渡ノ時検査實地ノ引渡ヲナスベシ
同	訓九九號	八月	官幣社神職奉務規則
同	訓百三號	九月	地方稅支辨雇員旅費支給規則
同	訓一一四號	十一月	雇員俸給支給規則 <small>(廿四年十二月訓甲 第廿五號ニテ訂正)</small>
同	訓百二〇號	十一月	鑛山借區試掘出願屆書ハ郡役所經由
◎明治廿五年縣令			
同	第十六號	四月	尋常師範學校付屬小學校教則
同	第三七號	六月	小學校教則
同	第三八號	六月	尋常小學校及高等小學校ノ教科ヲ一校ニ併置スル片ハ兩教科ヲ連絡スルヲ得セシム

同	第三九號	六月	學齡兒童ノ就學及家庭教育ニ關スル規則
同	第四〇號	六月	市町村立小學校授業料規則
同	第四一號	六月	市町村立小學校教員給料額及旅費額標準並ニ給料旅費其他諸給與支給方法
同	第四二號	六月	兒童小學校ニ出席スルヲ停止スル事項ニ關スル規則
同	第四三號	六月	小學校祝日大祭日儀式次第
同	第四四號	同	小學校教科用圖書審查等ニ關スル細則
同	第四五號	同	小學校設備規則
同	第四六號	同	學齡兒童保護者代人ニ關スル規則
同	第四七號	同	幼稚園圖書館盲啞學校其他小學校ニ類スル各種學校及私立小學校設置廢止規則
同	第四八號	同	小學校長及教員ノ任用辭職其他進退ニ關スル細則
同	第四九號	同	小學校長及教員職務及服務細則
同	第二三號	四月	明治廿四年縣令第廿九號へ追加
同	第二八號	五月	郡市長委任條件
同	第三百號	七月	廿五年九 月訓令 甲第九十號町村事務報告規程報告書式
同	第三百十二號	九月	水火風災報告手續

同 第百十五號	十月	警察官吏禮式心得
同 第百廿號	十月	巡查操練法
同 百卅六號	十二月	度量衡取締規則施行心得 <small>(二十六年三月訓令甲第十)</small>
同 百四十二號	十二月	監獄署處務細則 <small>(七號ニヨリ第四條追加)</small>
同 第百四十四號	十二月	小縣道其他工事施行ノ爲メ往來止ヲ要スル片警察署へ届出
同 第百四十六號	十二月	群馬縣物品出納順序物品取扱方規程
◎明治廿五年訓令		
同 訓甲五一號	三月	社寺總代人ニシテ社寺ノ實務ニ關涉弊害アル片處分
同 訓甲五二號	三月	同伴ニ付郡役所町村役場へ達
同 訓甲九二號	六月	社寺境内枯損危險本處分報告
同 訓甲二〇號	三月	市町村立小學校教員恩給基金收納規則
同 訓九三號	六月	教授週錄様式
同 訓百廿二號	十月	市町村立小學校學級編制及校名報告方
同 訓百廿三號	六月	尋常高等兩教科併置小學校ノ校名命稱方
同 訓百廿八號	十一月	公立學校職員在職年數及年齡並罷免者在職年數等取調様式

同 第七號	二月	沒收物件取扱順序 <small>(廿六年一月訓令第四號ニテ訂正)</small>
同 第十號	二月	縣廳ヲ距ル二里以外ノ地ニ設置スル土木工營所受拂手續會計檢査院法ニヨリ物品出納決算檢査責任解除委任書式 <small>(廿六年四月訓令甲第廿八號ニテ訂正アリ)</small>
同 第九一號	六月	行旅死亡人假埋葬及病人取扱手續
同 第卅號	三月	町村稅下納ヲ他府縣等へ囑托徵收送金手数料取扱方
同 第三九號	四月	第二課土木係員派出所規定 <small>(二十六年六月訓令第三九號及同年八月訓令甲第五二號ニテ訂正追加)</small>
同 第四二號	四月	官有土地並山林原野木竹ノ貸渡出願ニ係ル件
同 第五六號	五月	官有原野山林及雜產物賣決約ノ事
同 五十七號	五月	官有山林原野ノ立木ハ木伐檢査及引渡使用極印
同 六十號	五月	町村地元受ニ係ル道路橋梁等修繕
同 六十一號	六月	外役囚人護送規則
同 六十五號	六月	地方稅經濟ニ屬スル物品會計現程 <small>(廿六年三月訓令第三號ニテ追加施行)</small>
同 七十三號	六月	自今印鑑届出雛形 <small>(廿六年五月訓令三)</small>
同 第七八號	六月	町村事務規程 <small>(廿七年三月訓令第二)</small>
同 第九〇五號	六月	町村事務規程 <small>(廿七年三月訓令第二)</small>
同 第七一號	六月	地方稅收納順序 <small>(廿六年三月訓令甲第二)</small>
同 第七十號	六月	地方會計規則 <small>(廿六年三月訓令甲第五號及廿七年五月訓令第四六號廿八年訓令第卅號ニテ改正追加アリ)</small>

同 第一百十二號	七月	水火風災報告手續
同 第一二四號	十一月	狩獵規則取扱手續 <small>(廿七年七月訓第六)(十五號ニテ追加)</small>
同 第四百十四號	十二月	國縣道其他工事施行ノ爲メ往來止マ要スルル所轄警察署へ届出
同 第六十八號	六月	所轄内地方支辨ニ屬スル道路急修補修委任心得 <small>(廿六年一月訓令甲) (第二號ヲ以テ訂正)</small>
同 第百卅六號	十二月	度量衡取締規則心得 <small>(廿六年三月訓令第)(十七號ニテ追加)</small>
同 第四十八號	四月	町村制第十八條中撰舉原簿及撰舉人名簿調製書式
同 第四十九號	四月	大藏省令第四號ニ依リ登記印紙ヲ以テ納ムベキ手数料貼付ノ件
同 第十四號	十二月	土地臺帳共有地付漏連名簿調製樣式
同 第十五號	二月	町村備付共有連名簿自今新調若クハ整理ノ節進據樣式
第十七號	三月	水害豫防組合設置ノ必要トスルル取締事項並事山
第二二號	二月	内務省又ハ知事官房ヨリ各部署へ照會スル簡單問答用紙ノ件
第二五號	三月	内務省令第一號醫師並藥劑師免狀新規及書換手数料ノ事
第二七號	三月	縣社以下神官ノ義試驗ニ拘ハテテ認可撰舉申出方

第廿八號	三月	同前十二月訓令百廿號ニテ <small>(假學證有效期間發令アリ)</small> 神官自今認可證差出ノ際意見ヲ具シ申送ノ件
第廿九號	三月	郡役所雇員採用解雇其他増給減俸等公告書式
第卅二號	四月	廿五年度以降徵兵費支拂取扱順序ヲ定ム <small>(廿七年四月訓令第廿六號及廿九年)(五月訓令第五四號ニテ削除アリ)</small>
第六七號	六月	廿五年三月訓令第廿七號ニ依リ維新前五代以上神社へ奉任セシ者ノ子孫神官社掌撰舉セントスル手續
第七十二號	六月	地方稅雜收入納規程定
第七十六號	六月	地方會計規則書式中警察署用紙
第八十八號	六月	明治廿二年十二月法律第卅二號ニ依リ地方稅及市町村稅滯納處分ニ付取扱方
第九十一號	六月	會計檢査院法ニ依リ物品出納檢査及責任解除委任書式ヲ定ム
第九十六號	七月	市町村會計帳簿設備順序
同 第七號	一月	○明治廿六年縣令 從來公稱スル市町村内土地ノ字名ハ改稱變更取扱規定 <small>(廿六年四月縣令第二)(四號ニテ改正アリ)</small>

同 第一號	三月	本縣尋常師範學校授業料規程
同 第一五號	三月	本縣尋常師範學校生徒學資給與方(廿七年一月縣令五號ヲ以テ三號コテ第二條中改正アリ)
同 第一九號	四月	蠶種檢査施行手續
同 第二一號	四月	海外旅券下附願書差出シ方
同 第三一號	六月	本縣尋常師範學校規程(廿七年四月縣令第二六號ニテ改正追加廿年五月縣令第二五號第三章中改正アリ)
同 第三二號	六月	同校生徒募集ニ關スル規則
同 第三三號	六月	同校生徒服務ニ關スル規則(廿八年四月縣令第三三號ニテ第二條中改正アリ)
同 第四二號	十月	飲食店取締規則
同 第四五號	十一月	縣令及郡令公布式
同 第四八號	十二月	社寺ニ於テ境外上地官林ヲ風致裝飾ノ爲メ拂下用
同 第五四號	十二月	地租ニ關スル願屆書式(廿七年四月縣令五二號及廿七年十月縣令五五號ヲ以テ訂正追加)
○明治廿六年訓令		
同 第三號	一月	公益ノ爲メ金穀物件ヲ寄附シタル賞與上申ノ儀取調書式
同 第八號	二月	尋常師範學校卒業生徒ヲ教員ニ採用ノ時ハ町村長ハ郡長ニ郡長ハ知事ニ上申ノ件(廿八年一月訓令甲第七號及廿九年一月訓令甲第三號ヲ以テ追加削除アリ)
同 第一一號	二月	市町村費ヲ以テ支辨スヘキ事業ヘ對シ金穀物件ヲ寄附シタル賞與申請ノ件

同 第一二號	三月	送籍ノ際其送籍狀ニ脱記誤謬等アル時取扱方
同 第一四號	三月	看守教習規則
同 第一六號	三月	本年三月訓令甲第四〇號看守教習規則ニ準シ押丁モ教習看守教習卒業證書及賞與様式
同 第一八號	三月	市町村立學校教員ニ關シ授與スル辭令及免許狀ニハ受書ヲ要セズ
同 第一九號	三月	監獄署當直看守長勤務方
同 第二一號	三月	地方稅經濟ニ屬スル物品會計規則中改正ノ件
同 第二二號	三月	農商務省令第九號ヲ以テ度量衡法施行規則中改正ノ件
同 第三〇號	四月	海外旅券下付願書ニ奧書證印ヲ申出ルルル調査スヘキ事項
同 第三一號	四月	學校生徒送迎及遊歩運動ニ關スル心得
同 第三四號	五月	市町村長ニ於テ地租制限外其他直接國稅等議決許可申請ノ件
同 第三五號	六月	市町村ニ於テ地元受ケ土木工事施行ニ際シ古材等保管方ノ件
同 第四〇號	六月	市町長豫算收入支出ヲ追加豫算トシテ定ムノ件
同 第四一號	六月	市町長豫算收入支出ヲ追加豫算トシテ定ムノ件

同	第四二號	六月	徵發蹄鐵工業務細則
同	第四三號	六月	尋常師範學校事務規程 <small>(三十年四月訓令三)</small>
同	第四四號	六月	酒精營業稅法ニ關スル取扱方要領
同	第四六號	七月	第一師團獸醫雇入ニ關スル事務取扱
同	第四七號	七月	會計檢査法第十六條ニ據リ歳出入外現金出納會計等ノ件
同	第四九號	七月	政府ニ於テ保管ノ義務ヲ有スル金錢ニシテ預金局寄托方
同	第五八號	八月	所得稅ニ關スル取扱順序心得
同	第五九號	九月	從來各省ノ訓令ニシテ國幣中社貫前神社ニ關係事項ノ件
同	第六一號	九月	借上馬匹取扱規則
同	第六二號	九月	地方稅支辨ニ關スル旅費請求及精算書用紙
同	第六三號	十月	司法警察官執務心得
同	第六九號	十一月	在監人貨物出納規則
同	第一〇三號	四月	明治廿六年告示
同	第二一四號	十一月	本年三月司法省令第三號ニ依リ地所建物及船舶ノ所有者 印鑑總メ方 類 民有ノ土地處分ニ關スル事項等ノ願届テ收稅署ニ差出種

◎明治廿七年縣令

同	一號	一月	印紙類賣捌人賣捌金高ナ所轄收稅署ニ届出期限
同	十號	一月	織物業組合取締規則 <small>(廿八年三月縣令十三號廿八年十月令第六十)</small>
同	十二號	二月	織物業組合取締施行細則 <small>(四號廿九年四月令卅一號ヲ以テ改正追加)</small>
同	十四號	三月	民事會社等届出方
同	十七號	四月	小學校教員檢定等細則 <small>(廿九年五月令四)</small>
同	十八號	四月	小學校ノ每週教授時間ノ制限
同	十九號	四月	入齒師出張時ヲ置ク代理者ハ免許ノ者ニ限ル件及届出方
同	廿號	四月	製氷取締規則 <small>(廿七年七月令卅七號)</small>
同	廿一號	四月	針灸治營業免許規則 <small>(ニテ第二條但書追加)</small>
同	廿七號	五月	銃砲取締規則施行細則
同	卅號	五月	藝妓取締規則
同	卅三號	六月	醫師ベスト病等患者ヲ診察シ届出ニ關スル件
同	第卅四號	六月	<small>(廿九年十二月令九)</small> ベスト病豫防心得
同	第卅六號	六月	尋常小學校修身科及高等小學校修身科等用圖書ヲ定ム
同	第卅八號	七月	銀行ニ於テ支拂ヲ停止スル等ノ場合其年月日等届出方

- 同 第四十一號 八月 廿七年八月廿二日依リ朝鮮國へ渡航許可ヲ受クルモノ、件
- 同 第四十三號 八月 巡查配置請願規則(廿八年七月廿四日) (三號ニテ改正アリ)
- 同 第四十九號 九月 消防組規則施行細則(廿七年十月廿五日、同年十二月令第六十三號ニテ訂正)
- 同 第五十一號 九月 狩獵規則第廿五條ニ掲クル鳥獸類保護期限
- 同 第五十九號 十一月 小學校教員講習科規程
- 同 第六十號 十一月 遊技營業取締規則

明治廿七年訓令

- 同 訓甲第一號 一月 群馬縣處務細則(廿七年六月訓甲四十五號廿八年二月訓甲十) (四號廿八年七月訓甲第七十七號ニテ訂正追加)
- 同 訓甲第三號 一月 尋常中學校事務規程(廿四年四月訓甲第) (廿二號ニテ追加)
- 同 訓甲第四號 一月 市町村制及水利組合條例ニ依リ公債ヲ募集スル件
- 同 訓甲第五號 一月 巡查點檢法
- 同 訓甲第七號 二月 陸軍召集事務細則(廿八年十二月訓) (百九號ニテ改正)
- 同 訓甲第九號 二月 市町村内本籍人ニシテ重輕罪等ノ處罰ヲ受ケタル者事項ヲ送籍狀ニ添フル
- 同 訓第十號 二月 織物業組合規則施行ニ付評議員資格要件ニ付證明ヲナス
- 同 訓第十二號 二月 給仕小使綴方等給料支給規則

- 同 訓十三號 二月 群馬縣看守採用規則施行細則
- 同 訓第十七號 二月 收稅署處務細則
- 同 訓第二十七號 三月 各警察署巡查定員表(廿七年九月訓甲第八十九號廿七年十月訓甲第) (百一號、廿九年二月訓甲第十二號ニテ改正増減)
- 同 訓甲第二十七號 四月 リ仕拂提出期限(廿七年四月) (第廿七號)

- 同 訓第廿八號 四月 小學校教員檢定免許及書換手数料收納ニ關スル件
- 同 訓第廿九號 四月 賣藥請賣商鑑札製作請求方
- 同 訓第三十號 四月 地方稅收稅上ヨリ下スル營業鑑札費用ノ件
- 同 訓第三十二號 四月 銃砲ニ關スル事務取扱手續
- 同 訓第三十三號 四月 戶々調査規程(廿七年十二月第百) (十一號ニテ追加)
- 同 訓第三十四號 五月 監督條規(廿八年十一月訓令) (百號ニテ改正アリ)
- 同 訓第三八號 五月 市町村土木補助費申請手續
- 同 訓第三九號 五月 尋常師範學校長學事視察規程
- 同 訓第四十號 五月 警察報告例(廿八年一月訓令二號、廿九年一月訓甲一) (廿九年二月訓甲十四號ニテ改正刪除)
- 同 第八三號 六月 市役所町村役場庶務規程準則
- 同 第八四號 六月 市町村吏員事務引繼順序
- 同 第八五號 六月 市役所町村役場文書保存規程

同 第八六號
同 第八七號
同 第八九號

六月 市町村出納巡視規程(廿八年七月訓令甲第三)
六月 市町村出納檢査條例(十五號ヲ以テ改正アリ)
六月 本年六月訓令 市町村巡視規程ニ依リ巡視表式
甲第八十六號

◎明治廿八年縣令

同 第一號
同 第四號
同 第六號
同 第十號

一月 本縣巡查採用規則(廿八年六月令卅)
學齡兒童ノ就學及家庭教育ニ關スル規則(二十六年學令第三九號) 中改正
尋常中學校基本財産増設
小學校教科用圖書審査等ニ關スル細則(二十五年縣令第四十四號) 第二、三、四條改正

同 第廿三號
同 第廿五號
同 第廿二號
同 第廿號
同 第卅四號
同 第廿九號
同 第卅四號
同 第四五號

四月 尋常師範學校生徒學資給與法(二十六年縣令第十五號) 第二條中改正
尋常中學校規則(二十七年縣令第一六號) 改正
民有地社寺境内ノ使用木竹ノ管理ハ官有地境内ニ準ス
農事試驗場規則
狩獵法出願者心得(卅年四月縣令廿)
避病院及急失隔離所設備規則
渡船營業取締規則
女理髮人ハ自今營業鑑札下付其受授手續(二十八年十一月令六號及卅年四月令廿)

同 第五二號
同 第五三號
同 第五十號
同 第六一號

八月 古物商取締法施行規則(三號ニテ訂正アリ)
八月 質屋取締法施行規則
十月 幼稚園保母檢定規則
十月 朝鮮國へ渡航者許可ノ件

◎明治廿八年訓令

同 第六號
同 第五號
同 第十一號
同 第十三號
同 第十五號
同 第十七號
同 第十九號
同 第廿二號
同 第廿四號
同 第廿五號

一月 巡查休暇概則執行必得(廿八年四月訓令第卅二號同年) 二月訓令第十六號ニテ訂正
一月 府縣稅徵收法ニ依ル市町村交付金取扱手續
二月 道路往來止取扱手續(廿八年六月訓令第六十號ヲ以テ第四條中附錄樣式改正)
二月 地方稅其他ノ現金取扱ニ係ル命令事項及書式等ノ件
二月 所得稅法第十三條ニ依リ金高下調書式
二月 小學校優等生撰拔規程
二月 警察文書保存規則(廿九年六月訓令第六) 十二號ニテ追加アリ
三月 敎院敎會說敎所及敎師ニシテ治安ヲ妨クル等ノ所爲アルヲ差止方
三月 女監取締給料
三月 鐵道線路若クハ列車又ハ電信線等妨害ヲ加フル者アルニ

同 第廿六號	三月	道路看守人設置規則 <small>(廿九年一月訓)</small> 各地ニ於テ日清戰爭從軍死亡者ノ爲メ葬儀ヲ執行スル等ノ取締方
同 第廿七號	三月	國稅徵收額ニ對スル市町村交付金受領手續
同 第卅號	四月	農事試驗場事務規程
同 第卅四號	四月	狩獵法取扱心得 <small>(廿九年十一月訓第卅三號ニテ追加アリ)</small>
同 第卅六號	四月	巡查履歷様式
同 第卅九號	四月	傳染病豫防法ノ件注意
同 第四一號	五月	傳染病豫防ノ爲メ合議ノ上施設計畫ノ項目
同 第四三號	五月	市町村清潔法注意ノ件
同 第四七號	五月	土木工事地元受施行規程
同 第四九號	五月	私費ヲ以テ道路橋梁等ヲ施設シ通行人ヨリ路錢請求ノ件
同 第五十號	五月	遺失物取扱規則ニ依リ保管スル拾得品及賊其他拾置品等警察官吏ノ保管ニ屬スル物品取扱順序
同 第五十一號	五月	地方稅支辨ニ屬スル檢疫委員旅費支給額
同 第五十三號	五月	傳染病豫防檢疫ニ關シ從來警察部宛文書ハ自今檢疫部宛

同 第五十四號	五月	傳染病患者報告ニ使用スル市信符號
同 第五十七號	六月	市町村內ノ傳染病豫防ノ爲メ適當ノ醫師ヲ定メ豫防消毒
同 第五八號	六月	瀛車檢疫心得 <small>(廿八年六月訓六六號ニテ改正アリ)</small>
同 第五九號	六月	瀛車檢疫ニ從事スル檢疫官及同委員旅費支給規則
同 第六一號	六月	巡查服裝規則 <small>(廿九年三月訓十八號及同年四月訓四六號ニテ訂正追加廿四年四月卅三號ニテ追加)</small>
同 六二號	六月	傳染病患者ニ疑ハシキ者檢疫ノ爲メ雇醫師手當旅費
同 第六十七號	六月	市町村立小學校教員欠員ノ場合臨時雇採用ノ件
同 第六十八號	六月	市町村吏員等傳染病者等ニ接近スル者ニ手當支給
同 第七十一號	七月	檢疫事務助勤巡查旅費月額支給規則
同 第七十二號	七月	市町村學事會規程
同 第七十三號	七月	蠶種檢査所員服務心得
同 第八十三號	八月	縣社以下神社ニ神職ノ欠員アリタル并意見具申ノ件
同 第八十四號	八月	同上件ニテ社司社掌試驗ヲ經ザルモノ推薦ノ件 <small>(廿八年九月訓令九十三號ニテ追加)</small>
同 第八十七號	九月	古物商取締法令取扱手續
同 第九十號	九月	天皇皇后兩陛下御眞影市町村立小學校等ニ奉置手續
同 第九一號	九月	市町村立小學校等ニ於テ御眞影ヲ式場ニ奉掲セントスル

同	第九二號	九月	市知事ノ認可ヲ受クルノ件
同	第九四號	九月	市町村立小學校教授時間ノ範圍ヲ定ム
同	第九五號	九月	郷社以下神社境内地取締上制札建設 同上件ニ付記載方
同	第九七號	十月	市町村内學齡兒童ヲ修學セシムルニ足ルベキ小學校設立 農會設立準則
同	第九八號	十月	地方稅地租割等徵收規則
同	第一號	一月	地方稅地租割等徵收規則
同	第一七號	二月	公立病院設置手續
同	第二七號	三月	土木起工出願手續 <small>(三十年四月縣令二) 一號ニテ書式改正</small>
同	第二八號	三月	廿三年十一月大藏省令第三二四號印紙類賣下賣捌規則ニ依 ル人員ノ件
同	第三三號	四月	赤貧傳染病者救濟規則 <small>(廿九年九月縣令八) 二號ニテ訂正アリ</small>
同	第三九號	四月	商事會社登記其他届出規則
同	第四四號	五月	朝鮮國渡航ノ許可ヲ受クヘキ者ノ件
同	第四五號	五月	霜害ノ爲メ蠶種無検査賣買ノ件
同	第四五號	五月	ラム子製造及販賣取締規則 <small>(三十年八月縣令四三) 號ニテ改正删除アリ</small>

同	第五一號	六月	徒弟學校及實業補習學校長教員任用進退ニ關スル規則
同	第六一號	六月	電氣事業取締規則ニ關スル諸願届
同	第六二號	六月	建碑ノ外碑表ヲ建設セントスル者手續
同	第六三號	六月	蠶種取締規則
同	第六四號	六月	蠶種検査規則 <small>(三十年七月縣令三三號ニ) テ三〇條二項中印章改正</small>
同	第六五號	六月	蠶種特別検査規則
同	第六七號	七月	病死体ノ解剖ヲ爲サントスル醫師ノ願書認方
同	第六八號	七月	廿五年十一月縣令第五三號第八條ニ依リ廿六年六月附與 シタル及第證効力
同	第七八號	九月	酒類製造人心得書
同	第七九號	九月	自宅用酒製造人心得書
同	第八〇號	九月	神佛道各教宗派所屬講社等ニ於テ禁厭祈禱等ヲ禁ス
同	第八九號	十一月	尋常及高等小學校教科用圖書ヲ定ム
同	第九三號	十二月	地方稅營業稅雜種稅納稅者心得
同	第九四號	十二月	地方稅中營業稅雜種稅調查規則
同	第一號	一月	明治廿九年訓令 廿七年五月訓令甲第四〇號警察報告例年報中改正

同	第一號	一月	廿八年三月訓令甲第二六號道路看守人設置規則中追加
同	第二號	一月	廿六年二月訓令甲第八號(但書追加)
同	第四號	一月	市町村參事獎勵規程ヲ定ム
同	第八號	一月	警察署分署勤務規程(廿九年六月訓令甲第六四號ニテ追加)
同	第一〇號	二月	縣下在籍者ニシテ北海道移住等取調送籍狀欄外記載例
同	第一一號	二月	廿七年三月訓令甲第二二號巡查定員表
同	第一二號	二月	廿三年四月訓令甲第六八號中有稅船車取調ヘノ件改正
同	第一三號	二月	公私立病院開設届ヲ出シタル片調查意見ヲ具申スヘキ件
同	第一四號	二月	警察報告例中改正刪除
同	第一六號	二月	農商工定期報ノ件(廿九年七月訓令八九號廿九年九)
同	第一七號	三月	巡查被服屬具支給規則
同	第一八號	三月	廿八年六月訓令六一號巡查服裝規則第九條ノ次ヘ追加
同	第一九號	三月	國縣道並ニ地方稅支辨道路ノ保存及修繕標準ヲ定ム
同	第二二號	三月	巡查部長帶皮釣革ノ寸尺ヲ定ム
同	第二六號	三月	六週間現役兵取扱手續
同	第二九號	三月	看守押丁被服屬具支給規則
同	第三五號	三月	廿七年四月訓令甲第二五號犯則事件ニ付證憑集取ノ爲メ

同	第三八號	四月	出張旅費ノ件
同	第四二號	四月	警察官吏持區内日當月額支給細則(卅年四月訓令三八號ニテ訂正)
同	第四三號	四月	本年三月訓令甲第十七號巡查被服屬具支給規則中代金給與ノ件
同	第四四號	四月	地方官々制第四四條ニ依リ郡廢置以前ニ發シタル郡令等必得
同	第四七號	四月	登録稅法施行手續中印紙貼用書類受理等ノ件
同	第四八號	四月	直接公用ニ供シタル官有地水面使生等進達方ノ件
同	第四九號	四月	地方稅支辨ニ屬スル旅費支給額
同	第五〇號	四月	登録稅取扱手續(廿九年十月訓令三一號ヲ以テ更正)
同	第五一號	四月	道路看守人貸與物品修繕ヲ要スル場合ノ件
同	第五二號	五月	北甘樂郡貫前神社欠席者心得
同	第五三號	五月	土木係員派出所規程
同	第五五號	五月	縣農會準則
同	第五六號	五月	從前戶籍取扱上ニ於テ失踪ニ因リ家督相續ヲ爲ス場合ノ件
同	第五六號	五月	地租條例第十條變換地取扱手續

同	第五七號	五月	再起熱患者取扱方
同	第五九號	六月	寄留ニ關スル屆書取扱方整理方
同	第六〇號	六月	再歸熱病豫防規程
同	第六一號	六月	徒弟學校及實業補習學校長教員職務及服務規則
同	第六三號	六月	徒弟學校及實業學校補習學校ニ書記採用手續
同	第六五號	六月	官吏徵戒令並ニ行政官服務規律等實業學校教員等ニ適用ノ件
同	第六六號	六月	自今尋常師範學校簡易卒業者採用ノ時知事ニ上申ノ件
同	第六八號	七月	市町村立小學校樹裁規則
同	第七〇號	七月	郡制施行事務取扱方心得
同	第七一號	七月	郡制第十五條大地主名簿及投票用紙等様式
同	第七二號	七月	廿四年四月内務省令第二號郡歲入出豫算調查式等
同	第七三號	七月	管内旅費支給里程表
同	第七五號	七月	病死体ノ解剖許可ノ事
同	第七七號	七月	避病院及患者隔離所管理規定
同	第七九號	七月	蠶種検査所員服務心得
同	第八〇號	七月	蠶種検査處員給料旅費賄料支給規則

同	第八一號	七月	蠶種検査費支拂取扱順序
同	第八二號	七月	蠶種検査所及同出張所備付ノ物品並消耗品出納ニ關スル帳簿雛形
同	第八四號	七月	郡市町ニ於テ小學校教員任用解職其他進退上申ノ件
同	第八五號	七月	赤痢病豫防出張巡查旅費月額支給規則
同	第八六號	七月	郡費會社規則
同	第八八號	七月	赤痢病豫防委員囑托醫師旅費支給額
同	第九〇號	八月	郡事務報告例
同	第九一號	八月	郡歲入歲出決算書式ヲ定ム
同	第九二號	八月	本年七月訓令甲第七三號管内旅費支給里程表中追加
同	第九八號	九月	傳染病豫防檢疫ニ關スル件
同	第一〇〇號	九月	市町村小學校教員年功加俸ノ件
同	第一〇二號	九月	赤痢病豫防委員徽章ヲ定ム
同	第一〇三號	九月	赤痢病豫防委員ヲ囑托シタル醫師旅費月額支給規則
同	第一〇六號	九月	觀測所指定地
同	第一一二號	九月	市町村役場ニ於テ自家用酒製造ニ關スル申請書ニ接授與書ノ件

同 第一一八號	十月	新兵入營旅費取調差出期限ノ事
同 第一一九號	十月	痘苗請求手續
同 第一二三號	十月	臺灣總督府附雇員死傷病者手當金出願方注意ノ件
同 第一二五號	十月	官有地水面等地目編入ニ關スル命令五日ヨリ十日以内ニ送致スヘキ件
同 第一二六號	十月	同上異動上申ノ件
同 第一二七號	十月	刑事被告事件ヲ檢事ニ送ルニ族籍等本籍役場へ送達スヘシ
同 第一三四號	十一月	天變地異ニ依リ生シタル傷害報告方
同 第一三六號	十一月	小學校教科用圖書ノ採定及ヒ更定ニ關スル手續
同 第一三七號	十一月	郡市町村又ハ水利組合ニ於テ公債ヲ起シ又ハ之ヲ償還シタル時報告式
同 第一三八號	十二月	外國渡航人名簿調製ノ件
同 第一四二號	十二月	動番ヲ以テ發スル訓令ノ事項ハ秘密ニ取扱フベシ
同 第一四三號	十二月	天然痘豫防ノ爲注意
同 第一四六號	十二月	國幣社經費ヲ以テ支辨スル旅費支給額ヲ定ム
同 第四八號	三月	明治廿九年告示 各市町村印紙類賣人員ヲ定ム

同 第六五號	四月	直接公用ニ供シタル官有土地水面使用免許等手續
同 第一〇〇號	五月	土木工事並工用材料供給請負規則
同 第二號	一月	地方稅免稅船車所有者心得
同 第五號	一月	獸醫並蹄鐵工假免許出願者心得
同 第六號	二月	廿五年六月縣令第四一號市町村立小學校教員給料支給法等削除
同 第一五號	三月	本縣地方稅ノ賦課ヲ受クル貸家ヲ所有シ建物所有市町村ニ現住セサル者ハ廿九年縣令九三號地方稅納稅者心得第十九條ニ準シ届出ノ事
同 第一七號	三月	市町村立小學校教員給料額等支給規則
同 第一八號	三月	小學校長及教員ノ任用其他進退ニ關スル細則
同 第二四號	四月	縣稅ヲ賦課スル乘馬筏乘稼牛馬取締規則
同 第二七號	五月	在郷陸軍下士願届書文例
同 第二八號	五月	縣稅徵收期限
同 第二九號	六月	害蟲驅除豫防法施行規則
同 第三〇號	六月	小學校長及教員等服務細則

明治三十年縣令

索引

同 第三二號	七月	獸醫蹄鐵工假開業出願細則
同 第三三號	七月	慈善救濟資金管理規程外四件(七月卅五號)縣稅徵收法施行細則
同 第三六號	七月	備荒貯蓄金管理施行規則
同 第三七號	八月	赤痢病ノ疑似症ニ對シ傳染病豫防法ノ全部ヲ適用ス
同 第四四號	八月	廿三年八月縣令第三三號墓地及埋葬取締細則九條改正
同 第四五號	九月	在郷軍人及補充兵ニシテ寄留地ヨリ直ニ召集ニ應セントスル者ノ規程
同 第四六號	十月	電氣事業取締規則ニ依リ差出ス諸願届所轄警察經由
同 第一號	一月	明治三十年訓令 地方稅支辨ニ屬スル月手當支給規則
同 第三號	一月	賣藥請賣鑑札記載特例
同 第四號	一月	免稅船車取扱方廿九年十二月訓令甲第一四九號ニ依ル
同 第七號	二月	市町村立小學校學級變更ノ件
同 第九號	二月	天然痘豫防檢疫ニ關スル書類ハ自今迄疫部ニ送付 (廿年四月訓令第四一號ヲ以テ追加)
同 第一〇號	二月	赤貧傳染病者救濟規程ニ依リ給與スヘキ費用ノ件

同 第一四號	三月	尋常中學校職員職務規程
同 第二〇號	三月	寄留届寄留者復歸届内務省訓令第四號ヲ以テ定ム
同 第二四號	三月	他管下ノ者ヨリ船車ヲ買受又ハ讓受届出ノ時取扱方
同 第二五號	三月	尋常中學校分校事務管理規程
同 第二七號	三月	本縣郡市教育協議會規程
同 第二六號	三月	群馬縣巡查定員表(三十年六月訓令六一號ニテ訂正)
同 第三〇號	四月	郡役所稅務雇員旅費月額支給規程
同 第三五號	四月	河溝道路堤塘溜地新設等願書受理方ノ件
同 第三六號	四月	徵兵事務條例ニ付取扱方心得
同 第三七號	四月	行旅死亡人及病死取扱手續
同 第三九號	四月	警察及分署ニ於テ輕禁錮等ノ刑ヲ執行シタルトキ報告方
同 第四二號	四月	年功加俸ヲ受クル市町村立小學校教員俸給支給額申報
同 第四三號	四月	宮司ノ職務上ニ關スル文書ニ職印捺用
同 第四五號	四月	縣社以下神職ニシテ職務上ニ關スル文書ニ職印捺用
同 第四七號	四月	府縣費支辨ニ屬スル旅費支給額
同 第四八號	四月	天然痘赤痢病等總テ傳染病ニ關スル書類ハ警察部ニ送付
同 第四九號	五月	營業稅法第三六條ニ依リ賦課スル縣稅賦課ニ關スル件

同	第五一號	五月	小學校生徒体格檢査規程
同	第五三號	五月	廿五年六月縣令第三九號學齡兒童就學及家庭教育ニ關スル規則 <small>(第十條乃至第十二條ニ依リ調製スヘキ學齡調查簿等ノ様式及其記載例)</small>
同	第五二號	五月	群馬縣尋常中學校分校正教員ヨリ國庫納金員收納手續
同	第五四號	五月	傳染病豫防法施行規則ニ依リ縣廳ニ報告スヘキ書面記入方
同	第五六號	五月	小學校教員出勤簿及月末調査表様式等
同	第五八號	五月	市役所及町村役場ニ於テ學校名簿調製
同	第六二號	六月	貫前神社官國幣社宮司等旅行規則
同	第六三號	六月	市町村立小學校教員服制ヲ定ム
同	第六五號	六月	海軍々人軍屬ノ犯シタル違警罪即決例ニ依處分
同	第七〇號	六月	神職ノ定員及俸給等ニ關スル件
同	第七一號	六月	官國幣社宮司等ニ補セラレタル者ニ赴任旅費支給
同	第七二號	六月	日本臣民ニシテ佛領印度支那ニ赴カントスル者ノ旅費査證ノ件
同	第七三號	六月	害蟲驅除豫防方法
同	第八二號	七月	學校清潔方法

同	第八三號	七月	警察署及分署ニ於テ一時拘留者賄料金額ノ件
同	第八四號	七月	市町村及町村組合並水利組合許可申請條例議決等ニ關スル件
同	第八八號	八月	傳染病者ノ死体土葬並改葬ニ關スル件
同	第九〇號	八月	廿九年訓令甲第三七號ノ規程ニ依リ差出ヘキ報告書々式
同	第九二號	八月	傳染病豫防手續
同	第九四號	八月	縣金庫ノ囑托契約書式
同	九五號	八月	同上ニ對スル担保國債證書ノ價格
同	第九八號	八月	私設鐵道線路ニ於テ事故發生シタル時報告方
同	第九六號	八月	赤痢病虎列拉病ニ關スル書類ハ臨時檢疫部ヘ送付
同	第一〇二號	九月	市町村基本財産彙帳様式
同	第一〇三號	九月	看守實務成績考表
同	第一〇五號	九月	岡費支辨ニ屬スル旅費支給額
同	第一〇六號	九月	地方費ニ屬スル旅費支給額
同	第一〇八號	十月	狩獵免許出願者印紙消印用印章及扱方
同	第一一二號	十月	警察部監獄署附屬舍賃舍料年額
同	第一一一號	十月	自今市街ニ於テハ秋季ニ種痘スルヲ

群馬縣郡治一覽 (明治廿八年十二月調)

前橋市

一廣袤 廣州二町 袤一里廿三町、一面積五百十三方里、一河川(利根川廣瀬川)、一戶數 六千七百七十一、一人口 二万三千八百卅六人(男一万一千五百九十四人女一万二千二百四十二人)、一常備兵役(現役二十八人豫備役四十二人)、一後備兵役 卅二人、一徵兵人員(壯丁二百九十六人現役十二人)、一養蠶家之數 六百廿九戶、一繭產額 千四百十三石、一玉繭 二百廿一石、一粳米(收穫千七百一十二石反別百廿六町八反) 一糯米(收穫二百四十六石反別十八町九反) 一製茶業 七十五戶、一製茶產額(煎茶九十七貫目番茶廿五貫目)、一牛總數 卅二、一牛乳搾高(乳牛卅二、搾乳高二百九十四石余)、一馬總數 百廿三、一酒類の醸造(醸造人員 清酒四人銘酒二人同石高 同千五百六十二石余)、一橋梁の箇數 十八(地方稅十七寄付金一)、一著大橋梁 利根橋(長百間幅二間五尺經費一万四百九十圓)、一商業諸會社(製糸九 印刷三 電燈一 運搬三 劇場貸貸一 勸工場貸店一 繭市場會社貸店一 貸金一 蠶種豫定販賣一 渡船一 銀行一 凍水販賣一 生糸賣買一 用達一 藝妓見番一 牛乳搾取販賣一 新聞雜誌販賣各一)、一公債證書所有者及額面金額(人員百四十八人 金額卅万四千余圓)、一銀行株主の人員 四百廿八人、一銀行株券の金額(三十四万九千六百五十圓)、一質屋貸金(店數四十九、

年末現在貸出金高三万五千〇廿五圓)、一船舶(免稅船廿四所有者八)、一國費救恤人員(總數九人)、一受賞者(人員廿二)、一受賞品種類(銀杯一、木杯二、金員二、褒狀十七、褒詞二)、一開業醫 三十人、一藥劑士 三人、一藥種商 十人、一產婆 廿一、一鍼灸 四十八人、一灸 十四人、一鍼灸 六人、一神社(數七十四八幡社)、一寺院(數廿四龍海院)、一諸官衙(群馬縣廳前橋地方裁判所同區裁判所前橋郵便電信局前橋警察署巡查教習所勢多郡役所前橋稅務署監獄署)、一諸學校(高等小學校一、尋常小學校三、尋常中學校一、尋常師範校一、各種學校六)、一公私立學校生徒及教員數(教員百三人、學齡人員六千五十六人 就學生徒三千七百九十六人)、一地租五圓以上を納むる者 七百十三人、一地租十圓以上を納むる者 四百廿人、一物産(生糸熨斗系玉系屑系生皮芋真綿)。

東群馬、南勢多郡(郡役所々在)

(地前橋市)

一廣袤 東群馬郡廣一里廿四丁袤二里四丁、南勢多郡廣十里十五丁袤六里卅四丁、一面積 東群馬郡一方里七分一厘、南勢多郡卅五方里八分六厘、一河川(利根川、沼尾川、廣瀬川、早川)、一山岳 赤城山、一瀑布(不動瀑、瀧澤瀑、雄瀑、雌瀑)、一湖沼(大沼、小沼)、一原野(赤城原)、一鑛泉(湯ノ澤鑛泉、樽下鑛泉、不動鑛泉、友成ノ鑛泉、鹿ノ澤鑛泉、廣營鑛泉)、一戶數 一万三千八百十八、一人口 八万三千七百十四人(男四万一千六百七十八人女四万二千〇四十四人)、一常備兵役(現役百三十四人、豫備役百五十二人)、一後備兵役

百一十一人、一徵兵人員(壯丁八百七十八人、現役四十三人)、一養蠶家の數 一万一千二百一十
 二戸、一繭産額 一万七千五百五十九石、一玉繭 千九百九十八石、一粳米(收穫五万
 六千〇三十六石、反別四千二百七十六町九反歩)、一糯米(收穫六千六百九十石、反別五
 百八十八町六反)、一牛總數 二百卅九、一馬總數 九千四百九十、一酒類の醸造(醸造
 人員清酒四十一人、銘酒八人、同石高清酒六千九百五十一石余)、一橋梁の架數 百廿四
 (地方税七十五、寄付金四十九)、一著大橋梁 棚下橋(長五十二間、幅二間三尺、經費一万
 一千八百二圓廿九錢九厘)綾戸橋(長七十間幅二間三尺經費二万五千六百七十九圓廿錢)
 五月橋(長五十二間幅二間三尺經費二千七百七十五圓)、一商業諸會社(製糸一玉繭捻糸一
 紡績製糸一牧畜一)、一銀行株主の人員 四十七人、一銀行株券の金高 三万九千三百
 五十圓、一質屋貸金(店數七十一年末現在貸出金六万七千七百八十九圓五十八錢九厘)、
 一船舶(免稅船卅三所有者廿四)、一國費救恤の人員 三人、一受賞者(人員五)、一受賞
 品種類(金員二褒狀一)、一開業醫 四十一人、一藥種商 四人、一産婆 八人、一鍼
 十三人、一灸 八人、一神社(數二千五百九十九赤城神社)、一寺院 百廿、一諸官衙
 (東群馬南勢多郡警察分署前橋區裁判所出張所(以上大胡町)、一諸學校(高等小學校二、尋
 常高等小學校十九、尋常小學校卅四、各種學校四)、一公立學校生徒及教員數(教員百六
 十三人學齡人員一万六千九百九十一、就學生徒九千四百三十二)、一地租五圓以上を納むる
 者 四千有余人、一地租十圓以上を納むる者 二千四百余名、一物産 米麥甘藷繭生糸

赤城湖水八崎鮎。

西群馬、片岡郡(郡役所々在 地高崎町)

一廣袤 西群馬郡廣九里十一丁袤七里十四丁、片岡郡廣一里九丁袤一里五丁、一面積
 西群馬郡廿八方里七分六厘 片岡郡一方里二厘 一山嶽榛名山子持山小野子山觀音山、
 一河川(利根、烏、白川、猪ノ川、吾妻川)、一池沼 榛名湖、一飛泉(船尾ノ瀧、大瀧、辨天ノ
 瀧)、一温泉 伊香保温泉、一鑛泉(上和田鑛泉カラメキ鑛泉)、一戸數 二万三千六百
 卅八、一人口 十二万六千四百八十五人(男六万三千三百七十七人女六万三千六百八十八人)
 一常備兵役(現役三百卅九人豫備役二百卅四人)、一後備兵役 二百廿五人、一徵兵人員
 (壯丁千四百二人現役七十人)、一養蠶家の數 一万四千七百七十七戸、一繭産額 三万
 二石、一玉繭 四千四百廿七石、一粳米(收穫七万七千七百七十七石反別四千三百八十六町
 五反)、一糯米(收穫一万六千六十七石反別九百六十九町七反)、一製茶 廿五戸、一牛
 總數 四十一、一馬總數 五千四百九十四、一牛乳搾高(乳牛四十一、搾乳高百八十八石
 七斗八升)、一酒類之醸造(醸造人員清酒五十二人同石高全九千三百八十六石八二三)、
 一橋梁の架數 六十七(地方税五十七寄付金十)、一著大の橋梁 聖石橋(長六十九間幅
 二間經費二千二百四十九圓)、君ヶ代橋(長廿六間四尺幅二間三尺經費二千二百六十一圓
 餘)、吾妻橋(長五十四間幅二間三尺經費二万一千八百八十二圓餘)、柳瀬橋(長百卅五間幅
 二間經費二千九百四十圓)、棚下橋(長五十二間幅二間三尺經費二万一千八百餘圓)、一

商業諸會社(製糸二、運搬一、劇場々所貸一、貸金一、漁業及採氷一、開墾一、牧畜一)、一銀行株主の人員 廿七人、一銀行株券の金額(七万五千八百九十圓)、一質屋貸金(店數百六十六、年末現在貸出金九万三千五百卅圓七一八)、一船舶(免稅船四十七、所有者七十七人)、一國費救恤人員 廿八、一受賞者(人員三百〇三)、一受賞品種類(木杯十三、褒狀百五十、褒詞百四十)、一開業醫 百九人、一藥劑士 一人、一藥種商 卅三人、一產婆 廿九、鍼 四十九、一灸 十一、一鍼灸 二、一神社(數二千卅、榛名、伊香保、惣社神社)、一寺院(數二百廿九、双林寺、眞光寺)、一諸官衙兵營(西群馬片岡郡役所、高崎警察署、澁川警察署、高崎、澁川、伊香保、郵便電信局、群馬縣監獄高崎支署、高崎收稅署、前橋地方裁判所高崎支部、高崎區裁判所、全金古出張所全三ノ倉出張所、前橋區裁判所澁川出張所、小林區署、歩兵第十五聯隊、高崎大隊區司令部、高崎監視區長駐割所、岩鼻火藥製造所)一諸學校(高等小學校十、尋常高等小學校八、尋常小學校四十二、私立各種學校十四)、一公私立學校生徒及教員數(教員二百八人、學齡人員二万六千九百九十七人、就學生徒一万七千九百五十五)、一地租五圓以上を納むる者 六千卅五人、一地租十圓以上を納むる者 三千〇七十人、一物産 蘭生絲米麥馬鈴薯甘藷烟草石炭褐炭。

◎綠野、多胡郡(郡役所々在)
(地藤岡町)

一廣袤 綠野郡廣一里廿八町袤四里十四町、多胡郡廣一里廿七町袤四里廿八町、一面積 綠野郡七方里五分三厘、多胡郡五方里七分九厘、一河川(烏川、鑄川、流川)、一山岳

(東御高鋒山西御高鋒山)、一古碑(山ノ上ノ碑金井澤ノ碑多胡碑)、一鑛泉(畑中鑛泉丸山鑛泉干鑛泉泉長山鑛泉鑛泉平鑛泉猪田日向鑛泉鹽村鑛泉金井平鑛泉丸坂鑛泉)、一戶數 八千卅一、一人口 四万五千四百四(男二万二千九百九十二人、女二万二千四百九十三人)、一常備兵役(現役百十一人、豫備役八十四人)、一後備兵役 七十八人、徵兵人員(壯丁五百三人、現役廿四人)、一養蠶家の數 五千九百十六戶、一繭產額 一万二千三百六十一石、一玉繭 一千七百四石、一粳米(收穫一万〇九十九石餘、反別五千九百四十五町餘)一糯米(收穫二千二百五十五石、反別百七十四町八反)、一製茶家 廿九人、一牛總數 廿二、一馬總數 千七百卅七、一牛乳搾高(乳牛二十搾乳高百廿五石餘)、一酒類の醸造(醸造人員清酒十七人、全石高酒八千八百九十九石餘)、一橋梁の架數 廿二、一著大橋梁 鮎川橋(長四十間幅二間經費千卅七圓餘)、多胡橋(長六十三間幅二間經費二千七百七十五圓)一商業諸會社(製糸一、紡績製糸一、鑛泉一、養蠶二)、一銀行株主の人員 一人、一銀行株券金額 四百圓、一質屋貸金(店數四十八、年末現在貸出金八万九千五百五十五圓餘)、一船舶(免稅船五十六、所有者六十五)、一國費救恤人員 三人、一受賞者(人員五十二)、一受賞品種類(木杯十二、褒狀卅二、褒詞八)、一開業醫 卅六人、一藥劑師 一、一藥種商 廿九人、一產婆 六人、一鍼 卅九、一灸 十三、一鍼灸 一、一神社 八百三、一寺院 百十五、一諸官衙(綠野多胡郡役所、藤岡警察署、藤岡郵便局、高崎區裁判所出張所(以上藤岡町)、高崎區裁判所出張所、吉井警察分署(以上吉井町)、一諸學校(高等小學校七、尋常

小學校廿八私立學校一、一公私立學校生徒及教員數(教員數七十九人、學齡人員二万六
百十四、就學生徒七千四百八十九人)、一地租五圓以上を納むる者 二千三百十一人、一
地租十圓以上を納むる者 三百八十二人、一物産 繭、蠶種、甘藷、馬鈴薯、藍、煙草、
茶(三波川)、瓦(藤岡)、石炭(山名)、燈石(吉井)。

◎南甘樂郡(郡役所々在 地神川村)

一廣袤 廣八里十六町袤三里、一面積 十方里四分三厘、一河川 神流川、一山岳(三
國山、西御荷鉾山)、一鑛泉(濱平鑛泉)、一戸數 千八百九十七、一人口 一万七百十
五(男五千三百八十八人女五千三百二十七人)、一常備兵役(現役廿六人豫備役二十七人)、
一後備兵役 二十四人、一徵兵人員(壯丁百十二人現役兵五人)、一養蠶家の數 千七百
五十二戸、一繭産額 四千五百八石、一玉繭 六百五十二石、一粳米(收穫六十石、反
別五町八反歩)、一糯米(收穫八石反別九反)、一製茶家 百卅戸、一牛總數 廿、一馬
總數 七百七十三、一酒類醸造(醸造人員清酒十二人同石高酒九百四十一石余)、一橋
梁の架數 十一、一質屋貸金(店數十、年末現在貸出金二千五百四十九圓余)、一船舶(所
有者一人)、一受賞者(人員六十三人)、一受賞品種類(木杯二、褒狀五十一、褒詞十ヶ)、
一開業醫 六人、一藥種商 一、一産婆 一、一鍼 一、一灸 一、一神社 四百九十
四、一寺院 廿九、一談官衙(南甘樂郡役所万場警察署直間稅分署高崎區裁判所出張所
(以上神川村万場)、一諸學校(尋常高等小學校一尋常小學校一)、一公私立學校生徒及教

員數(教員數十八人學齡人員千六百八就學生徒千六百六十六)、一地租五圓以上納むる者
二百七十六人、一地租十圓以上納むる者 六十六人、一物産 甘藷馬鈴薯紙干柿石灰。

◎北甘樂郡(郡役所々在 地高岡町)

一廣袤 廣八里廿六町袤四里九町、一面積 廿六方里八分二厘、一河川 鏑川、一山岳
(妙義、荒船、稻含山)、一鑛泉(關河原、玉子、若林、鹽ノ入、湯端、菅ノ平、鹽ノ宮、
春日田鑛泉)、一戸數 一万一千七百卅一、一人口 六万五千十二(男三万二千四百六十
四人女三万二千五百四十八人)、一常備兵役(現役百五十九人豫備役百卅六人)、一後備
兵役 百人、一徵兵人員(壯丁七百十四人現役卅五人)、一養蠶家の數 九千三百卅一戸、
一繭産額 二万九千九百六十八石、一玉繭 二千九百七十一石、一粳米(收穫一万三千九
百六十六石反別一千卅町五反)、一糯米(收穫二千五百四十四石反別百九十八町五反)、
一製茶家 千八百、一牛總數 百十五、一馬總數 三千卅七、一牛乳搾高(乳牛四十六
搾乳高三百九十二石二斗)、一酒類醸造(醸造人員清酒廿一人同石高四千六十六石余)、
一橋梁のヶ數 卅七(地方稅卅六寄付金一)、一著大の橋梁 牧口橋(長廿七間一尺幅二
間三尺)、神戶橋(長廿二間幅二間經費千三百五十二圓余)、石淵橋(長卅一間幅二間經費
二千七百十六圓余)、甘樂橋(長六十間幅二間經費二千百一十一圓余)、比佐理橋(長卅八間
幅二間經費三千三百七十九圓余)、三間橋(長廿五間一尺幅二間經費千五百一十一圓余)、一
商業諸會社(製糸五、銑鐵製造一)、一銀行株主人員 六十六、一銀行株券金高(六万一

千五十圓)、一質金貸金(店數五十年末現在貸出廿四万八千二百四十圓餘)、一船舶(免稅船五所有者九)、一國費救恤人員 六、一受賞者人員千卅三、一受賞品種類(木杯四十、二、金員四、褒狀二百五十七、褒詞八百二十六)、一開業醫 卅九人、一藥劑師 三、一藥種商 九、一產婆 二、一鍼 四十九、一灸 九、一鍼 一、一神社(數一千八百、貫前神社、妙義神社)、一寺院 百廿、一諸官衙(北甘樂郡役所富岡警察署富岡郵便電信局富岡區裁判所直間稅分署(以上富岡町)下仁田分署富岡區裁判所出張所(以上仁田町)、一諸學校(高等小學校四、尋常高等小學校十二、尋常小學校二十七)、一公立學校生徒及教員數(教員九十五人學齡人員一万三千廿五、就學生徒一万九千九百九十五人)、一地租五圓以上納むる者(二千八百九十五人)、一地租十圓以上納むる者(二千七百一十一人、一物産 繭、生糸、鐵(小坂)葱(下仁田)麥、烟草、甘藷、馬鈴薯、茶、砥。

◎碓氷郡(郡役所々在 地安中町)

一廣袤 廣八里廿三町袤三里十一町、一面積 廿一方里三分六厘、一河川(烏川碓氷川、一山岳(碓氷嶺)、一瀑布(次郎石瀑雄瀑、一原野(川浦南原、川浦西原、水沼原、一鐵泉(入ノ湯、龜澤、湯ノ澤、六反田、磯部、貉谷津、八咫、鹽ノ久保、郷原、霧積、陣場)、一戸數(一万百三戸)、一人口 五万二千六百三(男二万六千二百五十五人女二万六千三百八十八人)、一常備兵役(現役七十九人豫備役百四十一人)、一豫備兵役 百一人、一徵兵人員(壯丁五百六十人現役廿七人)、一養蠶家の數(七千七百二)、一繭産額(二万

五千四百二石)、一玉繭(二千二百二十二石)、一粳米(收穫二万五千三百四十一石反別千六百九町二反)、一糯米(收穫五千〇六十八石反別三百六十九町)、一製茶家 百七十四、一牛總數 卅四、一牛乳搾高(乳牛卅四搾乳高卅八石餘)、一酒類釀造(人員清酒廿九石高七千三百五石餘)、一橋梁箇數 三百五(地方稅七寄付金二百九十八)、一著大橋梁鷹ノ巢橋(長六十八間幅三間經費四千二百圓餘)、久芳橋(長廿八間幅二間二尺經費千三百十六圓餘)、石井橋(長卅二間幅一間三尺經費七百八十五圓)、一商業諸會社(製糸一、石油採掘及製油業一、貸金二、蠶業三、貸金及預金一、貸金及爲替金一、鑛泉宿一、製糸合同販賣一)、一銀行株主人員六十八、一銀行株券金高(十萬四千七百六十圓)、一質屋貸金(店數六十一年末現在貸出十三万二千二百九圓餘)、一船舶(免稅船八所有者八)、一國費救恤人員 十四、一受賞者(人員百九十三)、一受賞品種類(銀杯一、木杯十八、褒狀百四十六、褒詞二十八)、一開業醫 四十三、一藥劑士 二名、一藥種商 十一名、一產婆 十一、一鍼 廿七、一灸 八、一鍼灸 一、一神社 八百八十一、一寺院 九十四、一諸官衙(碓氷郡役所安中警察署直間稅分署高崎區裁判所出張所(以上安中町)松井田警察分署(松井田町)磯部分署(磯部村)、一學校(高等小學校五、尋常高等小學校九、尋常小學校三)、一公立學校生徒及教員數(教員百十四人、學齡人員九千二百廿三、就學生徒八千四百八十七)、一地租五圓以上納むる者(二千五百十七人)、一地租十圓以上納むる者(二千二百十三人)、一物産 繭、生絲、麥、褐炭。

◎吾妻郡(郡役所、市中、城町)

一 廣袤 廣十三里卅一丁袤八里五町、一面積 七十三方里七分三厘、一河川(吾妻川赤谷川)、一山岳(池嶺、岩塚山、吾妻山、万座山、白根山、稻裏山)、一瀑布(蟹掛瀑、湯原瀑、大岩瀑、三重瀑、瀬戸瀑、千歳瀑、大瀑)、一湖沼(野反沼森沼)、一原野(大久保原、次原)、一鑛泉(澤渡、河原湯、草津、四万、應徳、花敷、ヌル湯、湯島、生井、川中、松ノ湯、鳩ノ湯、湯川原、万坐、法師、馬洗井戸、鹿澤)、一戸數(七千九百六十九)、一人口 四万一千七百四十戸(男二万〇七百六十三人女二万〇九百七十七人)、一常備兵役(現役七十四人豫備役九十三人)、一後備兵役 六十一人、一徵兵人員(壯丁四百四十、現役二十一)、一養蠶家の數 六千三百廿一、一繭産額(一万二千三石)、一玉繭(一千二百十二石)、一粳米(收穫一万五千五百七十七町二反)、一糯米(收穫二千六百七十四石反別二百卅二町八反)、一製茶家 卅三、一牛總數 九十九、一馬(四千四百九十二)、一牛乳搾高(乳牛七、搾乳高十五石七斗)、一酒類醸造(人員清酒卅四人石高同三千四百四十一石餘)、一橋梁のヶ數 二百(地方税十)、一著大橋梁 山田川橋(長廿三間幅二間經費三千六百卅九圓餘)、猿ヶ京橋(長廿間幅二尺經費五百廿四圓餘)、竹林橋(長廿二間幅二間經費一千〇九十七圓餘)、今宿橋(長四十二間幅二間三三經費三千四百八十六圓餘)、松見橋(長廿間幅二尺二間經費二千五百卅二圓餘)、一商業諸會社(銀行一)、一銀行株主人員(七十七人)、一銀行株券金高(四万五千四百五十圓)、一質屋貸金(店數廿

九、年末現在貸出金九千五十八圓餘)、一船舶(免稅船十一所有者四)、一受賞者(人員八人、一受賞品種類(木杯五褒狀三)、一開業醫(四十四人)、一藥種商 七、一產婆 一、一鍼 十三、一灸 六、一鍼灸 一、一神社(千六百十六)、一寺院 三十九、一諸官衙吾妻郡役所直間稅分署中之條郵便電信局中之城區裁判所(以上仲之城町)原町警察署(原町)中之城區裁判所出張所長野原分署(長野原町)、一學校(高等小學校六尋常小學校四十五各種學校二)、一公私立學校生徒及教員數(教員七十六人、學齡人員八千卅就學生徒七千三百八十八人)、一地租五圓以上を納むる者(千百十九人)、一地租十圓以上を納むる者(六百三十五人)、一產物 繭、馬鈴薯、硫黃、葛、粉炭。

◎利根、北勢多郡(郡役所、地沼田町)

一 廣袤 利根郡廣十一里十九丁袤八里一町、北勢多郡廣六里十七丁袤一里廿四丁、一面積 利根郡二百五十二方里五分五厘、北勢多郡十三方里五分八厘、一河川(利根川片品川薄根川赤谷川)、一瀑布(七ッ瀑猪鼻瀑武尊瀑不動瀑布瀑)、一山岳(駒ヶ岳笠品山大鳥帽子山武尊山小鳥帽子山迦葉山赤城山)、一湖沼(管沼尾沼沼)、一原野(大久保原、境野内原、真菜板倉原、赤城原)、一鑛泉(川場、老神、谷川、赤澤、根子、湯小屋、奈良平)、一戸數(八千八百七十八戸)、一人口四万五千七百十四(男二万三千六百六十二女二万二千五百五十二)、一常備兵役(現役五十一人豫備役百二十九人)、一後備兵役 六十六人、一徵兵人員(壯丁四百五十八人現役二十二二人)、一養蠶家數(六千七百八戸)、一繭産額(一

万二千五百石)、一玉籩(二千三百五十一石)、一粳米(收穫四万七千六百六十九石反別千六百七十三町五反)、一糯米(收穫一万八千七百七十石反別二百九十一町四反)、一牛總數(百五十八)、一馬總數(三千九百六頭)、一牛乳搾高(乳牛九搾乳高廿六石餘)、一酒類釀造(人員清酒卅一人石高酒酒四千五百七十四石餘)、一橋梁架數 百六十九(地方稅百六十四寄付金五)、一著大橋梁 月夜野橋(長四十三間幅二間經費四千七百餘圓)、鷲石橋(長四十八間幅三間經費七千廿五圓餘)、戶鹿野橋(長十八間幅二間經費二千八百卅四圓餘)、大鹿橋(長廿七間二尺幅二間三尺經費三千三百三十圓餘)、一商業諸會社 一、一銀行株主人員 十八、一銀行株券金額(二万二千五百五十圓)、一質屋貸金(店數五十六、年末現在貸出金三万六千二百八十六圓八十錢)、一船舶(免稅船六所有者十)、一國費救恤人員 三、一受賞者人員(六百五十八人)、一受賞品種類(木杯卅、金員五、褒狀百廿二、褒詞五百一)、一開業醫 卅五人、一藥劑士 一、一藥種商 八、一產婆 五、一鍼 廿六、一神社 千九百十七、一寺院 百二、一諸官衙(利根北勢多郡役所沼田警察署沼田區裁判所沼田郵便電信局直間稅分署(以上沼田町)沼田區裁判所出張所(桃野村並東村)、一學校(高等小學校五、尋常高等小學校十、尋常小學校三十九)、一公私立學校生徒及教員數(教員數九十六學齡人員七千七百四十九、就學生四千八百卅三)、一地租五圓以上納むる者(千九百六十一)、一地租十圓以上納むる者 九百五十一、一物産 蘭銅雁喰豆結乾栗乾柿椎茸。

◎山田郡(郡役所々在地桐生町)

一廣袤 廣三九町袤九里廿六町、一面積(十一方里四分九厘)、一河川(渡良瀬川蛇川)、一鑛泉(桐生)、一戶數(九千五百九十八)、一人口 五万二千四百四十九(男二万五千五百八十四人女二万六千八百六十五人)、一常備兵役(現役百十人豫備役百廿五人)、一後備兵役 八十六人、一徵兵人員(壯丁六百卅六人現役三十人)、一養蠶家の數(二千九百三十四)、一繭產額(五千二百五十六石)、一玉籩(九百六十二石)、一粳米(收穫二万三千〇十八石反別一万八千十三町八反)、一糯米(收穫千八百十五石反別百二十四町)、一牛總數(四十九)、一馬總數(二千七十一)、一牛乳搾高(乳牛十六、搾乳高五十四石餘)、一酒類釀造(人員清酒十三人石高同三千八百廿一石餘)、一橋梁架數 五十七(地方稅五十四寄付金三)、一著大橋梁 淺原橋(長四十間幅二間經費四千五百六十二圓餘)、一商業諸會社(電燈一、機業二)、一銀行株主人員 百九十九、一銀行株券金額(二十万一千四百五十圓)、一質屋貸金(店數四十七、年末現在貸出金五万〇七百六十圓餘)、一船舶(免稅船十四所有者十八)、一國費救恤人員 四、一受賞者人員(五十二)、一受賞品種類(木杯五、金員一褒狀卅七、褒詞九)、一開業醫 四十二人、一藥種商 十四人、一產婆 廿、一鍼 卅八、一灸 十七、一鍼灸 九、一神社 八百八十二、一寺院 九十四、一諸官衙(山田郡役所、桐生警察署、桐生郵便電信局、直間稅分署、太田區裁判所出張所(以上桐生町)大間々警察分署、大間々郵便電信局(大間々町)、一學校(高等小學校

二、尋常高等小學校二、尋常小學校十八、一公私立學校生徒及教員數(教員數八十、學齡人員一万三千四十五、就學生九千四百廿一)、一地租五圓以上を納むる者(二千四百九十八人)、一地租十圓以上を納むる者(九百九十六人)、一物産 織物(桐生)鶴。

●新田郡(郡役所々在 地太田町)

一廣袤 廣三里十七丁袤五里五丁 一面積 十方里四分三里、一河川(利根川、蛇川、早川、廣瀬川)、一山岳 金山、一鑛泉(藪塚、入長岡)、一戶數(八千二百七十八)、一人口 五万〇八百八十六(男二万五千二百人、女二万五千六百八十八)、一常備兵役(現役百五人豫備役百八人)、一後備役 九十七人、一徵兵人員(壯丁五百九人、現役二十五人)、一養蠶家數 五千三百八、一繭産額 八千八百十石、一玉繭 一千四十一石、一粳米(收穫二万四千六百五十九石、反別二千九百廿四反)、一糯米(收穫三千五百九十石、三百卅一町九反)、一製茶家 二百廿一、一牛總數 二十五、一馬總數 千四百八十四、一牛乳搾高(乳牛十五、搾乳高六十五石余)、一酒類釀造(人員清酒十七人、石高清酒五千三百八十八石余)、一橋梁架數 三十九、一商業諸會社(蠶業一、蠶種製造販賣一、農産物賣買一)、一銀行株主人員 十一人、一銀行株券金額(二万一千九百圓)、一質屋貸金(店數五十五、年末現在貸出 二万五千四百圓余)、一船舶(免稅船三十 所有者百十五)、一國費救恤人員 十一人、一受賞者 百七十六人、一受賞品種類(木杯廿七、褒詞廿七、褒狀百十八、金員二)、一開業醫 卅一人、一藥劑士 二人、一藥種商 五、

一產婆 六、一鍼 卅五、一鍼灸 五、一灸 一、一神社(數八百七十五、新田神社、高山神社)、一寺院 百廿一(大光院、長樂寺)、一諸官衙(新田郡役所、太田警察署、監獄支署、太田郵便電信局、太田區裁判所、直間稅分署(以上太田町)木崎警察分署(木崎))、一學校(高等小學校三、尋常高等小學校五、尋常小學校八)、一公私立學校生徒及教員數(教員七十三人、學齡人員九百八、就學生五千七百五)、一地租五圓以上を納むる者 二千五百六十五、一地租十圓以上を納むる者 千五百七十五、一物産 松茸、麥、藍。

●邑樂郡(郡役所々在 地結林町)

一廣袤 廣六里十七町袤二里十九町、一面積 十一方里九分九厘、一河川(利根、渡良瀬川)一名跡 躑躅ヶ岡、一湖沼(城根、板倉、多々良、近藤)、一戶數(一万千七百六十六)、一人口一万六千二百七(男三万七千四百八十一女三万八千七百二十六)、一常備兵役(現役九十七人豫備役百六十八人)、一後備兵役 百七人、一徵兵人員(壯丁七百七十九人現役四十一人)、一養蠶家數 三千七百八十六戶、一繭産額 四千二百一、一玉繭 七百一戶、一粳米(收穫三万七千七十八石、反別三千二百廿一町四反)、一糯米(收穫五千七百三石反別五百廿五町六反)、一製茶家 百四十三、一馬總數 千六百六頭、一酒類釀造(人員清酒廿三石高清酒五千二百卅五石余)、一橋梁架數 十八(地方稅十五寄附金三)、一商業諸會社(線綿一、船橋一、貯金預り一)、一銀行株主人員 二百二、一銀行株券金高 廿万一千四百五十圓、一質屋貸金(店數八十九、年末現在貸出金高三

万〇九百二圓余)、一船舶(免稅船百千八十七所有者千八百七十六)、一國費救恤人員廿二、一受賞者 廿一、一受賞品種類(木杯三金員三褒狀十二)、一開業醫 廿五、一藥種商 九、一產婆 二、一鍼 卅、一灸 十一、一鍼灸 五、一神社(數千六十二楠木神社)、一寺院 百十七、一諸官衙(邑樂郡役所館林警察署館林郵便電信局太田區裁判所出張所、直間稅分署(館林町))、一學校(高等小學三、尋常小學廿四、私立學校一)、一公立學校生徒及教員數(教員數九十五學齡人員一万三千四百六十三、就學生一万二千五百五十三)、一地租五圓以上納むる者 三千九十八人、一地租十圓以上納むる者 千五百卅七人、一物產 米麥藍茶木綿織物鱧鯉。

◎佐位、那波郡(郡役所々在 地伊勢崎町)

一廣袤 那波郡廣二里三町袤三里廿五町 佐位郡廣二里十三町袤四里十八町、一面積 那波郡三方里八分二厘 佐位郡五方里九分七厘、一河川(利根川、廣瀬川、早川、島川、一湖沼(大沼)、一鑛泉 藥師、一戶數(一万〇八百卅八)、一人口 六万四千四百七十(男)四万四千〇卅一(女)四万四千九百四十二)、一常備兵役(現役八十八豫備役百十八)、一後備兵役 百廿一、一徵兵人員(壯丁七百七十二人現役卅二人)、一粳米(收穫二万九千二百八十一石反別二千六百六十町八反)、一糯米(收穫四千五百廿六石反別二百九十七町五反)、一養蠶家數 七千二百七十戶、一繭產額 一万八千七百九十一石、一玉繭 千六百九十五石、一牛總數 十七、一馬總數 二千三百七十八、一牛乳搾高(乳牛九搾乳高

五十一石五斗)、一酒類釀造(人員清酒廿六人石高清酒七千三百四十八石余)、一橋梁架數 廿九(地方稅廿三寄附金六) 一著大橋梁 茂呂橋(長廿四間幅二間經費九百廿圓余)、小柴橋(長二十二間三尺幅二間經費四百卅九圓余)、永久橋(長廿一間幅二間 尺經費六百五十七圓、一商業諸會社(蠶種製造販賣二)、一銀行株主人員 二百四十一、一銀行株券金額 四千三百五十圓、一質屋貸金(店數十一)一年末現在貸出金四万九千四百餘圓、一船舶(免稅船百廿一所有者三百五十九)、一國費救恤人員 五、一受賞者 卅六、一受賞品種類(木杯七金員廿七褒狀二)、一開業醫 五十四、一藥劑師 一、一藥種商 十六、一產婆 九、一鍼 廿四、一灸 七、一鍼灸 一、一神社 千八十二、一寺院 八十七、一諸官衙(佐位那波郡役所伊勢崎警察署伊勢崎郵便電信局前橋區裁判署出張所直間稅分署(以上伊勢崎町)玉村分署)、一學校(高等小學四尋常小學校十八)、一公私立學校生徒及教員數(教員數八十七學齡人員一万六千六百九十二、就學生一万七千九百九十三)、一地租五圓以上納むる者 七人、一地租十圓以上納むる者 千六百卅二、一物產 繭、蠶種、藍、太織(伊勢崎町)桑苗。

◎市町村名便覽

(表中〇ハ役場●ハ郵便局所在地)

◎前橋市

○曲輪町 北曲輪町 南曲輪町 神明町 柳町 石川町 堀川町 田中町 横山町 木町 堅町 桑町 萱町 榎町 田町 立川町 紺屋町 連雀町 相

前橋市 生町 中町 片貝町 新町 芳町 百軒町 大塚町 小柳町 細ヶ澤町
 諏訪町 向町 天川村 紅雲分村 宗甫分村 前代田村 天河原村 才川村
 清王寺村 岩神村 一毛村 國領村 萩村

勢多郡

町村名 群馬縣廳(役場)

舊 町 村 大 字

上川淵村 一里八町 六供村 市ノ坪村 棚島村 朝倉村 後閑村。上佐鳥村
 下佐鳥村 宮地村 前代田村 宗甫分村 天河原村 紅
 雲分村
 下川淵村 二里五町 龜里村 横手村 三公田村。鶴光寺村 新堀村 力丸村
 房丸村 徳丸村 下阿内村
 龍藏寺村 下小出村 北代田村 上細井村。青柳村 下細
 井村 日輪寺村 荒牧村 關根村 川端村 上小出村 田
 口村 川原村新田
 箱田村 上箱田村。眞壁村 八崎村 分郷八崎村 小室村
 上南室村 下南室村 下箱田村
 溝呂木村 勝保澤村 持柏木村 北上野村 上三原田村
 三原田村 見立村。龍澤村 樽村 宮田村
 横野村 四里六丁
 北橋村 三里五丁
 南橋村 一里九丁
 横野村 四里六丁

敷島村 五里十八丁

。津久田村 猫村 長井小川田村 深山村。棚下村

富士見村 二里十八丁

原ノ郷 引田村 横室村 石井村 漆窪村 山口村。田島
 村 市ノ木場村 米野村。小暮村 時澤村 小澤新田 皆
 澤新田

芳賀村 一里三十丁

五代村 端氣村 鳥取村 小阪子村 小神明村 嶺村。勝
 澤村

桂萱村 一里十六丁

。上泉村 萩窪村 石關村 堀ノ下村 龜泉村。三俣村 西
 片貝村 東片貝村 幸塚村 上沖ノ郷 下沖ノ郷 江木村
 下大島村 上大島村 天川大島村 上長磯村 下長磯村
 野中村 女屋村。駒形新田 下増田村 笥井村。小屋原村
 小島田村 上増田村 東上野村

木瀬村 二里十八丁

荒砥村 三里十丁

二ノ宮村 今井村 飯土井村 新井村。荒子村 下大屋村
 富田村 荒口村 泉澤村 東大室村 西大室村

大胡村 二里廿六丁

。大胡町 茂木村 河原濱村 堀越村 瀧窪村 横澤村 樋
 越村 上大屋村

宮城村 三里廿丁

。鼻毛石村 市ノ關村 柏倉村 三夜澤村 馬場村 苗ヶ島
 村 大前田村

粕川村 四里廿五丁
 新里村 五里十丁
 黒保根村 八里十八丁
 東 村 十三里
 高崎町 二里二十丁
 女淵村 新屋村 込皆戸村 稻里村 深津村 西田面村
 前皆戸村 上東田面村 下東田面村 一日市村 膳村 中
 村 室澤村。月田村
 新川村 野村 小林村 山上村 關村。武井村 板橋村
 奥津村 鶴ヶ谷村 高泉村 大久保村
 上神梅村 下神梅村 宿廻村。水沼村 上田澤村 八木原
 村 鹽澤村 下田澤村
 花輪村 座間村 萩原村 小夜戸村 小中村 神戸村 草
 木村 入澤村
 宮本町 連雀町 田町 新町 眞町 鎌倉町 砂賀町 箱
 町 白銀町 元紺屋町 羅漢町 通町 明石町 十人町
 職人町 檜物町 鍛冶町 下横町 新田町 南町 新木町
 龍見町 若松町 本町 赤坂町 常磐町 歌川町 四ッ谷
 町 相生町 住吉町 喜多町 九藏町 高砂町 新紺屋町
 寄合町 中紺屋町 柳川町 堰代町 山田町 北通町
 弓町 椿町 高松町 塚村 下和田村 下並榎村

●群馬郡

佐野村 三里七丁
 岩鼻村 三里二丁
 大類村 二里十九丁
 澁川村 二里十丁
 京ヶ島村 一里廿八丁
 東 村 三十一丁
 元惣社村 二里一丁
 新高尾村 一里十八丁
 中川村 一里三十丁
 塚澤村 二里十八丁
 六郷村 二里二丁

上佐野村。下佐野村 佐野窪村 下之城村 下中井村 和
 田田中村 上中居村 新後閑村
 岩鼻町 矢中村 栗崎村 東中里村。臺新田村 綿貫村
 上大類村 中大類村 下大類村 宿大類村。南大類村 柴
 崎村
 上澁川村。下澁川村 瀧村 西横手村 中島村 宿横手村 下
 齋田村 宇貫村 八幡原村 板井村
 島野村。京目村 元島名村 矢島村 西島村 大澤村 萩
 原村
 箱田村 後家村 前箱田村 川曲村 稻荷新田村 下新田
 村 上新田村 下相木村 古市村 江田村
 元惣社村 内藤分村 大友村 大渡村
 新保田中村 中尾村 鳥羽村 新保村。日高村
 小八木村 大八木村 正觀寺村 井野村 濱尻村
 飯塚村 貝澤村 岩押村 高關村 江木村
 筑繩村 上小島村 下小島村 上小埜村 下小埜村 上並
 榎村

長野村 二里十一丁
 久留馬村 四里五丁
 室田村 六里十丁
 倉田村 八里十八丁
 車郷村 三里
 箕輪村 二里廿四丁
 相馬村 三里三丁
 上郊村 二里二丁
 堤ヶ岡村 一里十八丁
 國府村 一里十二丁
 總社町 一里三丁
 金子町 二里三丁
 清里村 一里廿六丁
 行力村 樂間村 菊地村 我峰村 濱川村。北新波村 西
 新波村 南新波村
 高濱村 本郷村 白岩村 十文字村 宮澤村 三ッ子澤村
 神戶村
 下室田村。中室田村 上室田村 榛名村
 三ノ倉村 權田村
 富岡村 善地村 和田山村 白川村
 西明屋村 上芝村 矢原村 東明屋村 金敷平村 松ノ澤
 村 下芝村
 柏木澤村 廣馬場
 生原村 保渡田村。中里村 井出村
 三ッ寺村。棟高村 中泉村 福島村 菅谷村
 引間村 稻荷臺村 後引間村 冷水村 東國分村 西國分
 村 北原村 塚田村
 總社町 高井村 植野村
 金子驛 足門村
 野良犬村 青梨子村 池端村 上青梨子村

駒寄村 二里
 古卷村 二里三十三丁
 明治村 三里十九丁
 桃井村 三里一丁
 豊秋村 三里十七丁
 伊香保町 六里十二丁
 金島村 四里十九丁
 長尾村 四里三十丁
 白郷井村 五里廿五丁
 小野上村 六里六丁
 倉賀野町 三里
 澁川町 三里廿六丁
 片岡村 三里廿丁
 藤岡町 五里四丁
 神流村 四里廿丁
 小野村 三里三十一丁
 大久保村 漆原村
 半田村。八木原村 有馬村
 上野田村 下野田村 小倉村 北下村 南下村
 山子田村 新井村 長岡村
 石原村 湯ノ上村 中村
 伊香保村 湯中子村 水澤村
 金井村 南牧村 阿久津村 川島村 祖母島村
 北牧村 白井村 吹屋村 横堀村
 上白井村 中郷村
 小野子村 村上村
 倉賀野驛
 澁川町
 石原村 乘附村 寺尾村
 藤岡町 小林村
 岡之郷村 下栗須村。下戸塚村 上戸塚村
 中村。森村 森新田 上栗須村 中栗須村 立石村 立

多野郡

八幡村 四里二十一丁
 美土里村 五里二十丁
 平井村 六里
 美九里村 六里二十二丁
 鬼石町 八里
 三波川村 拾里二丁
 新町 四里壹町
 吉井町 五里十八丁
 多胡村 五里十四丁
 入野村 五里二十五丁
 日野村 七里六丁
 美原村 拾里八丁

石新田 中島村
 阿久津村 小根屋村 木部村。山名村
 上大塚村 中大塚村。下大塚村 本動堂村 上落合村 藤塚村
 鮎川村 東平井村 西平井村。綠野村 三ツ木村 白石村
 神田村 矢場村 保美村 三本木村 高山村 本郷村 牛田村 川除村 根岸村
 鬼石町 淨法寺村
 三波川村
 新町驛
 吉井町 矢田村 池村 鹽川村 長根村 下長根村 片山村 本郷村 小棚村
 多胡村。鹽村 神保村 高村 東谷村 大澤村
 小串村 黑熊村 深澤村 石神村 中島村 小暮村 馬庭村 岩井村 多比良村
 上日野村。下日野村 金井村
 讓原村。保美濃村 坂原村

神川村 拾三里廿三丁
 中野村 拾六里廿二丁
 上野村 拾八里廿五丁

柏木村 麻生村 生利村。万場村 鹽澤村 森戸村 黒田村 小平村 船子村 相原村 青梨村
 魚尾村。神ヶ原村 尾附村 平原村
 野栗澤村 新羽村 勝山村 川和村。乙母村 乙父村。檜原村

北甘樂郡

富岡町 七里三十丁
 黒岩村 八里廿九丁
 一ノ宮町 八里廿五丁
 高田村 七里三十丁
 丹生村 九里廿七丁
 妙義町 九里廿五町
 小坂村 拾貳里廿八丁
 額部村 九里四丁
 小幡村 九里三十五丁
 青倉村 拾壹里廿七丁

富岡町 七日市町 曾木町
 黒川村 別保村 上黒岩村
 一ノ宮町 宮崎村 田島村 宇田村 神農原村
 上高田村。下高田村 八木連村
 上丹生村 下丹生村 原村
 妙義町 中里村 行澤村 菅原村。諸戸村 岳村 大牛村 古立村
 上小坂村。中小坂村 下小坂村 東野牧村
 南後箇村 岩染村 野上村 岡本村
 小幡村 上野村 森村 岡峰村 善慶寺村
 青倉村 宮室村 大桑原村 平原村

岩平村 五里二丁 上奥平村。下奥平村 岩崎村 坂口村
 新屋村 七里廿丁 〇白倉村 庭谷村 造石村 天引村 金井村
 福島町 八里二丁 〇福島町 田篠村 小川村 君川村 星田村
 月形村 拾四里廿一町 〇大日向村 大仁田村 六車村
 尾澤村 拾五里廿二丁 〇砥澤村。羽澤村 星尾村 熊倉村
 吉田村 九里二丁 〇南蛇井村 中澤村 蚊沼村 神成村 上小林村
 高瀬村 八里三十五丁 〇高瀬村 内匠村 大島村
 馬山村 拾里二丁 〇馬山村 白山村
 磐戸村 拾三里廿六丁 〇磐戸村 小澤村 檜澤村 干原村
 西牧村 拾三里廿七丁 〇本宿村 南野牧村 西野牧村
 下仁田町 拾壹里拾四丁 〇下仁田町 吉崎村 川井村 栗山村
 小野村 六里拾丁 〇藤木村 小桑原村 上高尾村 下高尾村 相野田村 蘇村
 秋畑村 拾二里廿丁 後賀村 白岩村 桑原村
 秋畑村
 安中町 五里十九丁 〇安中驛 古屋村 高別當村 小俣村 中宿村
 原市町 六里三十二丁 〇原市村 郷原村 峰村 築瀬村

松井田町 七里三十一丁 〇松井田驛 新堀村
 曰井村 九里十六丁 〇横川村 五料村
 坂本町 十里二丁 原村。坂本驛 峠村 入山村 北野牧村
 西横野村 八里二丁 〇二軒在家村 入見村 八城村 行田村
 東横野村 六里二十町 〇鷲宮村 中野谷村 上間仁田村 下間仁田村
 磯部村 六里十三丁 西上磯部村 上磯部村 下磯部村 大竹村。東上磯部村
 岩野谷村 五里 〇岩井村 大谷村 野殿村
 八幡村 四里四丁 〇八幡村 藤塚村 劔崎村 鼻高村 下大島村 町屋村 金
 井洲村 若田村
 豊岡村 三里十八丁 〇中豊岡村 下豊岡村 上豊岡村
 里見村 五里廿町 〇中里見村 下里見村 上里見村 上大島村
 秋間村 六里卅二丁 〇東上秋間村 西上秋間村 中秋間村 下秋間村
 後閑村 七里十三丁 〇中後閑村 上後閑村 下後閑村
 九十九村 七里卅一丁 國術村 高梨子村。下増田村 小日向村
 細野村 九里十六丁 土鹽村。新井村 上増田村
 鳥淵村 九里十五丁 〇川浦村 岩氷村 水沼村
 坂鼻町 四里廿二丁 〇坂鼻驛

◎吾妻郡

中之條町 八里十六丁
 原町 九里廿六丁
 東村 七里五丁
 太田村 八里十二丁
 坂上村 十二里十丁
 岩島村 十一里卅四丁
 長野原町 十五里卅二丁
 嬭懸村 十九里十七丁
 草津村 十五里十五丁
 澤田村 十一里八丁
 伊參村 十里廿五丁
 名久田村 九里
 高山村 七里

◎中之條町 西中之條村 伊勢町 青山村 市城村
 ○原町 金井村 川戸村
 ○五丁田村 箱島村 岡崎新田 奥田村 新卷村
 ○植栗村 岩井村 小泉村 泉澤村
 ○大戸村 荻生村 本宿村 須賀尾村 大柏木村
 ○岩下村 松谷村 三島村 矢倉村 郷原村 厚田村
 ○長野原町 與喜屋村 羽根尾村 古森村 大津村 應桑村
 横壁村 林村 川原畑村 川原湯村
 ○三原村 今井村 鎌原村 門貝村 袋倉村 蘆生田村 西窪村 大笹村 大前村 干俣村 田代村
 ○草津村 前口村 赤岩村 小雨村 生須村 太子村 日影村 入山村
 ○四万村 山田村 折田村 上澤渡村 下澤渡村
 ○原岩本村 五反田村 蟻川村 大道新田
 ○平村 横尾村 大塚村 赤坂村 枋窪村
 ○中山村 尻高村

◎利根郡

利南村 八里廿三丁
 白澤村 十一里十五丁
 東村 十四里三町
 片品村 十六里十八丁
 川場村 十一里九丁
 池田村 十里廿五丁
 薄根村 九里卅丁

沼須村 上沼須村 上久屋村 下久屋村 横塚村 戸鹿野村 戸鹿野新町
 ○高手村 生枝村 岩室村 尾合村 平出村 上古語父村 下古語父村
 ○追貝村 千鳥新田 平川村 高戸谷村 大揚村 老神村 大原新丁 蘭原村 穴原村
 ○須賀川村 菅沼村 御座入村 築地村 下平村 摺淵村 花咲村 針山新田 越本村 東小川村 土出村 戸倉村 幡太村
 川場湯原村 谷地村 門前組 天神組 生品村 立岩村 萩室村 中野村 太田川村 小田川村
 ○下發知村 中發知村 上發知村 發知新田 佐山村 奈良村 秋塚村 岡谷村
 ○下沼田村 井土上村 硯田村 恩田村 白岩村 堀廻村 大釜村 原村 宇楚井村 善桂寺村 石墨村 戸神村 町田村

古馬牧村 十里十六丁
 水上村 十三里廿丁
 桃野村 十里廿六丁
 湯ノ原村 十二里十丁
 川田村 九里
 沼田町 九里三丁
 久賀村 十里十五町
 久呂保村 八里二丁
 糸之瀬村 八里三十二丁
 赤城根村 十二里三丁
 三郷村 五里二丁

○眞庭村 政所村 師村 後閑村 下牧村 上牧村 大沼村
 奈女澤村
 ○湯原村 高日向村。小日向村 阿能川村 谷川村 鹿野澤村
 吉本村 小仁田村 寺間村 川上村 大穴村 幸知村
 ○湯檢會村 綱子村 向山村 栗澤村 藤原村 夜後村
 ○月夜野村 小川村 上津村 下津村 石倉村
 ○新卷村 羽場村 相俣村
 ○下川田村 上川田村 今井村 屋形原村 岩本村
 ○沼田町
 ○須川村 東峰須川村 西峰須川村 入須川村。布施村 師
 田村 吹路村。永井村 猿ヶ京村
 ○森下村 川額村 枋久保村
 ○糸井村 貝之瀬村
 日影南郷村 青木村 砂川村。輪組村 多那村 石戸新田
 根利村 生越村 小松村 柿平村 日向南郷村
 ○波志江村 安堀村 太田村

佐波郡

赤堀村 五里
 東村 五里十八丁
 殖蓮村 五里
 茂呂村 四里十四丁
 采女村 五里十五丁
 境町 六里八丁
 剛志村 六里
 伊勢崎町 三里三十二丁
 島村 七里
 豐受村 五里廿三丁
 名和村 四里十丁
 芝根村 四里二十丁

今井村 下觸村 五目牛村 堀下村 市場村 野村 ○西
 久保村 曲澤村 間之谷村 香林村 西野村 磯村
 ○東小保方村 西小保方村 田部井村 國定村 上田村
 ○上植木村 下植木村 八寸村
 ○茂呂村 今泉村
 上淵名村 下淵名村 東新井村。伊與久村 大島村 百々
 村
 ○境町 下武士村 字萩原
 保泉村 上武士村。下武士村 中島村 小此木村
 ○伊勢崎町
 ○島村
 東飯島村 國領村 上蓮沼村 長沼村 下道寺村 下蓮沼
 村。馬見塚村 富塚村 大正寺村 除夕村
 戸谷塚村 中町 柴町 北今井村 山王堂村 葦塚村 八
 斗島村 阿彌大寺村。堀口村 下福島村
 下之宮村 箱石村。川井村 沼野上村 飯倉村 小泉村
 後筒村 上茂木村 下茂木村

玉村町 三里十三丁
 上陽村 三里
 宮郷村 三里九丁
 ◎新田郡
 太田町 九里
 九合村 九里二十一丁
 澤野村 九里
 尾島町 八里
 世良田村 七里
 下新田村 福島村 南玉村 上飯島村 上之手村 角淵村
 上新田村 與六分村 齋田村
 山王村 中内村 東善養寺村 西善村 飯塚村 藤川村
 樋越村 上福島村
 田中村 西上ノ宮村 宮古村 今村 速取村 田中島村
 宮子村
 ◎太田町 大島村
 飯塚村 内ヶ嶋村 東矢島村 西矢島村 小舞木村 新島村
 東別所村 新井村 飯田村
 福澤村 富澤村 牛澤村 高林村 岩瀬川村 下濱田村
 細谷村 米澤村 由良村 古戸村
 尾島村 龜岡村 阿久津村 堀口村 岩松村 押切村 備前島村 二ツ子屋村 武藏島村 前島村 前小屋村 安養寺村 大館村
 世良田村 三ツ木村 女塚村 米岡村 上矢島村 西今井村 小角田村 平塚村 徳川郷 出塚村 粕川村 境村

木崎町 七里八丁
 寶泉村 七里十五丁
 鳥之郷村 九里十八丁
 強戸村 八里
 生品村 七里十八丁
 綿打村 六里廿六丁
 藪塚本町 六里廿八丁
 笠懸村 七里十八丁
 ◎山田郡
 桐生町 七里三十丁
 廣澤村 七里十丁
 梅田村 拾里十八丁
 ◎木崎町 中江田村 下江田村 高尾村 赤堀村
 西野谷村 由良村 別所村 沖村 上田島村 下田島村
 中根村 藤阿久村 脇屋村 小金井村
 大島村 新野村 鳥山村 鶴生田村 長手村 太田町
 成塚村 西長岡村 菅鹽村 強戸村 寺井村 北金井村
 天良村 太田町
 村田村 小金井村 市野井村 反町村 市村 脇屋村 多村 多村新田 小金村 四軒在家村
 大根村 上江田村 上田中村 權右衛門村 上中村 溜池村 大村 嘉禰村 金井村 花香塚村 下田中村
 本町村 藪塚村 山ノ神村 大久保村 六千石村 寄合村
 鹿村 西鹿田村 久宮村 阿左美村
 ◎桐生新町 安樂土村 下久方村 新宿村 上久方井 字平村
 ◎廣澤村 一本木村
 上久方村 淺部村 高澤村 二渡村 山地村

相生村 七里
 福岡村 八里
 大間々町 六里一丁
 川内村 七里十四丁
 斐川村 拾里
 毛里田村 九里十七丁
 境野村 八里十二丁
 館林町 十三里九丁
 郷谷村 十四里二丁
 西谷田村 十六里十五丁
 大箇野村 十六里九丁
 伊奈良村 十五里十丁

◎邑樂郡
 館林町 谷越村 成島村 當郷村
 常郷村 新當郷村 田谷村 四ッ谷村 館林町
 除川村 西岡村 西岡新田 細谷村 離村 大荷塲村 大
 曲村
 大高島村 下五箇村 飯野村
 板倉村 岸田村 粉谷村 内藤新村

○下新田村 如來堂村 天王宿村 蕪町村 天沼新田
 ○淺原村 鹽原村 小平村 長尾根村
 ○大間々町 相原村
 山田村 須永村 西小倉村 東小倉村 高津戸村
 矢塲村 大野村 植木野村 荒金村 臺之郷 東長岡村
 東金井村 石原村 荒岡村 上小林村 龍舞村 沖之郷
 茂木村 下小林村 八重笠村 太田町
 吉澤村 丸山村 矢田堀村 東今泉村 古氷村 只上村
 市塲村 富若村 太田町
 ○境野村

赤羽村 十四里
 千江田村 十五里
 梅島村 十四里廿五丁
 佐貫村 十四里
 六郷村 十三里廿五丁
 三野谷村 十二里廿八丁
 富永村 十二里十二丁
 永樂村 十一里十五丁
 六大村 十里十八丁
 小泉村 十里卅町
 長柄村 十一里廿四丁
 中野村 十一里廿丁
 高島村 十一里
 多々良村 十二里十八丁
 渡瀬村 十三里十八丁

○羽附村 赤生田村
 千津井村 江口村 江黒村 田島村 斗合田村
 新里村 梅原村 中谷村 南大島村
 ○須賀村 大輪村 大輪沼新田 川俣村 大佐貫村 矢島村
 入ヶ谷村
 ○新宿村 松原村 小桑原村 青柳村 近藤村 堀江村
 ○上三林村 下三林村 野邊村 入ヶ谷村 矢島村
 上五ヶ村 瀬戸井村 菅野村 水崎村 上中森村 下中森
 村 赤岩村
 福島村 赤岩村 舞木村 鍋谷村 新福寺村 瀬戸井村
 ○仙石村 吉田村 古海村 寄木戸村 古氷村 坂田村
 ○上小泉村 下小泉村
 ○篠塚村 狸塚村 赤堀村
 ○中野村 鶉村 鶉新田 光善寺村
 ○藤川村 秋妻村 石打村
 成島村 高根村 木戸村 日向村 谷越村
 下早川田村 上早川田村 傍示塚村 足次村 大新田 岡

大島村 十四里十八丁
海老瀬村 十七里

野村
北大島村
海老瀬村

群馬縣官民必携終

群馬縣官民必携

諸願届書式

◎登記に關する部

◎名刺(用紙ハ總テ半紙半截)

何郡何町村大字何

地所登記簿閲覧願

此手數料金何錢

何郡何町村大字何番地

願人 何 某

年月日

◎改印届

郡町村大字番地

印鑑

何之誰

右は是迄使用致候印鑑缺損(磨滅)仕候間前
印鑑ノ通り改刻本月何日ヨリ使用仕候ニ付
此設御申上候也

右

年月日

何 某

登記に關する部

郡町村大字番地

保證人 何 某

同上 何 某

何區裁判所(何々出張所)御中

(註)本文の場合に於ては證人二名以上の連
署を要し其證人は必ず其登記所に印鑑證查
を受け捧呈しある者に限る○新彫刻の印鑑
も最初の印鑑を届くると同時に身元役場よ
り證查を経たる堅五寸の紙片を添付すべし

◎名刺

郡町村大字番地

譲渡人 何之誰

郡町村大字番地

右代人 何 某

地所(建物)賣買登記願

此(買代)金何圓

此登記料金何圓

郡町村大字番地

買受人 何之誰

郡町村大字番地

右代人 何之誰

(註)買讓受渡人共本人なるときは各自調印捧呈するものとす○代人なるときは右書式に依り本人の調印を要せず其非戸主たる未成年者に於ける戸主又は禁治産者に於ける財産管理人より登記を請ふ場合も亦右書式に準して調製すべく其代人等の名刺に記載する例は以下凡て之を適用す○登記印紙は登録税法に依り買代價に相當する高を買(讓)受人に於て貼用すべし○印鑑は身元役場より横一寸豎五寸(曲尺)のアット紙に左式の如く證查を乞ひ所轄登記役所へ捧呈し

置くべし其後改印するときは前項改印届の書式に依るべし

五寸

身元

郡町村大字番地

役場

印鑑 何之誰

の印

一寸

委任状

印紙

拙者義地所(建物)賣買(讓與)登記請求事件ニ付郡町村大字番地何某ヲ以テ部理代人ト相定メ左の權限の事を代理セシム

國郡町村大字地内

番一何反何歩

國郡町村大字地内

番一木造瓦葺二階造本屋一棟

右地所(建物)國郡町村大字番地何某へ(又ハ何某ヨリ)明治年月日金何圓ヲ以テ賣

(讓渡)(買受)候に付何區裁判所(何々出張所)

ニ出頭其登記願に關スル一切の件右代理委任狀依テ如件

郡町村大字番地

何之誰

年月日

(註)一筆の地所又は建物を二名以上にて共同賣買讓與をするときは本文の始め拙者義を拙者共と記載し末文の氏名を各自住所共明記すべし○出願の地所建物書入(質入)中なるときは地所は何反歩の左方に右地所は何郡村何某へ書入中と記載し建物は木造瓦葺の左方に右建物は何郡村何某へ書入中と記載し何れも調印を、買受人又は讓受人に在りては書入あることを了知すと認め調印すべし以下凡て之に倣ふ

◎地所建物賣渡(讓渡)證

國郡町村大字番地

番一地目反別

(每筆共列記スベシ)

國郡町村大字番地

番一木造瓦葺二階造本屋一棟

此建坪何坪内上下何坪造作付 又は造作無(右地所建物郡町村某へ書入中承諾)買受人

印

此賣渡代金何圓也

○印紙

右之地所建物代金何圓ニテ賣渡シ其代金正ニ受取申候(又ハ地所建物無代價ニテ正ニ讓渡シ)後日ノ爲メ證書依テ如件

年月日

郡町村大字番地

郡町村大字番地

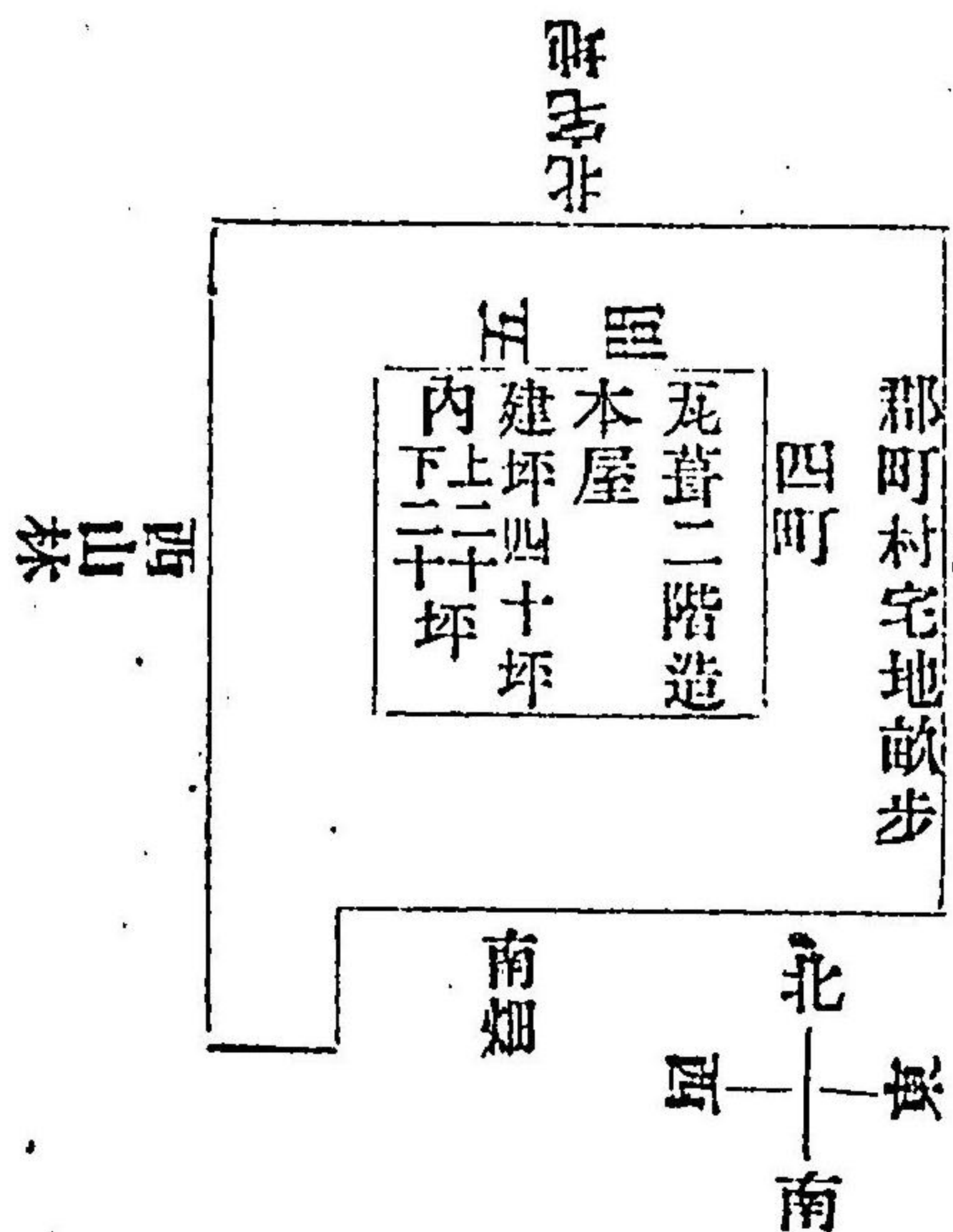
賣渡人 何之誰

何之誰殿

郡町村大字何、字何、何番地何宅畝歩ニア

ル建物圖面

郡町村宅地畝歩



年月日

郡町村大字番地

郡町村大字番地
賣渡人 何之誰

買受人 何之誰殿

(註)圖面中賣渡人買受人の住所氏名は別紙と爲すとき之を要するも本證書中に圖面を

記載するときは故らに當事者の住所氏名を記するに及ばざるものとす○此賣買(讓渡)證書謄本は登記簿の一部と爲すべきものなるを以て可成張紙等を爲すべからざるは勿論字体等の如きも原本の通りを模寫し印紙を貼用したるヶ所は印紙の形式に畫し何の誰殿の次に(右正本ニ依ッ謄寫仕候也)と認め其次に賣買人双方にて署名捺印する者なり○凡て登記願の謄本は前項の如く認め質入書入の如きも勿論其證書を正本の通り謄寫し前項の如く認むべし

(註)建物を賣買する場合に於て其敷地が他人の所有なるときは賣買證書の宛名の次へ左式の與書を敷地所有者に求むべし若し貸地に年限ある時は與書に其旨を記載すべし

○與書ノ式

前書建物ノアル宅地ハ拙者所有ニシテ何某

貸地ニ相違無之候也

年月日

郡町村大字番地
宅地所有者 何之誰

名刺

郡町村大字番地
負債主(質入) 何某

地所(建物)書入(質入)ニ付登記願

此貸借金何圓

此登記料何圓

年月日

郡町村大字番地
債主(質取) 何某

委任狀

拙者義地所(何々)書入(質入)登記請求事件ニ付何郡町村大字番地何某ヲ以テ部理代人ト爲シ左ノ權限ノ事ヲ代理セシム

一金何百圓也 但年利何割何分
此入地左之如シ
國郡町村大字番地
字番一何反別何反歩

字番地々目反別何反歩

右地所(書入トシテ)國郡町村大字番地何某ヨリ又ハ(何某方)明治年月日金何圓借受(又ハ貸與)(若クハ質入質取ノ類)候ニ付何區裁判所(何々出張所)ニ出如共登記願ニ關スル一切ノ件
右代理委任狀仍テ如件

年月日

郡町村大字番地
何某

(註)連借人あるとき 地目反別の下に持主記入すべし證書もまた之に倣ふ

地所(何々)書入(質入)金借用證

但年利何割何分

此入地左之如シ

國郡町村大字番地
字番一何反別何反歩

右(地所建物船舶質入)地所書入頭書ノ金圓正ニ受取借用候處明確也御返金ノ期限ハ來ル明治年月日ト定メ右利子は歳々年末ニ無相違濟方仕リ期限ニ相成候ハ元利共無相違皆濟可仕候若シ本人ニ於テ義務相果シ兼候節ハ證人代辨可致候爲後日證書如件

郡町村大字番地

年月日

借用人

何 某

保證人

何 某

郡町村大字

何之誰殿

(註)證書謄本調製方前項賣買證書の書式に依るべし其他凡て参照○右契約證書式は只一例を示したるものに止まれば取捨補充等を爲して作製するは各自の自由なりとす

◎名刺

地所變更登記願

此手數料金五錢

郡町村大字番地

願人 何 某

◎地所變更登記願

○は朱書

國郡町村大字何々番地内

〇二千五百番 一畑八反七畝十三步

〇字何 二千五百番 一畑九反二畝十步

字何 内反別五畝二步 丈量増

右地所私所有ニシテ既ニ朱書ノ通り登記相

成候處明治廿一年月日地押調査上前書墨書ノ通り訂正相成候ニ付變更ノ登記被成下度此段奉願候也

郡町村大字番地

年月日

何 某

何區裁判所

(何々出張所)御中

◎名刺

郡町村大字番地

負債主

何 某

地所書入(質入)登記取消願

此手數料金五錢

郡町村大字番地

債主

何 某

(註)本文取消願は其双方本入出頭すれば證書(先に登記済むる證書)の表面に(表書の金額元利正に受取候也)と記し年月日債權

者の署名捺印したる證書のみを捧呈すればなり

◎委任狀

拙者義地所書入(質入)登記取消請求事件ニ

付郡町村大字番地何之誰ヲ以テ部理代人ト

相定メ左ノ權限ノ事ヲ代理爲致候事

國郡町村大字地々内

番一地目反別

右地所(書入)質入トシテ郡町村大字番地

何誰方(若クハ何某方ヨリ)明治年月日

金何圓貸與(借用)候處明治年月日元利(質

地ニ在リテハ元利ノ文字ヲ削除ス)返金濟

ニ付何區裁判所(何出張所)ニ出頭其登記

取消願ニ關スル一切ノ件ヲ處辨スル事

右代理委任狀依テ如件

郡町村大字番地

年月日

何ノ誰

連借人あるときは地所の下に持主記入の
こと○初行拙者義と拙者共儀と改め連署する
こと

●名刺

郡町村大字番地
遺産人 亡 何ノ誰

地所(建物)遺産相續ニ付登記願
此筆數何筆
此建物價格金何圓
此登記料金何圓

年月日
郡町村大字番地
實父某亡跡
相續人 何ノ誰

年月日死亡
郡町村大字番地
亡 何 某

年月日相續 相續人 何 某
右御證明被成下度奉願候也

年月日 何 某

町村長氏名殿
●委任狀

拙者義遺産相續登記請求事件ニ付郡町村大
字何番地何某ヲ以テ部理代人ト爲シ左ノ權
限ノ事ヲ代理セシム

郡町村大字番地内
何番字何々
一何反別何歩
外何筆

右地所建物郡町村大字番地亡父何某所有ノ
處明治年月日死亡候ニ付同年同月同日私義
遺跡相續隨テ前記ノ地所相續致候間何區裁

判所何出張所ニ出頭其登記願ニ關スル一切
ノ件

右代理委任狀仍テ如件

年月日 郡町村大字番地
何 某

●遺産相續ニ付登記願

郡町村大字何
何番一地目反別何程

(以下此式ニ依リ列記スヘシ)

右地所建家郡町村大字番地亡父何之誰所有
ノ所同人義ハ明治年月日死亡自分遺跡相續
隨テ前記ノ地所相續致候間遺産相續ノ登記
被成下度親戚連署ヲ以テ此段奉願候也

年月日 郡町村大字番地
相續人 何之誰

亡何某從弟(甥)

何之誰

郡町村大字番地

亡何某從弟

何之誰

何區裁判所

(何々出張所)御中

●名刺

郡町村大字番地
讓渡人 何ノ誰

地所(建家)家督相續ニ付登記願

此筆數何筆

此建物價格金何程

此登記料金何圓

年月日 郡町村大字番地
讓受人 何ノ誰

●退隱跡相續證明願

郡町村大字番地

何年何月何日相續
何年何月何日退隱
右御證明被成下度奉願候也

年月日

何 某
何 某

町村長氏名殿

委任狀

拙者我々家督相續登記請求事件ニ付郡町村大字何番地何某ヲ以テ代理代人ト爲シ左ノ權限ノ事ヲ代理セシム
郡町村大字何地内
字何一地口反別何程

外何筆

右地所建物郡町村大字何番地何ノ誰(又ハ私)所有ノ所同人義ハ明治年月日浪隱同年

同月同日私義家督相續致候(又ハ何ノ誰ノ家督相續爲致)隨テ前記ノ地所讓受(讓渡)候ニ付何區裁判所(何々出張所)ニ出頭其登記願ニ關スル一切ノ件
右代理委任狀依テ如件

年月日

何ノ誰

郡町村大字番地

(註)此外地所讓渡證を正副二通を要すれ共前、賣買(讓與)の證書と同様の書体に依り該文に依り調製すべし但し證書文中無代價と明示すべし
◎家屋は宅地境界線及建家の圖形を記載したる繪圖を付すべし

名刺

郡町村大字何登記第何號
地所(建物)登記簿謄本下付願
此手数料金十五錢

郡町村大字番地

年月日
此願は名刺のみにして其謄本を下付せらる但登記番號一號に付金十五錢とす

戸籍に關する部

出生届

郡市町村番地族籍

父 氏 名
母 氏 名
二男 名
右戸主 氏 名印
右名何年何月何日出生候間此段及御届候也

年月日

市町村長氏名殿

(註)右は出生したる時届出る例なり而して出生の日より十日以内に届出でざれば相當

戸籍に關する部

の處罰を受くるものとす○届出人借家に住居するときは其家主又は差配人借地に住居する時は其地主の連印を要す○此届出は戸主より届くるものなれ共戸主若し旅行等に不在の節は親族二名以上の連署を以て届出るものとす

寄留届

郡市町村番地族籍

氏名父 何年何月何日生
右同人妻 何年何月何日生
母 名
右同人一男 何年何月何日生
弟 名

右何年何月何日縣郡市町村番地へ寄留致候間此段及御届候也

右

年月日

氏名印

郡市町村番地族籍

地主

氏名印

市町村長氏名殿

◎寄留届

郡市町村番地族籍

氏名三女

名

右名何年何月何日縣郡市町村番地氏名方へ

寄留致候間此段及御届候也

右

年月日

氏名印

郡市町村番地族籍

家屋管理人

氏名印

市町村長氏名殿

◎退去届

郡市町村番地族籍

氏名二男

名

右是迄郡市町村番地氏名方へ寄留致候處本日退去致候間此段及御届候也

右家主

年月日

氏名印

市町村長氏名殿

◎私生届

郡市町村番地族籍

氏名妹

母

私生子

甥名

右名何年何月何日出生候間此段及御届候也

右戸主名失踪中ニ付同人父

年月日

氏名印

郡市町村番地族籍

氏名印

◎結婚(縁女)送籍届

郡市町村番地族籍

氏名妹(長女)

(父名二女)

名

右名縣郡市町村番地族籍氏名長男名妻(縁女)ニ縁談相整何年何月何日差遣候間送籍

被成下度此段及御届候也

右戸主

年月日

氏名印

市町村長氏名殿

(註)右は夫婦の縁組したる者其女の實家より夫の家に戸籍を送るとき又双方親々のいひなづけにて女子を他家へ遣はし其送籍をなす時届出の例を示したるものなり

◎結婚(縁女)入籍届

郡市町村番地族籍

氏名婦

長男名妻

(氏名長男名縁女)

名

右名縣郡市町村番地族籍氏名二女ニ候處双方協議相整年月日長男名妻(縁女)ニ貰受候

間此段及御届候也

右戸主

年月日

氏名印

市町村長氏名殿

(註)右は夫婦となりたる時其婦の戸籍を引取る時又縁女即いひなづけせし子を貰受之が戸籍を入るゝにつき届出づる一例なり

◎養子(相續人)送籍届

郡市町村番地族籍

氏名二男
(氏名弟)
亡父名二男

名

右名縣郡市町村番地族籍氏名婿養子ニ縁談
相整(實兄ニ付相續人トシテ)年月日差遣候
間送籍被成下度此段及御届候也

右戸主

年月日

氏名印

市町村長氏名殿

◎養子(相續人)入籍届

郡市町村番地族籍

氏名養子

(何相續人實兄)

亡父名二男

右名縣郡市町村番地族籍氏名男(弟)ニ候
何年何月何日生

處双方協議相整年月日婿養子(私相續人)ニ
貰受(同日長女と結婚爲致)候間此段及御届
候也

右戸主

年月日

氏名印

市町村長氏名殿

◎携帶者送籍届

郡市町村番地族籍

氏名甥

父名長男

名

右名父名義縣郡市町村番地族籍氏名入夫
ト相成候ニ付年月日携帶差遣候間送籍被成
下度此段及御届候也

右戸主

年月日

氏名印

市町村長氏名殿

右は嫁入婚入の時の連子の籍を送る時の届
書の例なり

◎携帶者入籍届

郡市町村番地族籍

氏名長男

名

右名縣郡市町村番地族籍氏名甥ニ候處私義
今般名ト結婚候ニ付年月日携帶候間此段及
御届候也

右戸主

年月日

氏名印

市町村長氏名殿

(註)右は連子の入籍文例なり

◎離婚(離縁)送籍届

郡市町村番地族籍

氏名妻(養女)

名

何年何月何日生

右名不熟ニ付離婚(離縁)ノ義双方協議相整
年月日生家縣郡市町村番地族籍氏名方へ差
戻候間送籍被成下度此段及御届候也

右戸主

年月日

氏名印

市町村長氏名殿

◎離婚(離縁)復籍届

郡市町村番地族籍

氏名二女

名

右名縣郡市町村番地族籍氏名妻(養女)ノ處
離婚(離縁)ノ義双方協議相整年月日復籍候
間此段及御届候也

右戸主

年月日

氏名印

市町村長氏名殿

(註)右は夫婦の縁組したる者が離縁し又は養女として他家へ遣し置きたる者を離縁して實家に戻りたる時實家の戸主が届出る例

◎分家送籍届

郡市町村番地族籍
氏名二男
名

何年何月何日生
郡市町村番地族籍
氏名二女ヲ娶ル

妻
何年何月何日生

右縣郡市町村番地へ分家(出願年月日許可ヲ得)候間送籍被成下度此段及御届候也
(以下同上)

◎分家入籍届

郡市町村番地族籍
戸主 氏名
名

何年何月何日生
郡市町村番地族籍
氏名二女ヲ娶ル

妻
何年何月何日生

右縣郡市町村番地族籍氏名二男ニ候處年月

日(願濟年月日)分家候間此段及御届候也

(以下同上)

◎廢家送籍届

郡市町村番地族籍
戸主 氏名
名

何年何月何日生
郡市町村番地族籍
氏名二女ヲ娶ル

妻
何年何月何日生

長男

何年何月何日生

右縣郡市町村族籍氏名二男分家の處家計上都合に依り年月日廢家の上生家へ復籍ノ義出願許可ヲ得候間送籍被成下度此段及御届候也

年月日

右 氏名印

市町村長氏名殿

◎廢家復籍届

郡市町村番地族籍
氏名二男

右縣郡市町村番地へ分家候處年月日廢家出願許可ヲ得年月日復籍候間此段及御届候也
(以下出生届に同シ)

◎附籍者入籍届

郡市町村番地族籍

氏名附籍平民

前戸主亡父氏名

亡父名長男

何年月日相續

戸主 氏名
何年何月何日生
亡父名三男
何年何月何日生

右縣郡市町村番地ニ居住候處家計上都合ニ

ヨリ年月日肩書氏名方へ附籍候間此段及御届候也
(以下同上)

(註)右は附籍者として自分の籍に入るゝ者の例なり附籍者とは俗に云ふ厄介者なり今入籍とは如何なる場合かと云ふに例へば他人の子を里に取りし時の如き其子の父母共に死去して之を引取る者なき時其子を籍に入るゝの類をいふ、右の如く云ふときは人或は同居者も亦附籍者なるかといはん是必ず同居者とは其一户籍内に幾人あるも之が戸主たる者定まりありて一家獨立するを得べしと雖も附籍は然らず是其異なる所なり

◎附籍者送籍届

郡市町村番地族籍

前戸主亡父氏名

亡父名長男

何年月日相續

戸主 氏名
何年何月何日生

亡父名三男

右家計上都合ニヨリ縣郡市町村番地族籍氏名方へ附籍の約定相繼候間送籍被成下度此段及御届候也 (以下同上)

(註)右は附籍者(前に説けり)の籍を引取るものあると云ふ之が籍を送る届書の一例なり

附籍者別立送籍届

郡市町村番地族籍

氏名附籍中民

前戸主(續柄)氏名

亡父名長男

戸主

氏名

何年月日相續

右名縣郡市町村番地へ一戸別立候間送籍被成下度此段及御届候也 (以下同上)

附籍者別立入籍届

郡市町村番地族籍

前戸主(續柄)氏名

亡父名長男

戸主

氏名

何年月日相續

右縣郡市町村番地族籍氏名附籍ノ處年月日一戸別立候間此段及御届候也 (以下同上)

絶家再興送籍届

郡市町村番地族籍

氏名三男

名

右名縣郡市町村番地ニ於テ絶家何氏ヲ再興

(之義出願年月日許可ヲ得候間送籍被成下度此段及御届候也 (以下同上)

下度此段及御届候也

(以下同上)

絶家再興入籍届

郡市町村番地族籍

前戸主亡養父氏名

亡父名養子

戸主

氏名

何年月日相續

右縣郡市町村番地族籍氏名三男ニシテ當村

何番地絶家何氏ヲ再興(之義出願年月日許可ヲ得)候間此段及御届候也 (以下同上)

轉住送籍届

郡市町村番地族籍

前戸主(續柄)氏名

亡父名長男

戸主

氏名

何年月日相續

何年月日縣郡市町村番地族籍氏名長女ヲ娶ル

妻

名

長女

名

右縣郡市町村番地へ轉住候間送籍被成下度

此段及御届候也 (以下同上)

轉住入籍届

郡市町村番地族籍

前戸主(續柄)氏名

亡父名長男

戸主

氏名

何年月日相續

何年月日生

何年月日縣郡市町村番地族籍氏名長女ヲ娶ル

妻

名

長女

名

右縣郡市町村番地に居住候處年月日轉住入籍候間此段及御届候也 (以下同上)

死亡届(本人ヨリ)

郡市町村番地族籍

氏名母

名

右名年月日午前(後)何時死亡仕候ニ付何市

(町村)大字何處へ本日午前(後)何時埋(火)

葬仕候間認許證御下付被成下度則主治醫死

亡届書相添此段御届仕候也 (以下同上)

死亡届(醫師ヨリ)

郡市町村番地族籍

職業

氏名

何年月日生

一病名

一經過

一死ニ至ル原因

右ハ私施治ノ患者ニ候處本日午前(後)死亡候ニ付此段及御届候也

郡市町村番地

醫師 氏 名印

市町村長氏名殿

結婚届(戸内結婚届ノ例)

郡市町村番地族籍

氏名長男

名 何年何月日生

長男名妻

婦 名 何年何月日生

右何年何月日結婚相整候間此段及御届候也

(以下出生届に同じ)

離婚届(戸内離婚届ノ例)

郡市町村番地族籍

氏名養子

養子名妻

名 何年何月日生

長女

名

右何々ノ事由有之其筋(出願)年月日(願濟之上離婚致候間此段及御届候也(以下同上)

廢戸主届

郡市町村番地族籍

氏 名

右何々ノ事故有之廢戸主出願年月日許可ヲ得候間此段及御届候也

年月日

市町村長氏名殿

相續届(家名相續届ノ例)

郡市町村番地族籍

親族 氏 名印

同上

親族 氏 名印

父

名 何年何月日生

右父何々事由ニヨリ退隱シ私家名相續仕候間此段及御届候也 (以下出生届に同じ)

相續届(死跡相續届ノ例)

郡市町村番地族籍

亡父名長男

氏 名 何年何月日生

右父名殆亡ニ付年月日跡相續仕候間此段及御届候也

年月日

右戸主

氏 名印

郡市町村番地族籍

親戚(續柄ヲ記ス) 氏 名印

市町村長氏名殿

相續届(死跡相續届ノ例)

郡市町村番地族籍

氏 名 何年何月日生

何年何月日生

右は實父何誰義本月何日死亡仕候ニ付同人長男何誰へ相續爲致候間親族連署ヲ以テ此段及御届候也

郡市町村番地族籍

親族 氏 名印

同上

親族 氏 名印

市町村長氏名殿

廢嫡届

郡市町村番地族籍

氏名長男

名

右何々事由有之廢嫡出願年月日許可ヲ得候間此段及御届候也 (以下出生届に同じ)

(註)廢嫡とは相續すべき者などの病氣白痴瘋癲不身持等にて一家を經營すること能はざるを以て之を廢するといふ

●廢嫡者復立届

郡市町村番地族籍
氏名長男

右廢嫡の處事故解除ニ付復立出願年月日許
可ヲ得候間此段及御届候也 (以下同上)
(註)右は病氣杯の爲め嫡子が一旦廢止せら
れたるも其病氣全快して相續人たるに差支
なきに至りしを以て前の廢嫡を取消嫡子た
るの權利を得たる時届出の一例なり

●嫡出届

郡市町村番地族籍

父 氏名 何年何月日生
母 妻 氏名 何年何月日生
長男 子 氏名 何年何月日生
右父母名年月日結婚候ニ付子名嫡出ト相定
候間此段及御届候也 (以下同上)

●私生子引渡届

郡市町村番地族籍
氏名二女名私生子

右名縣郡市町村番地族籍氏名子子ニ引受ノ
義双方協議相整年月日差遣候間送籍被成下
度此段及御届候也 (以下同上)

●私生子引受届

郡市町村番地族籍
氏名子

右名縣郡市町村番地平民氏名二女私生子ニ
候處双方協議ノ上何年何月日私子ニ引受候
間此段及御届候也 (以下同上)

●棄兒引渡届

郡市町村番地族籍
氏名引受棄兒

協議相整年月日差遣候間送籍被成下度此段
及御届候也 (以下同上)

●棄兒引受替入籍届

郡市町村番地族籍
氏名引受棄兒

右縣郡市町村番地族籍氏名棄兒ノ處何々ニ
付何年何月何日私引受候間此段及御届候也
(以下同上)

●棄兒立戸届

郡市町村番地族籍
氏名

右名縣郡市町村番地平民氏名引受棄兒ノ處
年齡滿十三歳ニ達シタルヲ以テ年月日肩書
ノ地へ一戸新立候間此段及御届候也

右戸主

氏名印

右名縣郡市町村番地平民氏名三男ナルヲ發
覺年月日何地裁判所言渡ニヨリ年月日同人
方へ引渡候間送籍被成下度此段及御届候也
(以下同上)

●棄兒引取届

郡市町村番地族籍
氏名三男

右名縣郡市町村番地族籍氏名引受棄兒ニ候
處年月日何地裁判所言渡ニヨリ年月日引取
候間此段及御届候也 (以下同上)

●棄兒引受替送籍届

郡市町村番地族籍
氏名引受棄兒

右名縣郡市町村番地族籍氏名引受ノ義双方
推測年月日生

又ハ郡市町村番地族籍

年月日 後見人 氏 名印

市町村長氏名殿

●失踪届

郡市町村番地族籍

氏名叔父

右名年月日何用トシテ縣郡市町村何誰方ヘ

罷越其儘歸宅不致候ニ付所々相尋候ヘ共更ニ行衛相知不申依テ失踪ト認メ候間此段及御届候也 (以下同上)

●失踪者所在分明届

郡市町村番地族籍

氏名弟

右名失踪ノ處年月日縣郡市町村番地ニ居住ノ事相分候間此段及御届候也 (以下同上)

●失踪者復歸届

郡市町村番地族籍

氏名二男

右名失踪ノ處年月日復歸仕候間此段及御届候也 (以下同上)

●戸籍而披見願

郡市町村番地族籍

氏名

右ハ何々ニ係ル件ニ付戸籍而披見致度候間同人ニ對スル戸籍而披見被成下度此段奉願候也

右

年月日

氏名印

市町村長氏名殿

●旅行届

郡市町村番地族籍

氏名

右ハ何々ニ付何月日ヨリ國郡町村番地何誰方ヘ(又ハ何地方ヘ)往復日數何日間ノ見込ヲ以テ旅行致候間此段及御届候也

右

年月日

氏名印

市町村長氏名殿

●後見人届

郡市町村番地族籍

亡何誰長(次)男

氏名

右者實父何誰義何月何日死亡候ニ付長(次)男何誰ニ於テ相續仕候處幼年ニ付親族協議ノ上何誰ヲ以テ後見人ト相定候間連署ヲ以テ此段及御届候也

右

郡市町村番地族籍

後見人 氏名印

年月日

同上

親族 氏名印

同上

親族 氏名印

市町村長氏名殿

●後見人改撰届

郡市町村番地族籍

氏名

右ノ者未成年ニ付是迄郡市町村番地族籍何誰ニ後見相托シ居候處今般同人死亡(又ハ何ノ理由)ニ依リ親族協議ノ上更ニ郡市町村番地族籍氏名ヲ後見人ニ相定メ候間此段及御届候也

年月日

同上

親族 氏名印

同上

後見人 氏 名印

市町村長氏名殿

◎兵事に關する部

◎徴兵適齡届

縣郡市町村番地族籍

職業戶主誰何男(兄弟) 氏 名

右私何男(弟)何ノ誰義本年何月滿二十歳ニ相成候間此段及御届候也

右

年月日

戶主

氏 名印

市町村長氏名殿

(註)此届書は滿廿歳になりたる年の一月一日より同月卅一日迄に戶主より其地の市町村長へ宛差出すべし若し正當の事由なくして其届出を怠りたる者は三圓以上卅圓以下

の罰金に處せらるゝものとす

◎國民兵入籍届

縣郡市町村番地族籍

職業誰何男(兄弟) 氏 名

右私何男(弟兄)儀本年何月滿十七歳ニ相成候間此段及御届候也

右

年月日

戶主

氏 名印

市町村長氏名殿

◎徴兵異動届

縣郡市町村番地族籍

職業戶主(何某長二男) 氏 名

右私(何男)又ハ弟誰(儀年月日縣郡市町村番地へ轉住)又ハ縣郡市町村番地身分何某へ入夫或ハ養子(又ハ年月日相續)又ハ年月日

失踪或ハ死亡)致候間此段及御届候也

(以下同上)

◎徴兵異動届

縣郡市町村番地族籍

職業戶主(何某長二男弟) 氏 名

右私(何男弟)儀明治年月日徴兵適齡の時縣

郡市町村番地身分何某嗣子ニテ(又は何學校ニテ何ヶ年課程ヲ終ル生徒ニテ)徴集猶豫相成候處年月日該家離縁(又ハ年月日迄退校)致候間私次男(又ハ弟)ニ復シ候間此段及御届候也 (以下同上)

(註)右に示せる二種の異動届は其異動の生じたるときに本籍地の市町村役場へ届出づるものとす

◎徴集猶豫願

縣郡市町村番地族籍

職業戶主(何某長二男) 氏 名

右私(何男)儀本年徴兵適齡ニ有之候處去ル

明治年月日官立何學校(府縣立師範學校尋常中學校)へ入學爾後在校中ニ有之候間徴集猶豫被成下度同學校長證明書相添此段奉願候也

右

年月日

戶主

氏 名印

何縣區 何備隊 徴兵官何某殿

◎徴集猶豫願

縣郡市町村番地族籍

職業戶主(何某長二男弟) 氏 名

右私(何男)儀本年徴兵適齡ニ有之候處去ル明治年月日ヨリ當何國ニ在留罷在候ニ付徴集猶豫被成下度公使(領事)(貿易事務官)ノ證明書相添此段奉願候也 (以下同上)

(註)右に示せる二種の猶豫願は徵兵事務條例第五十五條を參照すべし

●入營延期願

縣郡市町村番地族籍
職集戶主(何某長次男)

氏名

右私(何男何某)儀徵兵適齡ニテ檢査合格當籤ニ付御規定ノ通其期日ニ入營可仕候處(父母)何某病氣危篤(或ハ何月日死亡)ニ有之候間入營御延期被成下度此段奉願候也

右

年月日

戶主 氏名 印

何縣隊區司令官何某殿
何警備隊區司令官何某殿
(參照)徵兵事務條例第四十四條

●現役兵入營前(補充)轉籍屆

縣郡市町村番地族籍
戶主(何某何男)

右私(何男何某)儀本年徵兵適齡ニテ檢査相受候處合格當籤ニ付入營可仕ノ處月日縣郡市町村番地ハ轉籍仕候間此段及御届候也
(以下同上)

(參照)徵兵事務條例第四十九條

●現役兵入營前旅行屆

縣郡市町村番地族籍
戶主(何某何男)

氏名

右(何男何某)儀徵兵適齡ニ付來ル何月入營可致ノ處何々ノ要用ニ付何月何日ヨリ何月何日迄何日間縣郡市町村番地何某方ハ旅行仕候間不在中御召集ノ命令有之候ハ、郡市町村番地身分何某ハ御通報被下度此段及御届候也
(以下同上)

●補充兵旅行屆

縣郡市町村番地族籍
職集戶主(何某何男)

氏名

右私(何男何某)儀來ル何月何日迄何日間縣郡市町村番地何某方ハ旅行仕候就テハ不在中御召集等ノ節ハ郡市町村番地何某ハ御通報被下度此段及御届候也
(以下同上)

●補充兵寄留屆

縣郡市町村番地
職業(何某何男)

氏名

右私(何男何某)儀何月何日ヨリ縣郡市町村番地何某方ハ寄留致候間召集ノ命令等ハ郡市町村番地何某ハ御通報被下度此段及御届候也
(以下同上)

●現役兵入營前旅行復歸屆

縣郡市町村番地族籍
職業戶主(何某何男)

右ハ何月何日縣郡市町村番地何某方迄旅行ノ儀及御届候處何月日復歸仕候此段及御届候也
(以下同上)

●補充兵寄留復歸屆

縣郡市町村番地族籍
職業戶主(何某何男)

右者去ル明治年月日ヨリ縣郡市町村番地(何某)ハ寄留致居候處月日復歸仕候此段及御届候也
(以下同上)

●以上、現役兵入營前旅行屆、補充兵旅行屆、補充兵寄留屆、現役兵入營前旅行復歸屆、補充兵寄留復歸屆は徵兵事務條例第五十條を參照すべし

●現役志願書

私儀徵兵令第十二條ニ依リ現役ニ服シ度

候間 服役ノ義 御許可相成度 別紙身元證書
検査合格證書ヲ添ユル者ハ「身元證書」相添へ 戸主
ノ下ニ「及検査合格證書」ト書スベシ
(後見人)連署ヲ以テ此段奉願候也

縣郡市町村番地 寄留ノ者ハ寄留
地ヲ併記スベシ
本人 氏 名印
年月日

同

戸主(後見人) 氏 名印
歩(騎)(野戰砲)(要塞砲)(工)(輜重)兵第何
聯(大)隊(何海兵團) 近衛隊ニ出願スル者ハ兵種ノ
上ニ近衛ノ二字ヲ加フベシ
御中

◎身元證書

縣郡市町村番地族籍

某(長(次)男)兄(弟) 本人戸主ナレバ
戸主ト記スベシ 氏 名印
年月日生
一戸籍内ノ者
一某 妻何某長(次)女 一長(次)男某 年月日生
一父 某 一母 某

一祖父某 一祖母某
一兄 某 年月日生 一妹 某 年月日生
一何々

一戸主(家族)直接國稅何圓何錢ヲ納ム
一戸主(家族)家屋ヲ有ス(家屋ヲ有セズ)
一尋常(高等)小學校卒業(何年級迄修業)
一何學校(塾)ニ於テ何學卒業(何學修業)
一現今何ノ職業ニ従事ス
一年月日何ノ賞トシ何々ヲ受ク
一刑罰ヲ受ケタルコトナシ(何月何々ノ科ニ
依リ何罰ニ處セララル)
一一種痘何回(天然痘)
右ノ通相違無之候也

本人 氏 名印
年月日 戸主(後見人) 氏 名印

前書ノ通相違無之候也

市(區)(町村)長 氏 名印

◎一年志願兵服役願

私義徵兵令第十三條ニ依リ服役中ノ費用全
額ヲ自辨シ何地何兵隊ニ於テ一年志願兵ト
シテ服役致度志願ニ候間御認可相成度別紙
某學校卒業證書寫相添此段奉願候也

縣郡市町村番地住
縣郡市町村番地寄留
華(士)族(平民)

年月日 氏 名印
年月日生

年月日 氏 名印
年月日生

師團長(爵)氏名殿

(註)陸軍一年志願兵條例第九條に當る者は
「卒業證書寫」の五字を「長證明書」の四字に
換へ 戸主に非ざる者及廿歳未滿の者は「相
添」の上に「戸主(後見人)ノ承諾書」の字を挿

(註)一年志願兵服役願欄外の記註は本書式
にも適用す
◎一年志願兵服役承認書

右者一年志願兵トシテ服役致度志願ニ候處
服役中ノ費用金何圓無相違上納可爲致候也

縣郡市町村番地住

縣郡市町村番地寄留

戸主(後見人)

年月日

氏名印

年月日生

(註)陸軍一年志願兵條例第四條に當る者は
本文「金何圓無相違上納」の八字を「全額自
辨すべき資力無之候へ共糧食費金卅八圓は
無相違自辨」の字に換ふ

◎身元證明書

氏名

一禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルナシ

一何年何月罰金何圓ニ處セラル或ハ何年何

月何々ノ罰金ニ處セラル等

一戸主或ハ本人何種公債證書或ハ株券金額

何千何百圓ヲ所有スル等

一戸主或ハ本人官廳或ハ會社等ヨリ受クル
給料何千何百圓等

一何々ノ所得年額何千何百圓等

右相違無之ニ付一年志願兵服役中ノ費用全
額ヲ自辨シ得ルコトヲ證明ス

年月日

府(縣)島司郡(市長) 氏名印

(註)條例第四條に當る者は「右相違無之」云
々を「右相違無之候へ共一家ノ生計ヲ立テ
餘裕無之ニ付糧食費ノ外自辨シ能ハサル
ヲ證明ス」に作る

(陸軍武官結婚條例書式)

(第一號)

◎結婚願

縣郡市町村番地族籍

職業

何某長(二女姉妹)

氏名

年月日生

某儀

今般熟談ノ上右ニ記載ノ者ト結婚致度依テ
別紙身元證書(家計保護金證書)相添差出候
間御許可被下度此段奉願候也

年月日

官姓 名印

陸軍大臣(爵)氏名殿

前書ノ通篤ト取調候處不都合無之ニ付御許
可相成度候也

所管長官(何階長)(何課長)

官姓 名印

(第二號)

◎身元證書

縣郡市町村番地族籍

職業

何某何女(姉)(妹)

氏名

年月日生

右ハ行狀端正ノ者ニ有之候間此段保證致候
也

縣郡市町村長

年月日

姓 名印

(第三號)

◎家計保護金證書

一金何百何十圓也

右ハ今般結婚奉願候ニ付御許可ノ上ハ家計
保護金トシテ可差出候也

年月日

官姓 名印

(第一號)

◎結婚願

(海軍々人結婚願出手續書式)

縣郡市町村番地族籍

何某何女(姉)(妹) 氏名

年月日生

右記載ノ者ト結婚致度候間御許可被下度別紙身元證書相添此段奉願候也

年月日 官(職) 姓名印

海軍大臣(所管長官)宛

前書之趣不都合無之ニ付御許可相成度候也

年月日 所管長官(所轄長) 姓名印

〔第二號〕

◎身元證書

國郡市町村番地族籍

何某何女(姉)(妹) 氏名

年月日生

右ハ行狀端正ニシテ年齢前書ノ通相違無之候此段保證候也

年月日 縣郡市町村長 姓名印

(馬匹調査及検査施行規則書式)

〔第一號式〕

馬匹現在届

一性

一年齡

一用役

一 体尺

一 毛色

右現在候也

年月日 現住所 馬匹所有者(總代人)(馬匹管人)(理人) 姓名印

市町村長氏名殿

(註)一 此届書は馬匹一頭毎に調製するものとす但多數の馬匹を所有若は管理する者の届書は第二號書式に據るとを得 二 性の處には「牝」又は「牡」と記載すべし 三 用

役の處には乘馬に適すべきか鞍馬に適すべきか又は駄馬に適すべきか其見込を定めて「乘馬向」「鞍馬向」又は「駄馬向」と記載すべし但し四歳以下の馬匹中其見込を定め難き幼齡のものに限り「用役未定」と記載すべし

四 体尺は肩の最高き處より地面へ垂直に測りたる者を記載すべし 五 馬匹の所有者にして馬匹の賣買を營業とするもの、届書には氏名の上を「營業所有者」若は「營業所有者總代人」又ハ「營業所有者ノ馬匹管人」と記載すべし

〔第二號〕

◎馬匹現在届

一性

一五歳以上(四歳以下)

一用役

右何頭現在候也

内譯

年	齡	体	尺	毛	色

現住所

年月日 馬匹所有者(總代人)(馬匹管人)(理人) 姓名印

市町村長氏名殿

(註)一 性、用役、体尺の記載方は第一號書式に同じ 二 多數の馬匹を所有若は管理する者の届書は此書式に據ることを得但牡馬の分と牝馬の分とに別ち五歳以上ものには「乘馬向」「鞍馬向」「駄馬向」毎に各一通宛四歳以下の者に在ては「乘馬向」「鞍馬向」「用役未定」毎に各一通宛調製する者とす 三 馬匹の所有者にして馬匹賣買を營

業とする者の届書には氏名の上を「營業所有者」若は「營業所有者ノ馬匹管理人」と記載すべし

〔第三號〕

◎馬匹出届

- 一性
- 一年齡
- 一用役
- 一体尺
- 一毛色

右何市町村何誰へ讓渡(死亡)(撲殺)(屠殺)(失踪)(飼養所ヲ何市町村へ轉シ)(徵發免除ノ資格ヲ得)候也

年月日 馬匹所有者(總代)(馬匹管人)(理人) 氏名印

市町村長氏名殿

(註)一 此届書は馬匹一頭毎に調製するもの
とす 二 姓の處には「牝」又は「牡」と記載すべし 三 年齢、用役及体尺は前回差出すべし

したる現在届若は入届に記載したるものを記載すべし 四 馬匹の所有者にして馬匹の賣買を營業とするもの、届書には氏名の上を「營業所有者」若は「營業所有者總代人」又は「營業所有者の馬匹管理人」と記載すべし

〔第四號〕

◎馬匹入届

- 一性
- 一年齡
- 一用役
- 一体尺
- 一毛色

右何市町村何誰讓受(出生)(踪跡發見)(飼養所ヲ現在市町へ轉シ)(徵發免除ノ資格ヲ失ヒ)候也

年月日 馬匹所有者(總代)(馬匹管人)(理人) 氏名印

市町村長氏名殿

(註)一 届書は馬匹一頭毎に調製するもの

とす 二 性の處には「牝」又は「牡」と記載すべし 三 用役の處には乘馬に適すべきか鞍馬に適すべきか又は駄馬に適すべきか其見込を定めて「乘馬向」「鞍馬向」又は「駄馬向」と記載すべし但四歳以上の馬匹中其見込を定め難き幼齡の者に限り「用役未定」と記載すべし 四 体尺は肩の最も高さ處より地面へ垂直に測りたるものを記載すべし 五 馬匹の所有者にして馬匹の賣買を營業とするもの、届書には氏名の上を「營業所有者」若は「營業所有者總代人」又は「營業所有者の馬匹管理人」と記載すべし

◎在郷陸軍下士以下願届

一 歸休兵並に在郷現役兵及補充兵は本文例を準用す但補充兵に在ては自己氏名の上に「何年徴集何番」何兵第何補充兵と記入すべし 一

近衛部隊に於て現役を終りたる者は兵種官等の上に近衛の二字を冠すべし 一用紙は半紙を用ひ楷行書にて明瞭に認むべし 一本文例中の差出期限は總て最後期を示すに付該日限に不拘直に差出すを可とす 一本文例以外に生じたる願書は總て本文例に準し認むべし 一總て戸籍上に異動を生ずる届書を進達するに際し市町村長は本人の新戸籍を添付すべし 一氏名並に住所に異動ある届書を進達するに際し市町村長は書面適宜の處に召集部隊の符號を朱書すべし 一有勤者は總て願届書に勤等を記入すべし

(I) ◎寄留地ニ於テ勤務演習(簡閱)

點呼參會)願

何々ノ爲メ年月日ヨリ年月日迄縣郡市町村番地何某方へ寄留致候ニ付該所ニ於テ勤務

名義

演習應召(簡閱點呼參會)致度此段相願候也

年月日 (年月日以下ハ他文例ニモ之ヲ適用ス)

國郡市町村番地

何年(徵集兵種) 何年後(後備役官等)

姓名印

何聯隊區司令官何某殿

(注意)一寄留届を差出したる後若は寄留届を同時に差出すものとす

(2) 勤務演習猶豫(簡閱點呼

免除)願

名義

何々奉職中何々ノ用ニ依リ年月何處へ出張(營業上月日何船ニ乗込何地方へ航行)(父母疾病危篤ニ付看護)致度候ニ付勤務演習猶豫(簡閱點呼免除)相成度此段相願候也

(注意)疾病の醫師の診斷書を添ふべし

(3) 服役延期願

何年月日豫備(後備)役滿期ノ處尙何々年間服役延期被成下度此段相願候也

(注意)上等兵以下は下士適任(砲兵工科學校)(經理學校)卒業の文字を氏名の右肩に朱書すべし

(4) 軍隊手牒下附願

何年月日出火の際軍隊手牒燒失(何々ニ依リ紛失)致候間御下附相成度此段相願候也

(注意)手牒代金として金十三錢を願書と共に差出すべし但郵便切手を以て代納するも妨げなし

(5) 結婚願

國郡市町村番地族籍職業
何某何女(姉妹) 名

年月日生
何月何年何ヶ月 名義

今般熟談ノ上右ノ記載ノ者ト結婚致度別紙身元願書相添差出候間御許可被成下度此段奉願候也

(一) 歸郷御届

名義

何年月日何部隊ニ於テ現役在營滿期傷痍疾病家事故障ニ依リ現役免除何々召集應召ノ處月日解散命セラレ候ニ付年月日歸郷致シ候間此段及御届候也

(注意)一 現役滿期諸召集應召者へ着後

七日(下士は十四日)旅行者は十四日海外旅行者にして召集の通報を受け歸郷したるときは着後廿四時間以内 二 在營とあるは砲兵助卒、同輸卒、輜重輸卒に適用

三 召集中他の部隊へ轉屬せし時は其月日部隊を本文中へ記入すべし

(二) 滞在屬(滿期後七日(下士)は十四日)以内

名義

年月日何部隊に於て現役滿期豫(後)備役ニ編入相成候に付直に出發歸郷可致處何々ノ爲メ月日ヨリ月日迄何府縣市郡區町村番地何某方へ滞在致候間通報人連署ヲ以テ此段及御届候也

府縣市(區)町村番地
何年(徵集兵種) 何年後(後備役官等) 姓名印
府縣市(區)町村番地
通報人 姓名 名印

年月日

(注意)通報人は同市區町村内に於て成年以上の男子に限る

(三) 寄留(旅行)届(十四日内)

名義

年月日ヨリ年月日迄府縣市郡區町村番地何某方へ寄留(何々ノ爲メ何々地方へ旅行)致候間通報人連署ヲ以テ此段及御届候也

(注意) 通報人は成年以上の男子に限る
(四) 〇轉籍(分家)届(十四日以内)

年月日府縣市郡區町村番地へ轉籍(分家)致候間此段及御届候也

(注意) 一本人失踪其他の事故にて不在の時
時は戸主又は家族(家事担任者)家族なき者は市町村長より差出すべし
二 舊住地の市町村長を經由し(氏名の變更に係る者は舊氏名を右肩に朱書すべし)新住地到着の上は軍隊手牒、補充兵證書を訂正の爲め差出すべし
(五) 〇後歸届(十四日以内)

年月日府縣市郡區町村番地族籍何某養子(入夫)に相成居候處年月日府縣市郡區町村番地族籍何某(兄弟)ニ復籍致候間此段及御

届候也

(注意) 一(四)の注意を適用す
(六) 〇就識(退職)届(十四日以内)

何年月ヨリ某市町村長助役役收入役何會議員ニ就職(就職中ノ處何年月日退職)致候間此段及御届候

(七) 〇勳章從軍記章拜受(同襖奪)届
何年戰役ノ功(何々)に依り年月日勳(功)等(級)何章及年金(金)何圓を授ケ賜リ(何々)ニ依り年月日勳章、從軍記章、被襖奪)候間此段及御届候也
(注意) 一〇符を付したる年月日は勳記從軍證、及襖奪狀にある年月日とす
(八) 〇離婚届(十四日以内)

從來何某ト稱シ來候處何年月日許可ノ上何姓(名)ト改稱致候間此段及御届候也
(十二) 〇寄留地退去(寄留替)届(十四日以内)

年月日御許可相成候ニ付府縣市郡區町村番地族籍職業何某何女(姉妹)名年月日生ト月日(養子、入夫)結婚相整候間此段及御届候也

(注意) 一 養子、入夫ハ戶籍寫を添ふべし
二 (四)の注意を適用す
(九) 〇出産届(十四日以内)

右月日妻名分娩出生致候間此段及御届候也
(十) 〇離婚届(十四日以内)

府縣市郡區町村番地族籍職業何某何男(姉妹)名

年月日右記載ノ者ト結婚濟ノ處月日双方示談ノ上離婚致候間此段及御届候也
(十一) 〇改姓(名)届(十四日以内)

年月日ヨリ府縣市郡區町村番地何某方へ寄留中(寄留中該地ニ於テ勤務演習應召、簡閱點呼參會許可)ノ處今般本籍何府縣市郡區町村番地へ復歸(何府縣市郡區町村番地何某方へ寄留替)致候間此段及御届候也
(十三) 〇家族異動届(十四日以内)

父、兄(何男女)名
右月日病死(何府縣市郡區町村番地何某養子、妻ニ差遣)候間此段及御届候也
(十四) 〇寄留地ニ於テ勤務演習應召(簡閱點呼參會)許可濟届

名義
名義
名義
名義